

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各 介 護 保 険 関 係 団 体 御 中

← 厚生労働省 老健局振興課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

「地域支援事業交付金交付要綱の一部改正」について

計 1 0 8 枚（本紙を除く）

Vol.522

平成28年3月1日

厚生労働省老健局振興課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしく願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111（3986）

FAX：03-3503-7894

厚生労働省発老０３０１第４号

平成 2 8 年 3 月 1 日

各都道府県知事殿

厚生労働事務次官

（公 印 省 略）

地域支援事業交付金の交付について

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 1 2 2 条の 2 に基づく交付金の交付については、平成 2 0 年 5 月 2 3 日厚生労働省発老第 0 5 2 3 0 0 3 号本職通知の別紙「地域支援事業交付金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行われているところであるが、今般、交付要綱の一部が別添新旧対照表のとおり改正され、平成 2 7 年 4 月 1 日から適用することとされたので通知する。

なお、各都道府県知事におかれては、貴管内市町村等に対する周知について、ご配慮願いたい。

別添

地域支援事業交付金交付要綱の新旧対照表

改正後（新）	改正前（旧）
地域支援事業交付金交付要綱 （通則） 1 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第122条の2に基づく交付金については、予算の範囲内において交付するものとし、法、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）、介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令（平成10年政令第413号）、<u>介護保険法第122条の2第2項に規定する交付金の額の算定に関する省令（平成27年厚生労働省令第58号。以下「算定省令」という。）</u>、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化令」という。）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省・労働省令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。 （交付の目的及び趣旨） 2 この交付金は、市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合等を含む。以下同じ。）が、地域支援事業を行うことにより、被保険者が要介護状態又は要支援状態<u>となることを予防し、社会に参加しつつ、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とし、地域における包括的な相談及び支援体制、多様な主体の参画による日常生活の支援体制、在宅医療と介護の連携体制及び認知症高齢者への支援体制の構築等を一体的に推進する。</u> （交付の対象） 3 この交付金は次の(1)、<u>(2)及び(3)</u>に掲げる市町村の区分に応じ、それぞれ<u>ア</u>からウまでに掲げる事業を交付の対象とする。 <u>(1) 介護予防・日常生活支援総合事業を実施する市町村</u> <u>ア 法第115条の45第1項第1号及び同項第2号に基づき、平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知の別紙「地域支援事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）別記1の第2の1により市町村が行う事業（以下「介護予防・日常生活支援総合事業」という。）</u>	地域支援事業交付金交付要綱 （通則） 1 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第122条の2に基づく交付金については、予算の範囲内において交付するものとし、法、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）、介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令（平成10年政令第413号。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化令」という。）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省・労働省令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。 （交付の目的） 2 この交付金は、市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合等を含む。以下同じ。）が、地域支援事業を行うことにより、被保険者が要介護状態又は要支援状態<u>（以下「要介護状態等」という。）</u>となることを予防するとともに、<u>要介護状態等となった場合においても、可能な限り、</u>地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とする。 （交付の対象） 3 この交付金は次の(1) <u>又は(2)</u>に掲げる市町村の区分に応じ、それぞれ<u>(1)のアからウまで又は(2)のアからウまでに</u>掲げる事業を交付の対象とする。 <u>（新設）</u>

改正後（新）	改正前（旧）
<u>イ 法第 115 条の 45 第 2 項各号及び法第 115 条の 48 に基づき、実施要綱別記 4 及び 5 により市町村が行う事業（以下「包括的支援事業」といい、このうち法第 115 条の 45 第 2 項第 1 号から第 3 号までを「包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）」とし、同項第 4 号から第 6 号及び法第 115 条の 48 に掲げる事業を「包括的支援事業（社会保障充実分）」という。）</u> <u>ウ 法第 115 条の 45 第 3 項に基づき、実施要綱別記 6 により市町村が行う事業（以下「任意事業」という。）</u> <u>(2) 旧介護予防・日常生活支援総合事業を実施する市町村</u> ア <u>地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）附則第 14 条により、なおその効力を有するものとされた同法第 5 条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第 115 条の 45 第 1 項第 1 号及び同項第 2 号並びに第 2 項各号に基づき、実施要綱別記 2 により市町村が行う事業（以下「旧介護予防・日常生活支援総合事業」という。）</u> イ <u>包括的支援事業</u> ウ <u>任意事業</u> <u>(3) 旧介護予防事業を実施する市町村</u> ア <u>旧法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号に基づき、実施要綱別記 3 により市町村が行う事業（以下「旧介護予防事業」という。）</u> イ <u>包括的支援事業</u> ウ <u>任意事業</u> （交付額の算定方法） 4 この交付金の交付額は、次により算出するものとする。 <u>(1) 3 の(1)に掲げる市町村の場合は、次により算出するものとする。</u>	<u>(1) 介護予防・日常生活支援総合事業を実施する市町村</u> ア 法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号及び同項第 2 号並びに第 2 項各号に基づき、<u>平成 18 年 6 月 9 日老発第 0609001 号厚生労働省老健局長通知の別紙「地域支援事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）別記 1 の第 2 の 1</u>により市町村が行う事業（以下「介護予防・日常生活支援総合事業」という。） イ <u>法第 115 条の 45 第 1 項第 3 号から第 5 号までにに基づき、実施要綱別記 1 の第 2 の 2 により市町村が行う事業（介護予防・日常生活支援総合事業を実施する市町村にあつては、以下「包括的支援事業」という。）</u> ウ <u>法第 115 条の 45 第 3 項に基づき、実施要綱別記 1 の第 2 の 3 により市町村が行う事業（介護予防・日常生活支援総合事業を実施する市町村にあつては、以下「任意事業」という。）</u> <u>(2) 介護予防・日常生活支援総合事業を実施しない市町村</u> ア 法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号に基づき、実施要綱別記 <u>2 の第 2 の 1</u>により市町村が行う事業（以下「介護予防事業」という。） イ <u>法第 115 条の 45 第 1 項第 2 号から第 5 号までにに基づき、実施要綱別記 2 の第 2 の 2 により市町村が行う事業（介護予防・日常生活支援総合事業を実施しない市町村にあつては、以下「包括的支援事業」という。）</u> ウ <u>法第 115 条の 45 第 3 項に基づき、実施要綱別記 2 の第 2 の 3 により市町村が行う事業（介護予防・日常生活支援総合事業を実施しない市町村にあつては、以下「任意事業」という。）</u> （交付額の算定方法） 4 この交付金の交付額は、次により算出するものとする。 <u>（新設）</u>

改正後（新）	改正前（旧）
<u>ア 次の表の第1欄に定める区分ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。</u> <u>イ アにより選定された額に、第4欄に定める交付率を乗じて得た合計額に、算定省令により市町村ごとに算定された額（以下「総合事業調整交付金」という。）を加えた額を交付額とする。ただし、交付率を乗じた額に1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</u> <u>(2) 3の(2)に掲げる市町村の場合は、次により算出するものとする。</u> ア 次の表の第1欄に定める区分ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。ただし、<u>旧介護予防・日常生活支援総合事業と包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業の基準額の合計は、給付見込額（旧介護予防・日常生活支援総合事業を行わないこととした場合に、介護給付等に要することとなる費用の予想額。）に0.03を乗じて得た額とするが、介護保険法施行令及び地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令（平成27年政令第269号）第2条の規定による旧政令第37条の13第3項各号</u>に該当する市町村にあっては、次に定める額とすることができる。 （ア） 給付見込額に0.015を乗じて得た額が300万円に満たない市町村（以下「小規模市町村」という。）が、包括的支援事業及び任意事業の基準額を300万円とした場合にあっては、給付見込額に0.015を乗じて得た額に300万円を加えた額とする。 （イ） 地域支援事業に要する費用の予想額が、給付見込額に0.03を乗じて得た額を超える場合（厚生労働大臣が特に必要と認める場合に限るものとし、（ア）の適用を受けるものを除く。）にあっては、給付見込額に0.04を乗じて得た額を超えない範囲で、厚生労働大臣が相当と認める額とする。 イ アにより選定された額に、第4欄に定める交付率を乗じて得た合計額を交付額とする。ただし、交付率を乗じた額に1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 <u>(3) 3の(3)に定める市町村の場合は、次により算出するものとする。</u> ア 次の表の第1欄に定める区分ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。ただし、<u>旧介護予防事業と包括的支援事業（地域包括</u>	<u>(1) 3の(1)に掲げる市町村の場合は、次により算出するものとする。</u> ア 次の表の第1欄に定める区分ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。ただし、基準額の合計は、給付見込額（介護予防・日常生活支援総合事業を行わないこととした場合に、介護給付等に要することとなる費用の予想額。<u>4の(1)及び(3)において同じ。</u>）に0.03を乗じて得た額とするが、<u>政令第37条の13第3項各号</u>に該当する市町村にあっては、次に定める額とすることができる。 （ア） 給付見込額に0.015を乗じて得た額が300万円に満たない市町村（以下「小規模市町村」という。）が、包括的支援事業及び任意事業の基準額を300万円とした場合にあっては、給付見込額に0.015を乗じて得た額に300万円を加えた額とする。 （イ） 地域支援事業に要する費用の予想額が、給付見込額に0.03を乗じて得た額を超える場合（厚生労働大臣が特に必要と認める場合に限るものとし、（ア）の適用を受けるものを除く。）にあっては、給付見込額に0.04を乗じて得た額を超えない範囲で、厚生労働大臣が相当と認める額とする。 イ アにより選定された額に、第4欄に定める交付率を乗じて得た合計額を交付額とする。ただし、交付率を乗じた額に1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 <u>(2) 3の(2)に定める市町村の場合は、次により算出するものとする。</u> ア 次の表の第1欄に定める区分ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。ただし、基準額の合計は、給付見込額（<u>政令第37条</u>

改正後（新）	改正前（旧）
<u>支援センターの運営）及び任意事業の基準額の合計は、給付見込額（介護保険法施行令及び地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令第2条の規定による旧政令第37条の13第1項及び同条第2項に規定する給付見込額をいう。）に0.03を乗じて得た額（給付見込額に0.015を乗じて得た額が300万円に満たない市町村が包括的支援事業及び任意事業の基準額を300万円とした場合にあつては、給付見込額に0.015を乗じて得た額に300万円を加えた額）とする。</u> イ アにより選定された額に、第4欄に定める交付率を乗じて得た合計額を交付額とする。ただし、交付率を乗じた額に1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 <u>(4) 年度途中から3の(1)に掲げる市町村となる場合は、次により算出するものとする。</u> <u>ア 次の表の第1欄に定める区分ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。</u> <u>ただし、年度途中から介護予防・日常生活支援総合事業を実施する場合は、介護予防・日常生活支援総合事業と併せて旧介護予防・日常生活支援総合事業又は旧介護予防事業を実施することになるため、この場合の第2欄に定める基準額は、第1欄に定める区分が介護予防・日常生活支援総合事業の基準額を使用し、第3欄に定める対象経費は、介護予防・日常生活支援総合事業、旧介護予防・日常生活支援総合事業又は旧介護予防事業の対象経費の実支出額の合計額（以下「介護予防・日常生活支援総合事業等合計額」という。）とする。</u> <u>イ アにより選定された介護予防・日常生活支援総合事業等合計額が、第2欄に定める介護予防・日常生活支援総合事業の基準額を超えない場合は、第1欄に定める区分ごとに第4欄に定める交付率を乗じて得た合計額に、総合事業調整交付金を加えた額を交付額とする。ただし、交付率を乗じた額に1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</u> <u>ウ アにより選定された介護予防・日常生活支援総合事業等合計額が、第2欄に定める介護予防・日常生活支援総合事業の基準額を超える場合は、旧介護予防・日常生活支援総合事業又は旧介護予防事業の対象経費の実支出額から優先して調整することにより、介護予防・日常生活支援総合事業の基準額を超えない額とした上で、第1欄に定める区分ごとに第4欄に定める交付率を乗じて得た合計額に、総合事業調整交付金を加えた額を交付額とする。ただし、交付率を乗じた額に1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</u>	<u>の13第1項及び同条第2項に規定する給付見込額をいう。4の(2)及び(4)において同じ。)</u>に0.03を乗じて得た額（給付見込額に0.015を乗じて得た額が300万円に満たない市町村が包括的支援事業及び任意事業の基準額を300万円とした場合にあつては、給付見込額に0.015を乗じて得た額に300万円を加えた額）とする。 イ アにより選定された額に、第4欄に定める交付率を乗じて得た合計額を交付額とする。ただし、交付率を乗じた額に1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 <u>(新設)</u>

改正後（新）				改正前（旧）			
1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 交付率	1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 交付率
介護予防・日常生活支援総合事業	以下の①又は②に掲げる額のうちいずれか高い額 ① アに掲げる額からイに掲げる額を控除して得た額 ア 介護予防・日常生活支援総合事業（年度途中の実施も含む。）の事業開始の前年度の予防給付費額（介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防支援に係るものに限る。）並びに旧介護予防・日常生活支援総合事業費額及び旧介護予防事業費額の合計額に当該市町村の75歳以上高齢者の伸び（注）を乗じて得た額 イ 当該年度の予防給付費額（介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防支援に係るものに限る。） ② アに掲げる額からイに掲げる額を控除して得た額 ア 介護予防・日常生活支援総合事業（年度途中の	介護予防・日常生活支援総合事業に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料（介護予防のための器具等をレンタル又はリースする場合は、購入する場合の単価が10万円以下のものに限る。）、備品購入費（介護予防のための器具等を購入する場合は、単価10万円以下のものに限る。）、負担金、補助金 なお、給料、職員手当等及び共済費については、介護予防・生活支援サービス事業のうち、訪問型サービスC及び通所型サービスCに従事する保健師に係る経費を除く。	20/100	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

改正後（新）				改正前（旧）			
	<u>実施も含む。）の事業開始の前年度の予防給付費額並びに旧介護予防・日常生活支援総合事業費額及び旧介護予防事業費額の合計額に当該市町村の75歳以上高齢者の伸び（注）を乗じて得た額</u> <u>イ 当該年度の予防給付費額</u> <u>（注）10月1日時点の住民基本台帳における75歳以上高齢者数の当該年度を除く直近3か年の平均伸び率</u> <u>ただし、平成27年度から平成29年度までは、以下の③又は④に掲げる額のうちいずれか高い額を基準額とすることができる。</u> <u>③ アに掲げる額からイに掲げる額を控除して得た額</u> <u>ア 介護予防・日常生活支援総合事業（年度途中の実施も含む。）の事業開始の前年度の予防給付費額（介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介</u>						

改正後（新）				改正前（旧）			
	<u>護予防支援に係るものに限る。）並びに旧介護予防・日常生活支援総合事業費額及び旧介護予防事業費額の合計額に1.1を乗じた額</u> <u>イ 当該年度の予防給付費額（介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防支援に係るものに限る。）</u> ④ <u>アに掲げる額からイに掲げる額を控除して得た額</u> <u>ア 介護予防・日常生活支援総合事業（年度途中の実施も含む。）の事業開始の前年度の予防給付費額並びに旧介護予防・日常生活支援総合事業費額及び旧介護予防事業費額の合計額に1.1を乗じて得た額</u> <u>イ 当該年度の予防給付費額</u> <u>なお、市町村における総合事業の円滑な実施に配慮し、対象経費の支出予定額が基準額を超える場合は、個別協議を実施し、厚生労働大臣が</u>						

改正後（新）				改正前（旧）			
	<u>特に必要と認める場合に限り、その額に置き換えることができる。</u>						
旧介護予防・日常生活支援総合事業	給付見込額に 0.02 を乗じて得た額とする。 ただし、<u>旧政令第 37 条の 13 第 3 項各号</u>に該当する市町村にあっては、次に定める額とすることができる。 ① 小規模市町村が、包括的支援事業及び任意事業の基準額を 300 万円とした場合は、給付見込額に 0.015 を乗じて得た額とする。 ② <u>旧</u>介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の予想額が給付見込額に 0.02 を乗じて得た額を超える場合（厚生労働大臣が特に必要と認める場合に限り、①の適用を受けるものを除く。）にあっては、次に定める額とする。 ⑦ 地域支援事業に要する費用の予想額が、給付見込額に 0.03 を乗じて得た額を超えない場合は、当該額から包括的支援事	<u>旧</u>介護予防・日常生活支援総合事業又は<u>旧</u>介護予防事業に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料（介護予防のための器具等をレンタル又はリースする場合は、購入する場合の単価が 10 万円以下のものに限る。）、備品購入費（介護予防のための器具等を購入する場合は、単価 10 万円以下のものに限る。）、負担金、補助金 なお、給料、職員手当等及び共済費については、二次予防事業のうち、通所型介護予防事業及び訪問型介護予防事業（<u>旧</u>介護予防・日常生活支援総合事業を行う場合にあっては、二次予防事業対象者に対する予防サービス事業のうち、通所型予防サービス及	25 / 100	介護予防・日常生活支援総合事業	給付見込額に 0.02 を乗じて得た額とする。 ただし、<u>政令第 37 条の 13 第 3 項各号</u>に該当する市町村にあっては、次に定める額とすることができる。 ① 小規模市町村が、包括的支援事業及び任意事業の基準額を 300 万円とした場合は、給付見込額に 0.015 を乗じて得た額とする。 ② 介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の予想額が給付見込額に 0.02 を乗じて得た額を超える場合（厚生労働大臣が特に必要と認める場合に限るものとして、①の適用を受けるものを除く。）にあっては、次に定める額とする。 ⑦ 地域支援事業に要する費用の予想額が、給付見込額に 0.03 を乗じて得た額を超えない場合は、当該額から包括的支	介護予防・日常生活支援総合事業又は介護予防事業に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料（介護予防のための器具等をレンタル又はリースする場合は、購入する場合の単価が 10 万円以下のものに限る。）、備品購入費（介護予防のための器具等を購入する場合は、単価 10 万円以下のものに限る。）、負担金、補助金 なお、給料、職員手当等及び共済費については、二次予防事業のうち、通所型介護予防事業及び訪問型介護予防事業（介護予防・日常生活支援総合事業を行う場合にあっては、二次予防事業対象者に対する予防サービス事業のうち、通所型予防サービス及び訪問相談・指導）に従事する保健師に係る経費を除く。	25 / 100

改正後（新）				改正前（旧）			
	業及び任意事業に要する費用の額を控除して得た額とする。 ④ 地域支援事業に要する費用の予想額が、給付見込額に 0.03 を乗じて得た額を超える場合は、給付見込額に 0.03 を乗じて得た額を超えない範囲で、厚生労働大臣が相当と認める額とする。	び訪問相談・指導）に従事する保健師に係る経費を除く。			援事業及び任意事業に要する費用の額を控除して得た額とする。 ④ 地域支援事業に要する費用の予想額が、給付見込額に 0.03 を乗じて得た額を超える場合は、給付見込額に 0.03 を乗じて得た額を超えない範囲で、厚生労働大臣が相当と認める額とする。		
Ⅷ介護予防事業	給付見込額に 0.02 を乗じて得た額とする。 ただし、小規模市町村が、包括的支援事業及び任意事業の基準額を 300 万円とした場合は、給付見込額に 0.015 を乗じて得た額とする。			介護予防事業	給付見込額に 0.02 を乗じて得た額とする。 ただし、小規模市町村が、包括的支援事業及び任意事業の基準額を 300 万円とした場合は、給付見込額に 0.015 を乗じて得た額とする。		
包括的支援事業 （地域包括支援センターの運営） 及び任意事業	<u>平成 26 年度の包括的支援事業及び任意事業の上限額に当該市町村の 65 歳以上高齢者数の伸び（注）を乗じて得た額とする。平成 28 年度以降は前年度に算定した基準額に当該市町村の 65 歳以上高齢者数の伸び（注）を乗じ</u>	包括的支援事業及び任意事業に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助金、扶助費	<u>39／100</u>	包括的支援事業 及び任意事業	<u>給付見込額に 0.02 を乗じて得た額とする。</u> <u>ただし、小規模市町村は、300 万円とすることができる。</u>	包括的支援事業及び任意事業に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助金、扶助費	<u>39.5／100</u>

改正後（新）				改正前（旧）			
	<u>て得た額とする（以下「原則の上限額」という。）。</u> <u>なお、以下の(ア)と(イ)の両方の取組を推進する市町村については、上記の計算式に代えて次の計算式により基準額（下記の①と②の合計額。以下「特例の上限額」という。）を算出することを可能とする。一部事務組合及び広域連合においては、構成市町村ごとに計算した額の合計額を基準額とする（平成27年度から29年度までに原則の上限額又は特例の上限額を選択可。）。</u> <u>(ア) 少なくとも介護給付適正化の主要5事業（介護保険法施行令附則第8条第1項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める主要介護給付等費用適正化事業（平成20年厚生労働省告示第31号）に掲げる事業をいう。）を全て実施していること。</u> <u>(イ) 介護予防・日常生活支援総合事業を実施していること。</u> <u>※ 平成26年度の包括的支援</u>						

改正後（新）					改正前（旧）			
	<u>事業・任意事業の上限額が</u> <u>12,500 千円未満の市町村は</u> <u>(ア)の要件を満たさなくて</u> <u>も可。</u> <u>① 地域包括支援センターの</u> <u>運営</u> <u>25,000 千円 に 当該市町村</u> <u>の 65 歳以上高齢者数を</u> <u>4,500 で除した値を乗じた額</u> <u>※ ただし、この計算の結果</u> <u>が 12,500 千円以下の場合は</u> <u>12,500 千円とする。</u> <u>② 任意事業の実施</u> <u>930 円に当該市町村の 65 歳</u> <u>以上高齢者数を乗じて得た</u> <u>額</u> <u>なお、特例の上限額の範囲</u> <u>内であれば、地域包括支援セ</u> <u>ンターの運営に係る費用は</u> <u>①により算出される額を超</u> <u>えても差し支えない。一方、</u> <u>任意事業の実施に係る費用</u> <u>は、以下の(a)又は(b)のい</u> <u>ずれか高い金額を超えては</u> <u>ならない。</u> <u>(a) ②により算出される額</u> <u>(b) ①及び②の合計額を基</u> <u>準額として選択した年度 (=</u> <u>移行年度) の前年度の任意事</u> <u>業実績額×当該市町村の 65</u>							

改正後（新）				改正前（旧）			
	<u>歳以上高齢者数の伸び率</u> <u>（注）10月1日時点の住民基本台帳における65歳以上高齢者数の当該年度を除く直近3か年の平均伸び率</u>						
<u>包括的支援事業（社会保障充実分）</u>	<u>以下の①から④の算定式の合計額を「標準額」とし、これを基本として、各市町村の実情に応じて算定した額で厚生労働大臣が認める額とする。</u> <u>なお、現に実施されていない事業については標準額に含めることはできない。</u> <u>① 実施要綱の別記5の1に掲げる在宅医療・介護連携推進事業</u>			<u>（新設）</u>	<u>（新設）</u>		

改正後（新）				改正前（旧）			
	・ (a) 及び(b)の合計額 (a) 1,058 千円 (b) 3,761 千円×地域包括 支援センター数（注） ② 実施要綱の別記 5 の 2 に 掲げる生活支援体制整備事 業 ・ 第 1 層（市町村圏域） 8,000 千円 ※ ただし、指定都市の場合 は、当該額に行政区の数、一 部事務組合及び広域連合の 場合は、当該額に構成市町村 の数を乗じることとする。 ・ 第 2 層（日常生活圏域） 4,000 千円× 日常生活圏域 数（法第 117 条第 2 項第 1 号 の区域をいう。以下同じ）の 数 ※ 日常生活圏域が 1 つであ る場合は、第 2 層は算定でき ない。 ③ 実施要綱の別記 5 の 3 に 掲げる認知症総合支援事業 ・ 認知症初期集中支援事業 10,266 千円 ※ ただし、指定都市の場合 は、行政区の数、一部事務組 合及び広域連合の場合は、当 該額に構成市町村の数を乗						

改正後（新）				改正前（旧）			
	<u>じることとする。</u> <u>・認知症地域支援・ケア向上事業 6,802 千円</u> <u>※ ただし、一部事務組合及び広域連合の場合は、当該額に構成市町村の数を乗じることとする。</u> <u>④ 実施要綱の別記 5 の 4 に掲げる地域ケア会議推進事業</u> <u>・1,272 千円× 地域包括支援センター数(注)</u> <u>(注) 法第 115 条の 46 第 1 項に規定する地域包括支援センターをいう。</u>						
<u>(削除)</u>				<u>(3) 政令附則第 18 条に規定する平成 26 年度において法第 115 条の 45 第 3 項第 3 号に掲げる事業のうち認知症である被保険者に対する支援又は被保険者の地域における自立した日常生活の支援に係る体制の整備の促進を行う事業として厚生労働大臣が定めるものを拡充しようとする市町村又は新たに実施しようとする市町村であって、3 の(1)に掲げる市町村の場合については、次により算定するものとする。</u> <u>ア 次の表の第 1 欄に定める区分ごとに、第 2 欄に定める基準額と第 3 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。ただし、基準額の合計は、給付見込額に 0.03 を乗じて得た額とするが、政令第 37 条の 13 第 3 項各号に該当する市町村にあっては、次に定める額とすることができる。</u> <u>(ア) 給付見込額に 0.015 を乗じて得た額が 300 万円に満たない市町村が、包括的支援事業及び任意事業の基準額を 2,800 万円を超えない範囲で、厚生労働大臣が相当と認める額とした場合にあっては、給付見込額に 0.015 を乗じて得た額に 2,800 万円を超えない範囲で厚生労働大臣が相当と認める額を加えた額とする。</u> <u>(イ) 地域支援事業に要する費用の予想額が、給付見込額に 0.03 を乗じて得た額を超え</u>			

改正後（新）	改正前（旧）								
(削除)	る場合（厚生労働大臣が特に必要と認める場合に限るものとし、(ア)の適用を受けるものを除く。）にあつては、給付見込額に0.04を乗じて得た額に、2,500万円を加えた額を超えない範囲で厚生労働大臣が相当と認める額とする。 イ アにより選定された額に、第4欄に定める交付率を乗じて得た合計額を交付額とする。ただし、交付率を乗じた額に1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 (4) 政令附則第18条に規定する平成26年度において法第115条の4第3項第3号に掲げる事業のうち認知症である被保険者に対する支援又は被保険者の地域における自立した日常生活の支援に係る体制の整備の促進を行う事業として厚生労働大臣が定めるものを拡充しようとする市町村又は新たに実施しようとする市町村であつて、3の(2)に掲げる市町村の場合については、次により算定するものとする。 ア 次の表の第1欄に定める区分ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。ただし、基準額の合計は、給付見込額に0.03を乗じて得た額に2,500万円を加えた額を超えない範囲で厚生労働大臣が相当と認める額（小規模市町村が包括的支援事業及び任意事業の基準額を2,800万円を超えない範囲で厚生労働大臣が相当と認める額とした場合にあつては、給付見込額に0.015を乗じて得た額に2,800万円を超えない範囲で厚生労働大臣が相当と認める額を加えた額）とする。 イ アにより選定された額に、第4欄に定める交付率を乗じて得た合計額を交付額とする。ただし、交付率を乗じた額に1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。								
(削除)	<table><tr><th>1 区分</th><th>2 基準額</th><th>3 対象経費</th><th>4 交付率</th></tr><tr><td>介護予防・日常生活支援総合事業</td><td>給付見込額に0.02を乗じて得た額とする。 ただし、政令第37条の13第3項各号に該当する市町村にあつては、次に定める額とすることができる。 ① 小規模市町村が、包括的支援事業及び任意事業の基準額を2,800万円を</td><td>介護予防・日常生活支援総合事業又は介護予防事業に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料(介護予防のための器具等をレンタル又はリースする場合、購入する場合の単価が10万円以下のものに限</td><td>25／100</td></tr></table>	1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 交付率	介護予防・日常生活支援総合事業	給付見込額に0.02を乗じて得た額とする。 ただし、政令第37条の13第3項各号に該当する市町村にあつては、次に定める額とすることができる。 ① 小規模市町村が、包括的支援事業及び任意事業の基準額を2,800万円を	介護予防・日常生活支援総合事業又は介護予防事業に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料(介護予防のための器具等をレンタル又はリースする場合、購入する場合の単価が10万円以下のものに限	25／100
1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 交付率						
介護予防・日常生活支援総合事業	給付見込額に0.02を乗じて得た額とする。 ただし、政令第37条の13第3項各号に該当する市町村にあつては、次に定める額とすることができる。 ① 小規模市町村が、包括的支援事業及び任意事業の基準額を2,800万円を	介護予防・日常生活支援総合事業又は介護予防事業に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料(介護予防のための器具等をレンタル又はリースする場合、購入する場合の単価が10万円以下のものに限	25／100						

改正後（新）	改正前（旧）		
		超えない範囲で、厚生労働大臣が相当と認める額とした場合は、給付見込額に0.015を乗じて得た額とする。 ② 介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の予想額が給付見込額に0.02を乗じて得た額を超える場合（厚生労働大臣が特に必要と認める場合に限るものとし、①の適用を受けるものを除く。）にあつては、次に定める額とする。 ⑦ 地域支援事業に要する費用の予想額が、給付見込額に0.03を乗じて得た額を超えない場合は、当該額から包括的支援事業及び任意事業に要する費用の額を控除して得た額とする。 ⑧ 地域支援事業に要する費用の予想額が、給付見込額に0.03を乗じて得た額を超える場合は、給付見込額に0.03を乗じて得た額を超えない範囲で、厚生労働	る。）、備品購入費（介護予防のための器具等を購入する場合は、単価10万円以下のものに限る。）、負担金、補助金 なお、給料、職員手当等及び共済費については、二次予防事業のうち、通所型介護予防事業及び訪問型介護予防事業（介護予防・日常生活支援総合事業を行う場合にあつては、二次予防事業対象者に対する予防サービス事業のうち、通所型予防サービス及び訪問相談・指導）に従事する保健師に係る経費を除く。

改正後（新）	改正前（旧）			
		<u>大臣が相当と認める額とする。</u>		
	介護予防事業	給付見込額に0.02を乗じて得た額とする。 ただし、小規模市町村が、包括的支援事業及び任意事業の基準額を2,800万円を超えない範囲で厚生労働大臣が相当と認める額とした場合は、給付見込額に0.015を乗じて得た額とする。		
	包括的支援事業及び任意事業	給付見込額に0.02を乗じて得た額に2,500万円を加えた額を超えない範囲で厚生労働大臣が相当と認める額とする。 ただし、小規模市町村は、2,800万円を超えない範囲で厚生労働大臣が相当と認める額とすることができる。 なお、次に掲げる事業は、それぞれ次に掲げる額を超えない範囲で厚生労働大臣が相当と認める額とする。 ① 実施要綱の別記1第2の3（5）アに掲げる事業 10,200 千円 ② 実施要綱の別記1第2の3（5）イに掲げる事業 5,600 千円 ③ 実施要綱の別記1第2の	包括的支援事業及び任意事業に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助金、扶助費	39.5/100

改正後（新）	改正前（旧）				
5 （略） （交付の条件） 6 この交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。 （1）事業に要する経費の配分の変更はしてはならない。 （2）事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。 （3）事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。 （4）事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。 （5）事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の機械、器具及び<u>その他の財産</u>については、適正化令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けないで、この交付金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。 （6）厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。 （7）事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。 （8）交付金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第 1 による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を<u>交付金の額の確定</u>の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。<u>ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。</u>	<table><tr><td></td><td><u>3（5）ウに掲げる事業</u> <u>1,200 千円</u> <u>④実施要綱の別記 1 第 2 の</u> <u>3（5）エに掲げる事業</u> <u>8,000 千円</u></td><td></td><td></td></tr></table> 5 （略） （交付の条件） 6 この交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。 （1）事業に要する経費の配分の変更はしてはならない。 （2）事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。 （3）事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。 （4）事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。 （5）事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 5 0 万円以上の機械及び器具については、適正化令第 1 4 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けないで、この交付金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。 （6）厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。 （7）事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。 （8）交付金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第 1 による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。		<u>3（5）ウに掲げる事業</u> <u>1,200 千円</u> <u>④実施要綱の別記 1 第 2 の</u> <u>3（5）エに掲げる事業</u> <u>8,000 千円</u>		
	<u>3（5）ウに掲げる事業</u> <u>1,200 千円</u> <u>④実施要綱の別記 1 第 2 の</u> <u>3（5）エに掲げる事業</u> <u>8,000 千円</u>				

改正後（新）	改正前（旧）
（申請手続） 7 この交付金の交付の申請は、次により行うものとする。 （1）適正化法第 26 条第 2 項の規定に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合 ア 市町村の長は、<u>別紙様式第 2</u> を、関係書類とともに、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。 イ 都道府県知事は、アの申請書を受理したときは、これを審査し、取りまとめのうえ、別紙様式第 <u>8</u> により関係書類を添えて、別に定める日までに厚生労働大臣に提出するものとする。 （2）（1）以外の場合 市町村の長は、別紙様式第 2 を、関係書類とともに、別に定める日までに厚生労働大臣に提出するものとする。 （変更申請手続） 8 この交付金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、次により行うものとする。 （1）適正化法第 26 条第 2 項の規定に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合 ア 市町村の長は、別紙様式第 3 を、関係書類とともに、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。 イ 都道府県知事は、アの申請書を受理したときは、これを審査し、取りまとめのうえ、別紙様式第 <u>8</u> により関係書類を添えて、毎年度 1 月末日までに厚生労働大臣に提出するものとする。 （2）（1）以外の場合 市町村の長は、別紙様式第 3 を、関係書類とともに、毎年度 1 月末日までに厚生労働大臣に提出するものとする。	（申請手続） 7 この交付金の交付の申請は、次により行うものとする。 （1）適正化法第 2 6 条第 2 項の規定に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合 ア 市町村の長は、<u>3 の(1)に定める事業を実施する場合は別紙様式第 2 を、また 3 の(2)に定める事業を実施する場合は別紙様式第 8 を、</u>関係書類とともに、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。 イ 都道府県知事は、アの申請書を受理したときは、これを審査し、取りまとめのうえ、別紙様式第 <u>1 4</u> により関係書類を添えて、別に定める日までに厚生労働大臣に提出するものとする。 （2）（1）以外の場合 市町村の長は、<u>3 の(1)に定める事業を実施する場合は別紙様式第 2 を、また 3 の(2)に定める事業を実施する場合は別紙様式第 8 を、</u>関係書類とともに、別に定める日までに厚生労働大臣に提出するものとする。 （変更申請手続） 8 この交付金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、次により行うものとする。 （1）適正化法第 2 6 条第 2 項の規定に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合 ア 市町村の長は、3 の<u>(1)に定める事業を実施する場合は別紙様式第 3 を、また 3 の(2)に定める事業を実施する場合は別紙様式第 9 を、</u>関係書類とともに、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。 イ 都道府県知事は、アの申請書を受理したときは、これを審査し、取りまとめのうえ、別紙様式第 <u>1 4</u> により関係書類を添えて、毎年度 1 月末日までに厚生労働大臣に提出するものとする。 （2）（1）以外の場合 市町村の長は、<u>3 の(1)に定める事業を実施する場合は別紙様式第 3 を、また 3 の(2)に定める事業を実施する場合は別紙様式第 9 を、</u>関係書類とともに、毎年度 1 月末日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

改正後（新）	改正前（旧）
9 （略） （交付決定の通知） 10 適正化法第 26 条第 2 項の規定に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合、都道府県知事は、この交付金について厚生労働大臣の交付決定（決定の変更を含む。）があったときには、市町村の長に対し、別紙様式第 5 又は別紙様式第 6 により、速やかに交付決定内容及びこれに付された条件の通知を行うものとする。 （実績報告） 11 この交付金の事業実績報告は、次により行うものとする。 （1）適正化法第 26 条第 2 項の規定に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合 ア 市町村の長は、別紙様式第 4 を、関係書類とともに、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。 イ 都道府県知事は、アの書類を受理したときは、これを審査し、取りまとめのうえ、別紙様式第 8 により関係書類を添えて、翌年度 6 月末日（6 の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して 1 月を経過した日）までに厚生労働大臣に提出するものとする。 （2）(1)以外の場合 市町村の長は、別紙様式第 4 を、関係書類とともに、翌年度 6 月末日（6 の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して 1 月を経過した日）までに厚生労働大臣に提出するものとする。 （交付金の額の確定の通知） 12 適正化法第 26 条第 2 項の規定に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合、都道府県知事は、この交付金について厚生労働大臣の交付額の確定があったときには、市町村の長に対し、別紙様式第 7 により、速やかに確定の通知を行うものとする。	9 （略） （交付決定の通知） 10 適正化法第 2 6 条第 2 項の規定に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合、都道府県知事は、この交付金について厚生労働大臣の交付決定（決定の変更を含む。）があったときには、市町村の長に対し、<u>3 の(1)に定める事業を実施する場合は別紙様式第 5 又は別紙様式第 6 により、また 3 の(2)に定める事業を実施する場合は別紙様式第 1 1 又は別紙様式第 1 2 により、</u>速やかに交付決定内容及びこれに付された条件の通知を行うものとする。 （実績報告） 11 この交付金の事業実績報告は、次により行うものとする。 （1）適正化法第 2 6 条第 2 項の規定に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合 ア 市町村の長は、<u>3 の(1)に定める事業を実施する場合は別紙様式第 4 を、また 3 の(2)に定める事業を実施する場合は別紙様式第 1 0 を、</u>関係書類とともに、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。 イ 都道府県知事は、アの書類を受理したときは、これを審査し、取りまとめのうえ、別紙様式第 <u>1 4</u> により関係書類を添えて、翌年度 6 月末日（6 の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して 1 月を経過した日）までに厚生労働大臣に提出するものとする。 （2）(1)以外の場合 市町村の長は、<u>3 の(1)に定める事業を実施する場合は別紙様式第 4 を、また 3 の(2)に定める事業を実施する場合は別紙様式第 1 0 を、</u>関係書類とともに、翌年度 6 月末日（6 の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して 1 月を経過した日）までに厚生労働大臣に提出するものとする。 （交付金の額の確定の通知） 12 適正化法第 2 6 条第 2 項の規定に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合、都道府県知事は、この交付金について厚生労働大臣の交付額の確定があったときには、市町村の長に対し、<u>3 の(1)に定める事業を実施する場合は別紙様式第 7 により、また 3 の(2)に定</u>

改正後（新）	改正前（旧）
13 （略） 14 （略） 別紙様式第 1 （略）	<u>める事業を実施する場合は別紙様式第 1 3 により、速やかに確定の通知を行うものとする。</u> 13 （略） 14 （略） 別紙様式第 1 （略）

改正後（新）

別紙様式第2

別紙様式第2

第 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

市 町 村 長
広域連合代表
組 合 長

印

平成 年度地域支援事業交付金の交付申請について

標記について、次により交付金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

1 交付金申請額	金	円
内訳 介護予防・日常生活支援総合事業	金	円
旧介護予防・日常生活支援総合事業		
又は旧介護予防事業	金	円
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)		
及び任意事業	金	円
包括的支援事業(社会保障充実分)	金	円

2 添付書類(以下該当する様式のみを添付すること)

全事業共通

- (1) 平成 年度地域支援事業交付金所要額調(様式1)
- (2) 平成 年度任意事業実施計画書(様式2)
- (3) 平成 年度包括的支援事業(社会保障充実分)計画書(様式3)
- (4) 平成 年度歳入歳出予算書(見込書)抄本

介護予防・日常生活支援総合事業実施市町村で該当がある場合のみ

- (5) 平成 年度介護予防・日常生活支援総合事業の上限額引き上げに係る事業実施計画書(様式1の(1)別添1)
- (6) 平成 年度包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業の特例上限額適用に係る事業実施計画書(様式4)

旧介護予防・日常生活支援総合事業実施市町村で該当がある場合のみ

- (7) 平成 年度旧介護予防・日常生活支援総合事業の上限額引き上げに係る事業実施計画書(様式5)

改正前（旧）

別紙様式第2

別紙様式第2（介護予防・日常生活支援総合事業を実施する市町村）

第 号
平成 年 月 日

第 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

第 号
平成 年 月 日

市 町 村 長
広域連合代表
組 合 長

印

平成 年度地域支援事業交付金の交付申請について

標記について、次により交付金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

1 交付金申請額	金	円
内訳 介護予防・日常生活支援総合事業	金	円
包括的支援事業及び任意事業	金	円

2 添付書類

- (1) 平成 年度地域支援事業交付金所要額調(様式1)
- (2) 平成 年度任意事業実施計画書(様式2)
- (3) 平成 年度介護予防・日常生活支援総合事業実施計画書(様式3)
- (4) 平成 年度地域支援事業上限引き上げに係る事業実施計画書(様式4)
(政令第37条の13第3項第2号に該当する市町村のみ提出すること。)
- (5) 平成 年度歳入歳出予算書(見込書)抄本

保 険 者 名	都道府県コード	市区町村コード	○・□

改正後（新）

別紙様式第2に統合

改正前（旧）

別紙様式第8

別紙様式第8（介護予防・日常生活支援総合事業を実施しない市町村）

第 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

市 町 村 長
広域連合代表
組 合 長

印

平成 年度地域支援事業交付金の交付申請について

標記について、次により交付金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

1 交付金申請額

金	円
内訳 介護予防事業	金 円
包括的支援事業及び任意事業	金 円

2 添付書類

(1) 平成 年度地域支援事業交付金所要額明（様式1）

(2) 平成 年度任意事業実施計画書（様式2）

(3) 平成 年度歳入歳出予算書（見込書）抄本

保 険 者 名		
都道府県コード	市区町村コード	市 区 町 村 長

改正後（新）

改正前（旧）

別紙様式第2様式1の(1)

新規様式

別紙様式第2様式1の(1)(介護予防・日常生活支援総合事業を実施する市町村)

平成 年度地域支援事業交付金所要額調

区 分	総事業費 A 円	交付金その他の 収入額 B 円	差引額 C(A-B) 円	対象経費 支出予算額 D 円	基準額 E 円	交付基本額 F 円	交付金所要額 G 円	備 考
1 介護予防・日常生活支援総合事業								
(1)訪問型サービス(第1号訪問事業)								
ア 訪問介護給付サービス								
イ 訪問型サービスA(認知した基準によるサービス)								
ロ 訪問型サービスB(任意主体による支援)								
ハ 訪問型サービスC(短期集中予防サービス)								
ニ 訪問型サービスD(移動支援)								
ホ その他								
(2)通所型サービス(第1号通所事業)								
ア 通所介護給付サービス								
イ 通所型サービスA(認知した基準によるサービス)								
ロ 通所型サービスB(任意主体による支援)								
ハ 通所型サービスC(短期集中予防サービス)								
ホ その他								
(3)その他生活支援サービス(第1号生活支援事業)								
ア 常設支援を目的とした対応								
イ 定例的な定常確認及び緊急時の対応								
ロ 訪問型サービス・通所型サービスの一体的提供等								
ハ その他								
(4)介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)								
(5)要援支払手数料								
(6)要援介護予防サービス費相対事業等								
(7)一般介護予防事業								
ア 介護予防防犯事業								
イ 介護予防事業支援事業								
ロ 地域介護予防活動支援事業								
ハ 一般介護予防事業評価事業								
ニ 地域リハビリテーション活動支援事業								
2 包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業								
(1)包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)								
(2)任意事業								
ア 介護予防等費用適正化事業								
イ 要援介護支援事業								
ロ その他の事業								
イ(ア)成年後見制度利用支援事業								
イ(ロ)福祉用具・住宅改修支援事業								
イ(ハ)認知症対応型共同生活介護事業所の運営等助成事業								
ロ(ア)認知症サポーター養成事業								
ロ(イ)要援のAL活動費の上限におけるコミュニケーション支援事業								
ロ(ロ)地域自立生活支援事業								
3 合 計(1+2)								
4 包括的支援事業(社会保険労務)								
(1)在宅医療・介護連携推進事業								
(2)生活支援体制整備事業								
(3)認知症対応型集中支援推進事業								
(4)認知症地域支援・ケア向上事業								
(5)地域ケア会議推進事業								
5 合 計(3+4)								

(注) 1 B欄には、交付要額4(イ)交付金その他の収入額を記入すること。
2 E欄には、交付要額4に定める基準額を記入すること。
3 F欄には、C欄、D欄及びE欄を算出して算出しない額を記入すること。
4 G欄には、F欄の額に交付要額4の第4欄に定める交付率を乗じて得た額(1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てること)を記入すること。

1. 組合費	個別協議の有無	国庫補助金交付金
2. 組合費	国庫補助金交付金	国庫補助金交付金
3. 包括的支援事業(社会保険労務)	国庫補助金交付金	国庫補助金交付金
4. 包括的支援事業(社会保険労務)	国庫補助金交付金	国庫補助金交付金

改正後（新）	改正前（旧）																												
別紙様式第2様式1の（1）別添1 平成 年度介護予防・日常生活支援総合事業の上限額引き上げに係る事業実施計画書 介護予防・日常生活支援総合事業(交付要綱3の(1)のアの事業) <table border="1"> <tr> <td>実施主体</td> <td>〇〇市</td> </tr> <tr> <td>実施時期</td> <td>年 月 日から実施</td> </tr> <tr> <td>対象経費支出予定額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">上限額</td> </tr> <tr> <td>(1) 原則の上限額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>(2) 選択可能な上限額(給付全体)</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>(3) (1)の10%特例選択</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>(4) (2)の10%特例選択</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">上限超過の理由(以下の理由に該当する箇所に○を付け、具体的な内容を記載すること)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>介護予防に効果的なプログラムを新たに導入等</td> </tr> <tr> <td></td> <td>介護予防や生活支援サービスの供給体制が近隣市町村と比較して著しく不足等</td> </tr> <tr> <td></td> <td>小規模市町村で通いの場の新たな整備等</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td>内容 (具体的に 記載)</td> <td></td> </tr> </table> ※ 上限額引き上げは、当該年度一時的に費用が伸びるが、住民主体の取組が促進され、費用の伸びが低減する見込みがあることが前提。 ※ 上限超過の理由として、該当箇所に○を付けた場合には以下の点に留意の上、具体的に内容を記載すること。個別協議については、理由によっては認められない場合もあるので留意すること。 ・介護予防に効果的なプログラムを新たに導入・・・具体的に新たに導入したプログラム内容を具体的に記載すること。なお、原則として導入した年度のみ個別協議が認められるものとするが、やむを得ない理由がある場合はこの限りではない。 ・介護予防や生活支援サービスの供給体制が近隣市町村と比較して著しく不足・・・県内の市町村との比較が隣接市町村との比較かなど具体的な比較方法を数値も含めて記載する。 ・小規模市町村で通いの場の新たな整備・・・整備に要した額を具体的に記載する。 ・その他・・・内容が詳細に分かるように具体的に記載する。	実施主体	〇〇市	実施時期	年 月 日から実施	対象経費支出予定額	円	上限額		(1) 原則の上限額	円	(2) 選択可能な上限額(給付全体)	円	(3) (1)の10%特例選択	円	(4) (2)の10%特例選択	円	上限超過の理由(以下の理由に該当する箇所に○を付け、具体的な内容を記載すること)			介護予防に効果的なプログラムを新たに導入等		介護予防や生活支援サービスの供給体制が近隣市町村と比較して著しく不足等		小規模市町村で通いの場の新たな整備等		その他	内容 (具体的に 記載)		新規様式
実施主体	〇〇市																												
実施時期	年 月 日から実施																												
対象経費支出予定額	円																												
上限額																													
(1) 原則の上限額	円																												
(2) 選択可能な上限額(給付全体)	円																												
(3) (1)の10%特例選択	円																												
(4) (2)の10%特例選択	円																												
上限超過の理由(以下の理由に該当する箇所に○を付け、具体的な内容を記載すること)																													
	介護予防に効果的なプログラムを新たに導入等																												
	介護予防や生活支援サービスの供給体制が近隣市町村と比較して著しく不足等																												
	小規模市町村で通いの場の新たな整備等																												
	その他																												
内容 (具体的に 記載)																													

改正後（新）

別紙様式第2様式1の（2）

別紙様式第2様式1の（2）（旧介護予防・日常生活支援総合事業を実施する市町村）

平成 年度地域支援事業交付金所要額調

区 分	総事業費 A	寄付金その他の 収入額 B	差引額 C(A-B)	対象経費 支出予定額 D	基準額 E	交付基本額 F	交付金所要額 G	備 考
1 旧介護予防・日常生活支援総合事業								
(1) 要支援者向け事業								
ア 予防サービス事業及び生活支援サービス事業								
イ ケアマネジメント事業								
ウ 評価事業								
(2) 二次予防事業対象者向け事業								
ア 二次予防事業対象者の把握事業								
イ 予防サービス事業及び生活支援サービス事業								
ウ ケアマネジメント事業								
エ 評価事業								
(3) 一次予防事業対象者向け事業								
ア 介護予防普及啓発事業								
イ 地域介護予防活動支援事業								
ウ 一次予防事業評価事業								
エ 地域リハビリテーション活動支援事業								
(4) 寄託支払手数料								
(5) 前合事業費精算金								
2 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業								
(1) 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）								
(2) 任意事業								
ア 介護給付等費用適正化事業								
イ 家族介護支援事業								
ウ その他の事業								
（ア）成年後見制度利用支援事業								
（イ）福祉用具・住宅改修支援事業								
（ウ）認知症対応型共同生活介護事業所の家賃等助成事業								
（エ）認知症サポーター等養成事業								
（オ）重度のALS患者の入院におけるコミュニケーション支援事業								
（カ）地域自立生活支援事業								
3 小 計（1+2）								
4 包括的支援事業（社会福祉充実分）								
(1) 在宅医療・介護連携推進事業								
(2) 生活支援体制整備事業								
(3) 認知症初期集中支援推進事業								
(4) 認知症地域支援・ケア向上事業								
(5) 地域ケア協議会推進事業								
5 合 計（3+4）								

(注) 1 B欄には、交付要綱4にいう寄付金その他の収入額を記入すること。
2 E欄には、交付要綱4に定める基準額を記入すること。
3 F欄には、C欄、D欄及びE欄を比較して最も少ない額を記入すること。
4 G欄には、F欄の額に交付要綱4の第4欄に定める交付率を乗じて得た額（1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てること。）を記入すること。

送 附 書 名	
新道郡議会	
市民センター	
CD	

給付見込額 円

包括的支援事業（社会福祉充実分）の認知症施策の有無

改正前（旧）

別紙様式第2様式1

様式1（介護予防・日常生活支援総合事業を実施する市町村）

平成 年度地域支援事業交付金所要額調

区 分	総事業費 A	寄付金その他の 収入額 B	差引額 C(A-B)	対象経費 支出予定額 D	基準額 E	交付基本額 F	交付金所要額 G	備 考
1 介護予防・日常生活支援総合事業								
(1) 要支援者向け事業								
ア 予防サービス事業及び生活支援サービス事業								
イ ケアマネジメント事業								
ウ 評価事業								
(2) 二次予防事業対象者向け事業								
ア 二次予防事業対象者の把握事業								
イ 予防サービス事業及び生活支援サービス事業								
ウ ケアマネジメント事業								
エ 評価事業								
(3) 一次予防事業対象者向け事業								
ア 介護予防普及啓発事業								
イ 地域介護予防活動支援事業								
ウ 一次予防事業評価事業								
(4) 支払審査手数料								
2 包括的支援事業及び任意事業								
(1) 包括的支援事業（介護予防ケアマネジメント業務を除く）								
(2) 任意事業								
ア 介護給付等費用適正化事業								
イ 家族介護支援事業								
ウ その他の事業								
（ア）成年後見制度利用支援事業								
（イ）福祉用具・住宅改修支援事業								
（ウ）認知症対応型共同生活介護事業所の家賃等助成事業								
（エ）地域自立生活支援事業								
（オ）その他								
3 小 計（1+2）								
4 新規事業計（任意事業）								
(1) 認知症初期集中支援推進事業								
(2) 認知症地域支援推進員等設置事業								
(3) 認知症ケア向上推進事業								
(4) 生活支援・介護予防サービスの基盤整備事業								
包括的支援事業・任意事業・新規事業 交付基本額（2+4）								
5 合 計（3+4）								

(注) 1 B欄には、交付要綱4にいう寄付金その他の収入額を記入すること。
2 基準額（E欄）の算定に当たり、政令第37条の13第1項及び同条第2項に規定する給付見込額を記入すること。
3 E欄には、交付要綱4に定める基準額を記入すること。
4 F欄には、C欄、D欄及びE欄を比較して最も少ない額を記入すること。
5 G欄には、F欄の額に交付要綱4の第4欄に定める交付率を乗じて得た額（1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てること。）を記入すること。

送 附 書 名	
新道郡議会	
市民センター	
CD	

給付見込額 円

改正後（新）

別紙様式第2様式1の（3）

別紙様式第2様式1の（3）（旧介護予防事業を実施する市町村）

平成 年度地域支援事業交付金所要額調

区 分	総事業費 A 円	寄付金その他の 収入額 B 円	差引額 C(A-B) 円	対象経費 支出予定額 D 円	基準額 E 円	交付基本額 F 円	交付金所要額 G 円	備考
1 旧介護予防事業								
(1) 二次予防事業								
ア 二次予防事業の対象者把握事業								
イ 通所型介護予防事業								
ウ 訪問型介護予防事業								
エ 二次予防事業評価事業								
(2) 一次予防事業								
ア 介護予防普及啓発事業								
イ 地域介護予防活動支援事業								
ウ 一次予防事業評価事業								
エ 地域リハビリテーション活動支援事業								
(3) 総合事業推進委員会								
2 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業								
(1) 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）								
(2) 任意事業								
ア 介護給付等費用適正化事業								
イ 家族介護支援事業								
ウ その他事業								
（ア）成年後見制度利用支援事業								
（イ）福祉用具・住宅改修支援事業								
（ウ）認知症対応型共同生活介護事業所の運営等助成事業								
（エ）認知症サポーター等養成事業								
（オ）重度のALS患者の入院におけるコミュニケーション支援事業								
（カ）地域自立生活支援事業								
3 小 計(1+2)								
4 包括的支援事業（社会福祉充実分）								
(1) 在宅医療・介護連携推進事業								
(2) 生活支援体制整備事業								
(3) 認知症初期集中支援推進事業								
(4) 認知症地域支援・ケア向上事業								
(5) 地域ケア連携推進事業								
5 合 計(3+4)								

(注) 1 B欄には、交付要綱4にいう寄付金その他の収入額を記入すること。
2 E欄には、交付要綱4に定める基準額を記入すること。
3 F欄には、C欄、D欄及びE欄を比較して最も少ない額を記入すること。
4 G欄には、F欄の額に交付要綱4の第4欄に定める交付率を乗じて得た額（1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てること。）を記入すること。

医療費点	
介護費点	
介護費点	
G×D	

給付見込額 円

包括的支援事業（社会福祉充実分）の認知症対応型

改正前（旧）

別紙様式第8様式1

様式1（介護予防・日常生活支援総合事業を実施しない市町村）

平成 年度地域支援事業交付金所要額調

区 分	総事業費 A 円	寄付金その他の 収入額 B 円	差引額 C(A-B) 円	対象経費 支出予定額 D 円	基準額 E 円	交付基本額 F 円	交付金所要額 G 円	備考
1 介護予防事業								
(1) 二次予防事業								
ア 二次予防事業の対象者把握事業								
イ 通所型介護予防事業								
ウ 訪問型介護予防事業								
エ 二次予防事業評価事業								
(2) 一次予防事業								
ア 介護予防普及啓発事業								
イ 地域介護予防活動支援事業								
ウ 一次予防事業評価事業								
2 包括的支援事業及び任意事業								
(1) 包括的支援事業								
(2) 任意事業								
ア 介護給付等費用適正化事業								
イ 家族介護支援事業								
ウ その他事業								
（ア）成年後見制度利用支援事業								
（イ）福祉用具・住宅改修支援事業								
（ウ）認知症対応型共同生活介護事業所の運営等助成事業								
（エ）地域自立生活支援事業								
（オ）その他								
3 小 計(1+2)								
4 新規事業計（任意事業）								
(1) 認知症初期集中支援推進事業								
(2) 認知症地域支援推進員等設置事業								
(3) 認知症ケア向上推進事業								
(4) 生活支援・介護予防サービスの基盤整備事業								
包括的支援事業・任意事業・新規事業 交付基本額(2+4)								
5 合 計(3+4)								

(注) 1 B欄には、交付要綱4にいう寄付金その他の収入額を記入すること。
2 基準額(E欄)の算定に当たり、改正前(7条の13第1項及び同条第2項)に規定する給付見込額を記入すること。
3 E欄には、交付要綱4に定める基準額を記入すること。
4 F欄には、C欄、D欄及びE欄を比較して最も少ない額を記入すること。
5 G欄には、F欄の額に交付要綱4の第4欄に定める交付率を乗じて得た額（1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てること。）を記入すること。

医療費点	
介護費点	
介護費点	
G×D	

給付見込額 円

改正後（新）

別紙様式第2様式2

別紙様式第2様式2

平成 年度任意事業実施計画書

任意事業（交付要綱3の（1）、（2）、（3）のウの事業）

介護保険法第115条 の45第3項に基づく 事業	ア 介護給付等費用適正化事業	
	イ 家族介護支援事業	
	ウ その他の事業	
実施主体	〇〇市	
実施期間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日	
事業費	円	
事業名 (事業費)	事業内容	実施目標
(円)		
(円)		
(円)		
(円)		
(円)		

(注)

- 「介護保険法第115条の45第3項に基づく事業」は、ア～ウの該当する事業の記号に「○」を付けること。また、ア～ウの事業を複数実施している場合は、別表で作成し、要綱等関係書類を添付すること。
- 「事業費」には、対象経費支出予定額を記入すること。
- 「事業名（事業費）」には、様式2別添より選択し、番号のみ記入すること。
- 「事業内容」には、ア～ウの各事業の事業内容を具体的かつ簡潔に記入すること。
- 「実施目標」には、ア～ウの各事業が1年間で達成すべき目標について、定量的・定性的な観点から記入すること。

改正前（旧）

別紙様式2様式2の（1）

様式2の（1）（介護予防・日常生活支援総合事業を実施する市町村）

平成 年度任意事業実施計画書

任意事業（交付要綱3の（1）のウの事業）

介護保険法第115条 の45第3項に基づく 事業	ア 介護給付等費用適正化事業	
	イ 家族介護支援事業	
	ウ その他事業	
実施主体		
実施期間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日	
事業費	円	
具体的な事業 名、事業内容 及び事業費		

(注)

- 「介護保険法第115条の45第3項に基づく事業」は、ア～ウの該当する事業の記号に「○」を付けること。
また、ア～ウの事業を複数実施している場合は、別表で作成し、要綱等関係書類を添付すること。
- 「事業費」には、対象経費支出予定額を記入すること。
- 「具体的な事業名、実施内容及び事業費」には、ア～ウの各事業における具体的な取組毎に記入すること。
- 「具体的な事業名、実施内容及び事業費」に事業内容を記載する際、具体的かつ簡潔に記入すること。

保険者名					
都道府県コード		市区町村コード		C-D	

改正後（新）	改正前（旧）																																																															
別紙様式第2様式2に統合	別紙様式第8様式2の（1） 様式2の（1）（介護予防・日常生活支援総合事業を実施しない市町村） 平成 年度 任意事業実施計画書 任意事業（交付要綱3の（2）のウの事業） <table border="1"> <tr> <td rowspan="4">介護保険法第115条 の45第3項に基づく 事業</td> <td colspan="5">ア 介護給付等費用適正化事業</td> </tr> <tr> <td colspan="5">イ 家族介護支援事業</td> </tr> <tr> <td colspan="5">ウ その他事業</td> </tr> <tr> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td>実施主体</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td>実施期間</td> <td colspan="5">平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>事業費</td> <td colspan="5">円</td> </tr> <tr> <td>具体的な事業 名、事業内容 及び事業費</td> <td colspan="5"></td> </tr> </table> （注） 「介護保険法第115条の45第3項に基づく事業」は、ア～ウの該当する事業の記号に「○」を付けること。 また、ア～ウの事業を複数実施している場合は、別様で作成し、要綱等関係書類を添付すること。 「事業費」には、対象経費支出予定額を記入すること。 「具体的な事業名、実施内容及び事業費」には、ア～ウの各事業における具体的な取組毎に記入すること。 「具体的な事業名、実施内容及び事業費」に事業内容を記載する際、具体的かつ簡潔に記入すること。 <table border="1"> <tr> <td colspan="2">保険者名</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>都道府県コード</td> <td>市区町村コード</td> <td>C・D</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	介護保険法第115条 の45第3項に基づく 事業	ア 介護給付等費用適正化事業					イ 家族介護支援事業					ウ その他事業										実施主体						実施期間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日					事業費	円					具体的な事業 名、事業内容 及び事業費						保険者名						都道府県コード	市区町村コード	C・D									
介護保険法第115条 の45第3項に基づく 事業	ア 介護給付等費用適正化事業																																																															
	イ 家族介護支援事業																																																															
	ウ その他事業																																																															
実施主体																																																																
実施期間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日																																																															
事業費	円																																																															
具体的な事業 名、事業内容 及び事業費																																																																
保険者名																																																																
都道府県コード	市区町村コード	C・D																																																														

改正後（新）	改正前（旧）																										
別紙様式第2様式2別添 別紙様式第2様式2別添 任意事業 <table border="1" data-bbox="152 391 1068 1137"> <tr> <td data-bbox="152 391 465 630" rowspan="7">介護給付等費用適正化事業</td><td data-bbox="465 391 1068 427">① 認定調査状況チェック</td></tr> <tr> <td data-bbox="465 427 1068 464">② ケアプランの点検</td></tr> <tr> <td data-bbox="465 464 1068 501">③ 住宅改修等の点検</td></tr> <tr> <td data-bbox="465 501 1068 537">④ 医療情報との突合・縦覧点検</td></tr> <tr> <td data-bbox="465 537 1068 574">⑤ 介護給付費通知</td></tr> <tr> <td data-bbox="465 574 1068 611">⑥ 給付実績を活用した分析・検証事業</td></tr> <tr> <td data-bbox="465 611 1068 647">⑦ 介護サービス事業者等への適正化支援事業</td></tr> <tr> <td data-bbox="152 647 465 834" rowspan="6">家族介護支援事業</td><td data-bbox="465 647 1068 684">⑧ 介護教室の開催</td></tr> <tr> <td data-bbox="465 684 1068 721">⑨ 認知症高齢者見守り事業</td></tr> <tr> <td data-bbox="465 721 1068 758">⑩ 健康相談・疾病予防等事業</td></tr> <tr> <td data-bbox="465 758 1068 794">⑪ 介護者交流会の開催</td></tr> <tr> <td data-bbox="465 794 1068 831">⑫ 介護自立支援事業</td></tr> <tr> <td data-bbox="465 831 1068 868">⑬ 介護用品の支給</td></tr> <tr> <td data-bbox="152 868 465 1137" rowspan="10">その他の事業</td><td data-bbox="465 868 1068 904">⑭ 成年後見制度利用支援事業</td></tr> <tr> <td data-bbox="465 904 1068 941">⑮ 福祉用具・住宅改修支援事業</td></tr> <tr> <td data-bbox="465 941 1068 978">⑯ 認知症対応型共同生活介護事業所の家賃等助成事業</td></tr> <tr> <td data-bbox="465 978 1068 1015">⑰ 認知症サポーター等養成事業</td></tr> <tr> <td data-bbox="465 1015 1068 1051">⑱ 重度のALS患者の入院におけるコミュニケーション支援事業</td></tr> <tr> <td data-bbox="465 1051 1068 1088">⑲ 高齢者の安心な住まいの確保に資する事業</td></tr> <tr> <td data-bbox="465 1088 1068 1125">⑳ 介護サービスの質の向上に資する事業</td></tr> <tr> <td data-bbox="465 1125 1068 1161">㉑ 地域資源を活用したネットワーク形成に資する事業</td></tr> <tr> <td data-bbox="465 1161 1068 1198">㉒ 家庭内の事故等への対応の体制整備に資する事業</td></tr> <tr> <td data-bbox="465 1198 1068 1235"></td></tr> </table>	介護給付等費用適正化事業	① 認定調査状況チェック	② ケアプランの点検	③ 住宅改修等の点検	④ 医療情報との突合・縦覧点検	⑤ 介護給付費通知	⑥ 給付実績を活用した分析・検証事業	⑦ 介護サービス事業者等への適正化支援事業	家族介護支援事業	⑧ 介護教室の開催	⑨ 認知症高齢者見守り事業	⑩ 健康相談・疾病予防等事業	⑪ 介護者交流会の開催	⑫ 介護自立支援事業	⑬ 介護用品の支給	その他の事業	⑭ 成年後見制度利用支援事業	⑮ 福祉用具・住宅改修支援事業	⑯ 認知症対応型共同生活介護事業所の家賃等助成事業	⑰ 認知症サポーター等養成事業	⑱ 重度のALS患者の入院におけるコミュニケーション支援事業	⑲ 高齢者の安心な住まいの確保に資する事業	⑳ 介護サービスの質の向上に資する事業	㉑ 地域資源を活用したネットワーク形成に資する事業	㉒ 家庭内の事故等への対応の体制整備に資する事業		新規様式
介護給付等費用適正化事業		① 認定調査状況チェック																									
		② ケアプランの点検																									
		③ 住宅改修等の点検																									
		④ 医療情報との突合・縦覧点検																									
		⑤ 介護給付費通知																									
		⑥ 給付実績を活用した分析・検証事業																									
	⑦ 介護サービス事業者等への適正化支援事業																										
家族介護支援事業	⑧ 介護教室の開催																										
	⑨ 認知症高齢者見守り事業																										
	⑩ 健康相談・疾病予防等事業																										
	⑪ 介護者交流会の開催																										
	⑫ 介護自立支援事業																										
	⑬ 介護用品の支給																										
その他の事業	⑭ 成年後見制度利用支援事業																										
	⑮ 福祉用具・住宅改修支援事業																										
	⑯ 認知症対応型共同生活介護事業所の家賃等助成事業																										
	⑰ 認知症サポーター等養成事業																										
	⑱ 重度のALS患者の入院におけるコミュニケーション支援事業																										
	⑲ 高齢者の安心な住まいの確保に資する事業																										
	⑳ 介護サービスの質の向上に資する事業																										
	㉑ 地域資源を活用したネットワーク形成に資する事業																										
	㉒ 家庭内の事故等への対応の体制整備に資する事業																										

改正後（新）	改正前（旧）																																																																																																																																																						
別紙様式第2様式3 別紙様式第2様式3 平成 年度包括的支援事業（社会保障充実分）実施計画書 包括的支援事業（社会保障充実分）（交付要綱3の（1）、（2）、（3）のイの事業） <table><tr><td>実施主体</td><td colspan="10">〇〇市</td></tr><tr><td rowspan="2">実施時期</td><td colspan="5">①平成 年 月 日から実施</td><td colspan="5">②平成 年 月 日から実施</td></tr><tr><td colspan="5">③平成 年 月 日から実施</td><td colspan="5">④平成 年 月 日から実施</td></tr><tr><td>社会保障充実分 総事業費</td><td colspan="3">円</td><td colspan="2">標準額 (4事業の合計額)</td><td colspan="5">円</td></tr><tr><td rowspan="3">①在宅医療・介護連携 推進事業</td><td>事業費</td><td>(ア)</td><td>(イ)</td><td>(ウ)</td><td>(エ)</td><td>(オ)</td><td>(カ)</td><td>(キ)</td><td>(ク)</td><td></td></tr><tr><td></td><td colspan="2">(イ)等の会議</td><td colspan="2">(ウ)の相談窓口</td><td colspan="2">(オ)の相談員等</td><td colspan="2">(カ)多職種研修</td><td>(キ)その他の研修</td></tr><tr><td>0円</td><td colspan="2">0回</td><td colspan="2">0箇所</td><td colspan="2">0人</td><td colspan="2">0回</td><td>0回</td></tr><tr><td rowspan="3">②生活支援体制整備 事業</td><td rowspan="2">事業費</td><td colspan="4">第1層</td><td colspan="4">第2層</td></tr><tr><td colspan="2">コーディネーター</td><td colspan="2">協議体</td><td colspan="2">コーディネーター</td><td colspan="2">協議体</td></tr><tr><td>0円</td><td colspan="2">0人</td><td colspan="2">0箇所</td><td colspan="2">0人</td><td colspan="2">0箇所</td></tr><tr><td rowspan="2">③認知症総合支援事 業</td><td>事業費</td><td colspan="4">認知症初期集中支援チーム設置</td><td colspan="4">認知症地域支援推進員設置</td></tr><tr><td>0円</td><td colspan="4">0箇所</td><td colspan="4">0箇所</td></tr><tr><td rowspan="2">④地域ケア会議推進 事業</td><td>事業費</td><td colspan="4">地域ケア個別会議</td><td colspan="4">地域ケア推進会議</td></tr><tr><td>0円</td><td colspan="4">0回</td><td colspan="4">0回</td></tr><tr><td>総事業費が標準額を 超過する主な理由</td><td colspan="10"></td></tr></table> (注) 1 「事業費」には、対象経費支出予定額を記入すること。「標準額（4事業の合計額）」には、交付要綱4に定める基準額を記載すること。 2 在宅医療・介護連携推進事業の（ア）から（ク）については、実施要綱の事業内容（ア）から（ク）とする。 右欄には実施の場合は○、未実施の場合は×を記入すること。 3 「社会保障充実分総事業費」が「標準額（4事業の合計額）」を超過する場合は、「総事業費が標準額を超過する主な理由」に記入すること。	実施主体	〇〇市										実施時期	①平成 年 月 日から実施					②平成 年 月 日から実施					③平成 年 月 日から実施					④平成 年 月 日から実施					社会保障充実分 総事業費	円			標準額 (4事業の合計額)		円					①在宅医療・介護連携 推進事業	事業費	(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)	(カ)	(キ)	(ク)			(イ)等の会議		(ウ)の相談窓口		(オ)の相談員等		(カ)多職種研修		(キ)その他の研修	0円	0回		0箇所		0人		0回		0回	②生活支援体制整備 事業	事業費	第1層				第2層				コーディネーター		協議体		コーディネーター		協議体		0円	0人		0箇所		0人		0箇所		③認知症総合支援事 業	事業費	認知症初期集中支援チーム設置				認知症地域支援推進員設置				0円	0箇所				0箇所				④地域ケア会議推進 事業	事業費	地域ケア個別会議				地域ケア推進会議				0円	0回				0回				総事業費が標準額を 超過する主な理由											新規様式
実施主体	〇〇市																																																																																																																																																						
実施時期	①平成 年 月 日から実施					②平成 年 月 日から実施																																																																																																																																																	
	③平成 年 月 日から実施					④平成 年 月 日から実施																																																																																																																																																	
社会保障充実分 総事業費	円			標準額 (4事業の合計額)		円																																																																																																																																																	
①在宅医療・介護連携 推進事業	事業費	(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)	(カ)	(キ)	(ク)																																																																																																																																														
		(イ)等の会議		(ウ)の相談窓口		(オ)の相談員等		(カ)多職種研修		(キ)その他の研修																																																																																																																																													
	0円	0回		0箇所		0人		0回		0回																																																																																																																																													
②生活支援体制整備 事業	事業費	第1層				第2層																																																																																																																																																	
		コーディネーター		協議体		コーディネーター		協議体																																																																																																																																															
	0円	0人		0箇所		0人		0箇所																																																																																																																																															
③認知症総合支援事 業	事業費	認知症初期集中支援チーム設置				認知症地域支援推進員設置																																																																																																																																																	
	0円	0箇所				0箇所																																																																																																																																																	
④地域ケア会議推進 事業	事業費	地域ケア個別会議				地域ケア推進会議																																																																																																																																																	
	0円	0回				0回																																																																																																																																																	
総事業費が標準額を 超過する主な理由																																																																																																																																																							

改正後（新）	改正前（旧）																																	
<u>別紙様式第2様式4</u> 別紙様式第2様式4 平成 年度包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業の特例上限額適用に係る事業実施計画書 包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業（交付要綱3の(1)、(2)、(3)のイ・ウの事業） <table border="1"> <tr> <td>実施主体</td> <td colspan="2">〇〇市</td> </tr> <tr> <td colspan="3">①介護予防・日常生活支援総合事業の実施</td> </tr> <tr> <td>実施時期</td> <td colspan="2">平成 年 月 日から実施</td> </tr> <tr> <td colspan="3">②主要介護給付等費用適正化事業</td> </tr> <tr> <td>事業名 (事業費)</td> <td>事業内容</td> <td>実施目標</td> </tr> <tr> <td>認定調査状況 チェック (円)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ケアプランの点検 (円)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>住宅改修等の点検 (円)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>医療情報との突合 ・縦覧点検 (円)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>介護給付費通知 (円)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">③小規模自治体に該当</td> <td></td> </tr> </table> (注) 1 「（事業費）」には、対象経費支出予定額を記入すること。 2 「事業内容」には、各事業ごとの事業内容を具体的かつ簡潔に記入すること。 3 「実施目標」には、「第3期介護給付適正化計画」に関する指針（平成26年8月29日老介発0829第1号厚生労働省老健局介護保険計画課長通知）に基づき都道府県が策定した第3期適正化計画を踏まえ、市町村が作成した実施目標と整合性が図られていること。 また各事業ごとに1年間で達成すべき目標について、上記指針を踏まえ、定量的・定性的な観点から記入すること。 4 ③は平成26年度の包括的支援事業・任意事業の上限額が12,500千円未満の市町村の場合、右欄に○を記入すること。小規模自治体に該当する場合は、③を記入しなくても可。	実施主体	〇〇市		①介護予防・日常生活支援総合事業の実施			実施時期	平成 年 月 日から実施		②主要介護給付等費用適正化事業			事業名 (事業費)	事業内容	実施目標	認定調査状況 チェック (円)			ケアプランの点検 (円)			住宅改修等の点検 (円)			医療情報との突合 ・縦覧点検 (円)			介護給付費通知 (円)			③小規模自治体に該当			<u>新規様式</u>
実施主体	〇〇市																																	
①介護予防・日常生活支援総合事業の実施																																		
実施時期	平成 年 月 日から実施																																	
②主要介護給付等費用適正化事業																																		
事業名 (事業費)	事業内容	実施目標																																
認定調査状況 チェック (円)																																		
ケアプランの点検 (円)																																		
住宅改修等の点検 (円)																																		
医療情報との突合 ・縦覧点検 (円)																																		
介護給付費通知 (円)																																		
③小規模自治体に該当																																		

改正後（新）

別紙様式第2様式5

別紙様式第2様式5（旧介護予防・日常生活支援総合事業を実施する市町村）

平成 年度旧介護予防・日常生活支援総合事業の上限額引き上げに係る事業実施計画書

1 旧介護予防・日常生活支援総合事業の上限額引き上げに係る理由（該当項目にチェック）

- ☐ (ア) 地域支援事業に要する費用の額が、給付見込額の百分の三を超える。
旧介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の額が、給付見込額の百分の二を超える。
☐ (イ) 地域支援事業に要する費用の額が、給付見込額の百分の三を超える。
旧介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の額が、給付見込額の百分の二を超えない。
☐ (ウ) 地域支援事業に要する費用の額が、給付見込額の百分の三を超える。
旧介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の額が、給付見込額の百分の二を超える。

2 事業実施計画額等について

	(1)旧政令第37条の13第1項(※1)で定める上限額(※2)	(2)事業実施計画額(※3)	うち要支援者にかかる額(※4)	(3)引上額(2)-(1)(※6)
地域支援事業	円	円	円	円
旧介護予防・日常生活支援総合事業	円	円	円	円
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営等)及び任意事業	円	円		
(4)給付見込額(※1)	円	(5)給付見込額に1%を乗じて得た額(※5)	地域支援事業 円	旧介護予防・日常生活支援総合事業 円

(※1) 給付見込額は、旧政令第37条の13第2項で規定されたとおり、旧介護予防・日常生活支援総合事業を行わないものとする介護給付等に要することとなる費用の見込額に基づいて算定すること。

(※2) (1) 旧政令第37条の13第1項で定める上限額の算定時において、1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てること。（以下(※4)においても同じ。）

(※3) (2) 事業実施計画額は、対象経費支出予定額を記入すること。

(※4) うち要支援者にかかる額は、(2)事業実施計画額中、要支援者の旧介護予防・日常生活支援総合事業にかかる実施計画額を記入すること。

(※5) (5) 給付見込額に1%を乗じて得た額は、給付見込額に、旧政令第37条の13第1項で定める上限比率（地域支援事業＝百分の3、旧介護予防・日常生活支援総合事業＝百分の2）に百分の1を加えた比率を乗じて得た額から、(1)旧政令第37条の13第1項で定める上限額を差し引いた額を記入すること。

(※6) (3) 引上額は、(5) 給付見込額に1%を乗じて得た額を下回る額を記入すること。

保健者名	
都道府県コード	市区町村コード

改正前（旧）

別紙様式第2様式4

様式4（政令第37条の13第3項第2号の規定に該当する市町村）

平成 年度地域支援事業上限額引き上げに係る事業実施計画書

1 地域支援事業上限額引き上げにかかる理由（該当項目にチェック）

- ☐ (ア) 地域支援事業に要する費用の額が、給付見込額の百分の三を超えず、
介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の額が、給付見込額の百分の二を超える。
☐ (イ) 地域支援事業に要する費用の額が、給付見込額の百分の三を超え、
介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の額が、給付見込額の百分の二を超えない。
☐ (ウ) 地域支援事業に要する費用の額が、給付見込額の百分の三を超え、
介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の額が、給付見込額の百分の二を超える。

2 事業実施計画額等について

	(1)旧政令第37条の13第1項(※1)で定める上限額(※2)	(2)事業実施計画額(※3)	うち要支援者にかかる額(※4)	(3)引上額(2)-(1)(※6)
地域支援事業	円	円	円	円
介護予防・日常生活支援総合事業	円	円	円	円
包括的支援事業及び任意事業	円	円		
(4)給付見込額(※1)	円	(5)給付見込額に1%を乗じて得た額(※5)	地域支援事業 円	介護予防・日常生活支援総合事業 円

(※1) 給付見込額は、政令第37条の13第2項で規定されたとおり、介護予防・日常生活支援総合事業を行わないものとする介護給付等に要することとなる費用の見込額に基づいて算定すること。

(※2) (1) 政令第37条の13第1項で定める上限額の算定時において、1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てること。（以下(※4)においても同じ。）

(※3) (2) 事業実施計画額は、対象経費支出予定額を記入すること。

(※4) うち要支援者にかかる額は、(2)事業実施計画額中、要支援者の介護予防・日常生活支援総合事業にかかる実施計画額を記入すること。

(※5) (5) 給付見込額に1%を乗じて得た額は、給付見込額に、政令第37条の13第1項で定める上限比率（地域支援事業＝百分の3、介護予防・日常生活支援総合事業＝百分の2）に百分の1を加えた比率を乗じて得た額から、(1)政令第37条の13第1項で定める上限額を差し引いた額を記入すること。

(※6) (3) 引上額は、(5) 給付見込額に1%を乗じて得た額を下回る額を記入すること。

保健者名	
都道府県コード	市区町村コード

改正後（新）

改正前（旧）

別紙様式第3

別紙様式第3

別紙様式第3

別紙様式第3(介護予防・日常生活支援総合事業を実施する市町村)。

第 号
平成 年 月 日
厚生労働大臣 殿

第 号
平成 年 月 日
厚生労働大臣 殿

市町村長
広域連合代表
組合長

印

市町村長
広域連合代表
組合長

印

平成 年度地域支援事業交付金の変更交付申請について

平成 年度地域支援事業交付金の変更交付申請について。

平成 年 月 日厚生労働省発老第 号で交付決定を受けた標記交付金については、次により変更交付されるよう関係書類を添えて申請する。

平成 年 月 日厚生労働省発老第 号で交付決定を受けた標記交付金については、次により変更交付されるよう関係書類を添えて申請する。

1 今回追加交付（一部取消）申請額 金 円
内訳 交付金既交付決定額 金 円
変更後交付金所要額 金 円

1 今回追加交付（一部取消）申請額 金 円
内訳 交付金既交付決定額 金 円
変更後交付金所要額 金 円

	交付金既交付決定額(A)	変更後交付金所要額(B)	今回追加交付（一部取消）申請額(B)－(A)
地域支援事業交付金	円	円	円
内訳			
介護予防・日常生活支援総合事業			
旧介護予防・日常生活支援総合事業			
旧介護予防事業			
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業			
包括的支援事業(社会保障充実分)			

	交付金既交付決定額(A)	変更後交付金所要額(B)	今回追加交付（一部取消）申請額(B)－(A)
地域支援事業交付金	円	円	円
内訳			
介護予防・日常生活支援総合事業			
包括的支援事業及び任意事業			

2 変更を必要とする理由

2 変更を必要とする理由。

3 変更に必要な諸様式については、申請手続の様式に準ずる。

3 変更に必要な諸様式については、申請手続の様式に準ずる。

保険者名	
都道府県コード	市区町村コード C・D

保険者名	
都道府県コード	市区町村コード C・D

改正後（新）	改正前（旧）																												
別紙様式第3に統合	別紙様式第9(介護予防・日常生活支援総合事業を実施しない市町村)。 第 号、 平成 年 月 日。 厚生労働大臣 殿。 市町村長、 広域連合代表 組合長、 平成 年度地域支援事業交付金の変更交付申請について。 平成 年 月 日厚生労働省発老第 号で交付決定を受けた標記交付金については、次により変更交付されるよう関係書類を添えて申請する。 1 今回追加交付（一部取消）申請額 金 円、 内訳 交付金既交付決定額 金 円、 変更後交付金所要額 金 円、 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>交付金既交付決定額(A)</th> <th>変更後交付金所要額(B)</th> <th>今回追加交付（一部取消）申請額(B)-(A)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域支援事業交付金</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>内 介護予防事業</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>内 包括的支援事業</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>内 及び任意事業</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 2 変更を必要とする理由。 3 変更に必要な諸様式については、申請手続の様式に準ずる。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>保 険 者 名</th> <th>都道府県コード</th> <th>市区町村コード</th> <th>市町村コード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		交付金既交付決定額(A)	変更後交付金所要額(B)	今回追加交付（一部取消）申請額(B)-(A)	地域支援事業交付金	円	円	円	内 介護予防事業				内 包括的支援事業				内 及び任意事業				保 険 者 名	都道府県コード	市区町村コード	市町村コード				
	交付金既交付決定額(A)	変更後交付金所要額(B)	今回追加交付（一部取消）申請額(B)-(A)																										
地域支援事業交付金	円	円	円																										
内 介護予防事業																													
内 包括的支援事業																													
内 及び任意事業																													
保 険 者 名	都道府県コード	市区町村コード	市町村コード																										

改正後（新）	改正前（旧）								
別紙様式第4 別紙様式第4 第 平成 年 月 日 号 厚生労働大臣 殿 市 町 村 長 広域連合代表 組 合 長 印 平成 年度地域支援事業交付金の事業実績報告について 平成 年 月 日厚生労働省発老第 号で交付決定を受けた標記交付金に係る事業実績について、次の関係書類を添えて報告する。 (添付書類) 全事業共通 1 平成 年度地域支援事業交付金精算書(様式1) 2 平成 年度包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)実施報告書(様式2) 3 平成 年度任意事業実施報告書(様式3) 4 平成 年度包括的支援事業(社会保障充実分)計画書(様式4) 5 平成 年度歳入歳出決算(見込)書抄本 (内訳として、支給実績内訳書(円単位、任意様式)等を添付すること。) 介護予防・日常生活支援総合事業実施市町村で該当がある場合のみ 6 平成 年度介護予防・日常生活支援総合事業の上限額引き上げに係る事業実施報告書(様式1の(1)別添) 7 平成 年度包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業の特例上限額適用に係る事業実施報告書(様式5) 旧介護予防・日常生活支援総合事業実施市町村で該当がある場合のみ 8 平成 年度旧介護予防・日常生活支援事業の上限額引き上げに係る事業実施報告書(様式6) <table border="1"> <tr> <td>保 険 者 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>都道府県コード</td> <td>市区町村コード C・D</td> </tr> </table>	保 険 者 名		都道府県コード	市区町村コード C・D	別紙様式第4(介護予防・日常生活支援総合事業を実施する市町村)。 第 平成 年 月 日 号 厚生労働大臣 殿。 市 町 村 長 広域連合代表 組 合 長 印 平成 年度地域支援事業交付金の事業実績報告について。 平成 年 月 日厚生労働省発老第 号で交付決定を受けた標記交付金に係る事業実績について、次の関係書類を添えて報告する。 (添付書類)。 1 平成 年度地域支援事業交付金精算書(様式1)。 2 平成 年度事業実施報告書(様式2)。 3 平成 年度介護予防・日常生活支援総合事業実施報告書(様式3)。 4 平成 年度地域支援事業上限引き上げに係る事業実施報告書(様式4)。 (政令第37条の13第3項第2号に該当する市町村のみ提出すること。) 5 平成 年度歳入歳出決算(見込)書抄本。 (内訳として、支給実績内訳書(円単位、任意様式)等を添付すること。) <table border="1"> <tr> <td>保 険 者 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>都道府県コード</td> <td>市区町村コード C・D</td> </tr> </table>	保 険 者 名		都道府県コード	市区町村コード C・D
保 険 者 名									
都道府県コード	市区町村コード C・D								
保 険 者 名									
都道府県コード	市区町村コード C・D								

改正後（新）	改正前（旧）															
別紙様式第4に統合	別紙様式第10 別紙様式第10（介護予防・日常生活支援総合事業を実施しない市町村） 第 号 平成 年 月 日 厚生労働大臣 殿 市町村長 広域連合代表 組合長 印 平成 年度地域支援事業交付金の事業実績報告について 平成 年 月 日厚生労働省発老第 号で交付決定を受けた標記交付金に係る事業実績について、次の関係書類を添えて報告する。 （添付書類） 1 平成 年度地域支援事業交付金精算書（様式1） 2 平成 年度事業実施報告書（様式2） 3 平成 年度歳入歳出決算（見込）書抄本 （内訳として、支給実績内訳書（円単位、任意様式）等を添付すること。） <table><tr><td colspan="5">保 険 者 名</td></tr><tr><td colspan="2">都道府県コード</td><td colspan="2">市区町村コード</td><td>C・D</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	保 険 者 名					都道府県コード		市区町村コード		C・D					
保 険 者 名																
都道府県コード		市区町村コード		C・D												

改正前（旧）

新規様式

①総合事業の個別協議の有無
②包摂的支援事業（社会保険受給者）の個別協議の有無

改正後（新）	改正前（旧）																												
別紙様式第4様式1の（1）別添 平成 年度介護予防・日常生活支援総合事業の上限額引き上げに係る事業実施報告書 介護予防・日常生活支援総合事業（交付要綱3の（1）のアの事業） <table border="1"> <tr> <td>実施主体</td> <td>〇〇市</td> </tr> <tr> <td>実施時期</td> <td>平成 年 月 日から実施</td> </tr> <tr> <td>実績額</td> <td>〇円 （計画額： 〇円）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">上限額</td> </tr> <tr> <td>(1) 原則の上限額</td> <td>〇円</td> </tr> <tr> <td>(2) 選択可能な上限額（給付全体）</td> <td>〇円</td> </tr> <tr> <td>(3) (1)の10％特例選択</td> <td>〇円</td> </tr> <tr> <td>(4) (2)の10％特例選択</td> <td>〇円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">上限超過の理由（下記の理由に該当する箇所に○を付け、具体的な内容を記載すること）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>介護予防に効果的なプログラムを新たに導入等</td> </tr> <tr> <td></td> <td>介護予防や生活支援サービスの供給体制が近隣市町村と比較して著しく不足等</td> </tr> <tr> <td></td> <td>小規模市町村で通いの場の新たな整備等</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td>内容（具体的に記載）</td> <td></td> </tr> </table> ※ 上限引き上げは、当該年度一時的に費用が伸びるが、住民主体の取組が促進され、費用の伸びが低減する見込みがあることが前提。 ※ 上限超過の理由として、該当箇所に○を付けた場合には以下の点に留意の上、具体的に内容を記載すること。個別協議については、理由によっては認められない場合もあるので留意すること。 ・介護予防に効果的なプログラムを新たに導入・・・具体的に新たに導入したプログラム内容を具体的に記載すること。なお、原則として導入した年度のみ個別協議が認められるものとするが、やむを得ない理由がある場合はこの限りではない。 ・介護予防や生活支援サービスの供給体制が近隣市町村と比較して著しく不足・・・県内の市町村との比較が隣接市町村との比較かなど具体的な比較方法を数値も含めて記載する。 ・小規模市町村で通いの場の新たな整備・・・整備に要した額を具体的に記載する。 ・その他・・・内容が詳細に分かるように具体的に記載する。	実施主体	〇〇市	実施時期	平成 年 月 日から実施	実績額	〇円 （計画額： 〇円）	上限額		(1) 原則の上限額	〇円	(2) 選択可能な上限額（給付全体）	〇円	(3) (1)の10％特例選択	〇円	(4) (2)の10％特例選択	〇円	上限超過の理由（下記の理由に該当する箇所に○を付け、具体的な内容を記載すること）			介護予防に効果的なプログラムを新たに導入等		介護予防や生活支援サービスの供給体制が近隣市町村と比較して著しく不足等		小規模市町村で通いの場の新たな整備等		その他	内容（具体的に記載）		新規様式
実施主体	〇〇市																												
実施時期	平成 年 月 日から実施																												
実績額	〇円 （計画額： 〇円）																												
上限額																													
(1) 原則の上限額	〇円																												
(2) 選択可能な上限額（給付全体）	〇円																												
(3) (1)の10％特例選択	〇円																												
(4) (2)の10％特例選択	〇円																												
上限超過の理由（下記の理由に該当する箇所に○を付け、具体的な内容を記載すること）																													
	介護予防に効果的なプログラムを新たに導入等																												
	介護予防や生活支援サービスの供給体制が近隣市町村と比較して著しく不足等																												
	小規模市町村で通いの場の新たな整備等																												
	その他																												
内容（具体的に記載）																													

改正後（新）

別紙様式4 様式1の（2）

別紙様式第4様式1の(2)「旧介護予防・日常生活支援総合事業を実施する市町村」

平成 年度地域支援事業交付金精算書

区 分	総事業費	寄付金その他の収入額	差引額 C(A-B)	対象経費 実支出額	基準額	交付基本額	交付金所要額	交付金 交付決定額	交付金 受入済額	差引額不足額 I-G		備 考
										超過額	不足額	
1 旧介護予防・日常生活支援総合事業												
(1)要支援者向け事業												
ア 予防サービス事業及び生活支援サービス事業												
イ ケアマネジメント事業												
ウ 評価事業												
(2)二次予防事業対象者向け事業												
ア 二次予防事業対象者の把握事業												
イ 予防サービス事業及び生活支援サービス事業												
ウ ケアマネジメント事業												
エ 評価事業												
(3)一次予防事業対象者向け事業												
ア 介護予防普及啓発事業												
イ 地域介護予防活動支援事業												
ウ 一次予防事業評価事業												
エ 地域リハビリテーション活動支援事業												
(4)普及支払手数料												
(5)総合事業費精算金												
2 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業												
(1)包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）												
(2)任意事業												
ア 介護給付等費用適正化事業												
イ 家族介護支援事業												
ウ その他の事業												
（ア）成年後見制度利用支援事業												
（イ）福祉用具・住宅改修支援事業												
（ウ）認知症対応型共同生活介護事業所の運営等助成事業												
（エ）認知症サポーター等養成事業												
（オ）重度の認知症者の人権におけるコミュニケーション支援事業												
（カ）地域自立生活支援事業												
3 小 計(1+2)												
4 包括的支援事業（社会保険充実分）												
(1)在宅医療・介護連携推進事業												
(2)生活支援体制整備事業												
(3)認知症初期集中支援推進事業												
(4)認知症地域支援・ケア向上事業												
(5)地域ケア会議推進事業												
5 合 計(3+4)												

(注) 1 B欄には、交付要綱4にいう寄付金その他の収入額を記入すること。
2 E欄には、交付要綱4に定める基準額を記入すること。
3 F欄には、C欄、D欄及びE欄を比較して最も少ない額を記入すること。
4 G欄には、F欄の額に交付要綱4の第4欄に定める交付率を乗じて得た額「1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てること。」を記入すること。

給付見込額 円

療養費 円
介護給付 円
介護費 円
G-D

改正前（旧）

別紙様式第4 様式1

様式1「介護予防・日常生活支援総合事業を実施する市町村」

平成 年度地域支援事業交付金精算書

区 分	総事業費	寄付金その他の収入額	差引額 C(A-B)	対象経費 支出予定額	基準額	交付基本額	交付金所要額	交付金 交付決定額	交付金 受入済額	差引額不足額 I-G		備 考
										超過額	不足額	
1 介護予防・日常生活支援総合事業												
(1)要支援者向け事業												
ア 予防サービス事業及び生活支援サービス事業												
イ ケアマネジメント事業												
ウ 評価事業												
(2)二次予防事業対象者向け事業												
ア 二次予防事業対象者の把握事業												
イ 予防サービス事業及び生活支援サービス事業												
ウ ケアマネジメント事業												
エ 評価事業												
(3)一次予防事業対象者向け事業												
ア 介護予防普及啓発事業												
イ 地域介護予防活動支援事業												
ウ 一次予防事業評価事業												
(4)支払審査手数料												
2 包括的支援事業及び任意事業												
(1)包括的支援事業（介護予防ケアマネジメント業務を除く。）												
(2)任意事業												
ア 介護給付等費用適正化事業												
イ 家族介護支援事業												
ウ その他の事業												
（ア）成年後見制度利用支援事業												
（イ）福祉用具・住宅改修支援事業												
（ウ）認知症対応型共同生活介護事業所の運営等助成事業												
（エ）地域自立生活支援事業												
（オ）その他												
3 小 計(1+2)												
4 新規事業計（任意事業）												
(1)認知症初期集中支援推進事業												
(2)認知症地域支援推進員等設置事業												
(3)認知症ケア向上推進事業												
(4)生活支援・介護予防サービスの基盤整備事業												
包括的支援事業・任意事業・新規事業 交付基本額(2+4)												
5 合 計(3+4)												

(注) 1 B欄には、交付要綱4にいう寄付金その他の収入額を記入すること。
2 基準額(E)の算定に当たり、令和3年度(13年度)第1期及び第2期に規定する給付見込額を記入すること。
3 E欄には、交付要綱4に定める基準額を記入すること。
4 F欄には、C欄、D欄及びE欄を比較して最も少ない額を記入すること。
5 G欄には、F欄の額に交付要綱4の第4欄に定める交付率を乗じて得た額「1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てること。」を記入すること。

給付見込額 円

療養費 円
介護給付 円
介護費 円
G-D

改正後（新）

別紙様式4 様式1の（3）

別紙様式第4様式1の(3)（市町村）

平成 年度地域支援事業交付金精算書

区 分	総事業費 A	寄付金その他の 収入額 B	差引額 C(A-B)	対象経費 支出額 D	基準額 E	交付基本額 F	交付金所要額 G	交付金 交付決定額 H	交付金 交付決定額 I	交付金 交付決定額 J	差引額不足額 I-G		備考	備考
											超過額 J	不足額 K		
1 総合的支援事業														
(1) 二次予防事業														
ア 二次予防事業の対象者把握事業														
イ 通所型介護予防事業														
ウ 訪問型介護予防事業														
エ 二次予防事業評価事業														
(2) 一次予防事業														
ア 介護予防普及啓発事業														
イ 地域介護予防活動支援事業														
ウ 一次予防事業評価事業														
エ 地域介護予防活動支援事業														
2 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業														
(1) 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）														
(2) 任意事業														
ア 介護給付等費用適正化事業														
イ 家族介護支援事業														
ウ その他事業														
ア) 成年後見制度利用支援事業														
イ) 福祉用具・住宅改修支援事業														
ウ) 認知症対応型共同生活介護事業等の運営等助成事業														
エ) 認知症サポーター等養成事業														
オ) 重要関係者への認知症対応型共同生活介護事業														
カ) 地域自立生活支援事業														
3 小 計(1+2)														
4 包括的支援事業（社会保険充実事業等）														
(1) 在宅医療・介護連携推進事業														
(2) 生活支援体制整備事業														
(3) 認知症初期集中支援推進事業														
(4) 認知症地域支援・ケア向上事業														
(5) 地域ケア整備推進事業														
5 合 計(3+4)														

給付見込額 円

注 1 B欄には、交付要綱4にいう寄付金その他の収入額を記入すること。
2 E欄には、交付要綱4に定める基準額を記入すること。
3 F欄には、C欄、D欄及びE欄を比較して最も少ない額を記入すること。
4 G欄には、F欄の額に交付要綱4の第4欄に定める交付率を乗じて得た額（1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てること。）を記入すること。

事業費	
経費削減率	
C-D	

改正前（旧）

別紙様式第10 様式1

様式1（介護予防・日常生活支援総合事業を実施しない市町村）

平成 年度地域支援事業交付金精算書

区 分	総事業費 A	寄付金その他の 収入額 B	差引額 C(A-B)	対象経費 支出予定額 D	基準額 E	交付基本額 F	交付金所要額 G	交付金 交付決定額 H	交付金 交付決定額 I	交付金 交付決定額 J	差引額不足額 I-G		備考	備考
											超過額 J	不足額 K		
1 介護予防事業														
(1) 二次予防事業														
ア 二次予防事業の対象者把握事業														
イ 通所型介護予防事業														
ウ 訪問型介護予防事業														
エ 二次予防事業評価事業														
(2) 一次予防事業														
ア 介護予防普及啓発事業														
イ 地域介護予防活動支援事業														
ウ 一次予防事業評価事業														
2 包括的支援事業及び任意事業														
(1) 包括的支援事業														
(2) 任意事業														
ア 介護給付等費用適正化事業														
イ 家族介護支援事業														
ウ その他事業														
ア) 成年後見制度利用支援事業														
イ) 福祉用具・住宅改修支援事業														
ウ) 認知症対応型共同生活介護事業等の運営等助成事業														
エ) 地域自立生活支援事業														
オ) その他														
3 小 計(1+2)														
4 新規事業等（任意事業）														
(1) 認知症初期集中支援推進事業														
(2) 認知症地域支援推進員等設置事業														
(3) 認知症ケア向上推進事業														
(4) 生活支援・介護予防サービスの基盤整備事業														
包括的支援事業・任意事業 交付基本額(2+4)														
5 合 計(3+4)														

給付見込額 円

注 1 B欄には、交付要綱4にいう寄付金その他の収入額を記入すること。
2 基準額(E欄)の算定に当たり、改定第37条の13第1項及び同条第2項に規定する給付見込額を記入すること。
3 E欄には、交付要綱4に定める基準額を記入すること。
4 F欄には、C欄、D欄及びE欄を比較して最も少ない額を記入すること。
5 G欄には、F欄の額に交付要綱4の第4欄に定める交付率を乗じて得た額（1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てること。）を記入すること。

事業費	
経費削減率	
C-D	

改正後（新）

別紙様式第4様式2

別紙様式第4様式2

平成 年度包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）実施報告書

1 地域包括支援センターの設置状況

(1) 設置状況

	合計		
		直営	委託
地域包括支援センターの設置数			

(2) 委託先の状況

	合計						
		社会福祉法人 (社協以外)	社会福祉協議会	医療法人	社団・財団法人	NPO法人	その他
委託先件数							

(3) 職員の状況

	合計				
		保健師	社会福祉士	主任ケアマネジャー	その他
配置数					

※「保健師」には経験ある看護師も含む。

保険者名	
都道府県コード	市区町村コード C-D

改正前（旧）

別紙様式第4様式2の(1)

様式2の(1)（介護予防・日常生活支援総合事業を実施する市町村）
平成 年度事業実施報告書

I. 地域包括支援センターの設置状況

1 設置状況

	合計		
地域包括支援センターの設置数		直営	委託

2 委託先の状況

	合計	社会福祉法人 (社協以外)	社会福祉協議会	医療法人	社団・財団法人	NPO法人	その他
委託先件数							

II. 介護予防・日常生活支援総合事業におけるケアマネジメント事業

1 交付要綱3の(1)のアに係るケアプランの作成数

	合計
要支援者向け	
二次予防事業対象者向け	
合計作成数	

2 地域支援事業で実施したケアマネジメントに基づくケアプランの評価

	合計
評価件数	
プラン継続	
プラン変更	
介護給付に変更	
予防給付に変更	
介護予防・日常生活支援総合事業の中で変更	
一次予防事業に変更	
終了	

III. 総合相談支援、権利擁護業務

相談件数等

	合計
介護保険その他の保健福祉サービスに関すること	
権利擁護（成年後見制度等）に関すること	
高齢者虐待に関すること	

IV. 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

1 包括的・継続的ケアマネジメントの体制構築

	関係機関との連携づくり	医療機関との連携体制づくり	地域のインフォーマルサービスとの連携づくり
具体的内容を簡潔に記入してください。			

2 介護支援専門員に対する個別支援

	実施の有無
相談窓口	有 無
支援困難事例を抱える介護支援専門員への対応	有 無
個別事例に対するサービス担当者会議開催支援	有 無
質の向上のための研修	有 無
ケアプラン作成指導等を通じた介護支援専門員のケアマネジメントの指導	有 無
介護支援専門員同士のネットワーク構築	有 無
介護支援専門員に対する情報支援	有 無
ケアプランの趣旨に基づいてサービスが提供されるよう、居宅サービス事業所等への研修等の働きかけ	有 無
その他（具体的内容を簡潔に記入してください。）	

※「実施の有無」欄は、該当箇所「○」を付けて下さい。

保険者名	
都道府県コード	市区町村コード C-D

改正後（新）

改正前（旧）

別紙様式第4様式2に統合

別紙様式第10様式2の（1）

様式2の（1）（介護予防・日常生活支援総合事業を実施しない市町村）

平成 年度事業実施報告書

I. 地域包括支援センターの設置状況

1 設置状況

	合計	直営	委託
地域包括支援センターの設置数			

2 委託先の状況

	合計	社会福祉法人 (扶養除外)	社会福祉協議会	医療法人	社団・財団法人	NPO法人	その他
委託先件数							

II. 介護予防ケアマネジメント業務

1 交付要綱3の（2）のイに係る介護予防ケアプランの作成数

	合計
作成数	

2 介護予防ケアプランの評価

	合計
評価件数	
プラン継続	
プラン変更	
介護給付に変更	
予防給付に変更	
二次予防事業の中で変更	
一次予防事業に変更	
終了	

III. 総合相談支援、権利擁護業務

相談件数等

	合計
介護保険その他の保健福祉サービスに関すること	
権利擁護（成年後見制度等）に関すること	
高齢者虐待に関すること	

IV. 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

1 包括的・継続的ケアマネジメントの体制構築

	関係機関との連携づくり	医療機関との連携体制づくり	地域のインフォーマルサービスとの連携づくり
具体的内容を簡潔に記入してください。			

2 介護支援専門員に対する個別支援

	実施の有無
相談窓口	有 無
支援困難事例を抱える介護支援専門員への対応	有 無
個別事例に対するサービス担当者会議開催支援	有 無
質の向上のための研修	有 無
ケアプラン作成指導等を通じた介護支援専門員のケアマネジメントの指導	有 無
介護支援専門員同士のネットワーク構築	有 無
介護支援専門員に対する情報支援	有 無
ケアプランの趣旨に基づいてサービスが提供されるよう、居宅サービス事業所等への研修等の働きかけ	有 無
その他（具体的内容を簡潔に記入してください。）	

※「実施の有無」欄は、該当箇所「○」を付けて下さい。

保険者名	
市町村コード	市区町村コード 0-0

改正後（新）	改正前（旧）																																																																							
別紙様式第4様式3 別紙様式第4様式3 平成 年度任意事業実施報告書 任意事業（交付要綱3の（1）、（2）、（3）のウの事業） <table><tr><td rowspan="4">介護保険法第115条の45第3項に基づく事業</td><td colspan="2">ア 介護給付等費用適正化事業</td></tr><tr><td colspan="2">イ 家族介護支援事業</td></tr><tr><td colspan="2">ウ その他の事業</td></tr><tr><td>実施主体</td><td colspan="2">〇〇市</td></tr><tr><td>実施期間</td><td colspan="2">平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日</td></tr><tr><td>事業費</td><td colspan="2">円 （計画額： 円）</td></tr><tr><td>事業名 （事業費）</td><td>実施内容</td><td>効果</td></tr><tr><td>（ 円）</td><td></td><td></td></tr><tr><td>（ 円）</td><td></td><td></td></tr><tr><td>（ 円）</td><td></td><td></td></tr><tr><td>（ 円）</td><td></td><td></td></tr><tr><td>（ 円）</td><td></td><td></td></tr></table> (注) 1 「介護保険法第115条の45第3項に基づく事業」は、ア～ウの該当する事業の記号に「〇」を付けること。また、ア～ウの事業を複数実施している場合は別業で作成し、要綱等関係書類を添付すること。 2 「事業名（事業費）」について、事業名は様式3別添より番号を記入し、事業費には対象経費実支出額を記入し、計画額には実施計画時の対象経費支出予定額を記入すること。 3 「実施内容」は、具体的かつ簡潔に記入すること。 4 「効果」には、事業計画書の目標に対して達成した効果について、定量的・定性的な観点から記入すること。	介護保険法第115条の45第3項に基づく事業	ア 介護給付等費用適正化事業		イ 家族介護支援事業		ウ その他の事業		実施主体	〇〇市		実施期間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日		事業費	円 （計画額： 円）		事業名 （事業費）	実施内容	効果	（ 円）			（ 円）			（ 円）			（ 円）			（ 円）			別紙様式第4様式2の（2） 様式2の（2）（介護予防・日常生活支援総合事業を実施する市町村） 平成 年度事業実施報告書 任意事業（交付要綱3の（1）のウの事業） <table><tr><td rowspan="4">介護保険法第115条の45第3項に基づく事業</td><td colspan="2">ア 介護給付等費用適正化事業</td></tr><tr><td colspan="2">イ 家族介護支援事業</td></tr><tr><td colspan="2">ウ その他の事業</td></tr><tr><td>実施主体</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>実施期間</td><td colspan="2">平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日</td></tr><tr><td>事業費</td><td colspan="2">円 （実施計画額 円）</td></tr><tr><td>具体的な事業名、事業内容及び事業費</td><td colspan="2"></td></tr></table> (注) 1 「介護保険法第115条の45第3項に基づく事業」は、ア～ウの該当する事業の記号に「〇」を付けること。また、ア～ウの事業を複数実施している場合は、別様で作成し、要綱等関係書類を添付すること。 2 「事業費」には、対象経費実支出額を記入し、「実施計画額」には、実施計画時の額（対象経費支出予定額）を記入すること。 3 「具体的な事業名、実施内容及び事業費」には、ア～ウの各事業における具体的な取組毎に記入すること。 4 「具体的な事業名、事業内容及び事業費」に事業名を記載する際、事業を委託している場合は、（ ）書きで、委託先を記入すること。 5 「具体的な事業名、事業内容及び事業費」に事業内容を記載する際、具体的かつ簡潔に記入すること。 6 「具体的な事業名、実施内容及び事業費」に事業費を記載する際、実績額の後ろに（ ）書きで、実施計画時の額（対象経費支出予定額）を記入すること。 <table><tr><td colspan="2">保険者名</td><td colspan="4"></td></tr><tr><td colspan="2">都道府県コード</td><td colspan="2">市区町村コード</td><td colspan="2">C・D</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	介護保険法第115条の45第3項に基づく事業	ア 介護給付等費用適正化事業		イ 家族介護支援事業		ウ その他の事業		実施主体			実施期間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日		事業費	円 （実施計画額 円）		具体的な事業名、事業内容及び事業費			保険者名						都道府県コード		市区町村コード		C・D							
介護保険法第115条の45第3項に基づく事業		ア 介護給付等費用適正化事業																																																																						
		イ 家族介護支援事業																																																																						
		ウ その他の事業																																																																						
	実施主体	〇〇市																																																																						
実施期間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日																																																																							
事業費	円 （計画額： 円）																																																																							
事業名 （事業費）	実施内容	効果																																																																						
（ 円）																																																																								
（ 円）																																																																								
（ 円）																																																																								
（ 円）																																																																								
（ 円）																																																																								
介護保険法第115条の45第3項に基づく事業	ア 介護給付等費用適正化事業																																																																							
	イ 家族介護支援事業																																																																							
	ウ その他の事業																																																																							
	実施主体																																																																							
実施期間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日																																																																							
事業費	円 （実施計画額 円）																																																																							
具体的な事業名、事業内容及び事業費																																																																								
保険者名																																																																								
都道府県コード		市区町村コード		C・D																																																																				

改正後（新）	改正前（旧）																																															
別紙様式第4様式3に統合	別紙様式第10様式2の（2） 様式2の（2）（介護予防・日常生活支援総合事業を実施しない市町村） 平成 年度事業実施報告書 任意事業（交付要綱3の（2）のウの事業） <table><tr><td rowspan="4">介護保険法第115条 の45第3項に基づく 事業</td><td colspan="3">ア 介護給付等費用適正化事業</td></tr><tr><td colspan="3">イ 家族介護支援事業</td></tr><tr><td colspan="3">ウ その他事業</td></tr><tr><td colspan="3"></td></tr><tr><td>実施主体</td><td colspan="3"></td></tr><tr><td>実施期間</td><td colspan="3">平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日</td></tr><tr><td>事業費</td><td colspan="3">円 （実施計画額 円）</td></tr><tr><td>具体的な事業 名、事業内容 及び事業費</td><td colspan="3"></td></tr></table> （注） 1 「介護保険法第115条の45第3項に基づく事業」は、ア～ウの該当する事業の記号に「○」を付けること。また、ア～ウの事業を複数実施している場合は、別様で作成し、要綱等関係書類を添付すること。 2 「事業費」には、対象経費実支出額を記入し、「実施計画額」には、実施計画時の額（対象経費支出予定額）を記入すること。 3 「具体的な事業名、実施内容及び事業費」には、ア～ウの各事業における具体的な取組毎に記入すること。 4 「具体的な事業名、事業内容及び事業費」に事業名を記載する際、事業を委託している場合は、（ ）書きで、委託先を記入すること。 5 「具体的な事業名、事業内容及び事業費」に事業内容を記載する際、具体的かつ簡潔に記入すること。 6 「具体的な事業名、実施内容及び事業費」に事業費を記載する際、実績額の後ろに（ ）書きで、実施計画時の額（対象経費支出予定額）を記入すること。 <table><tr><td colspan="2">保険者名</td><td colspan="4"></td></tr><tr><td>都道府県コード</td><td>市区町村コード</td><td colspan="3">C・D</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	介護保険法第115条 の45第3項に基づく 事業	ア 介護給付等費用適正化事業			イ 家族介護支援事業			ウ その他事業						実施主体				実施期間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日			事業費	円 （実施計画額 円）			具体的な事業 名、事業内容 及び事業費				保険者名						都道府県コード	市区町村コード	C・D									
介護保険法第115条 の45第3項に基づく 事業	ア 介護給付等費用適正化事業																																															
	イ 家族介護支援事業																																															
	ウ その他事業																																															
実施主体																																																
実施期間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日																																															
事業費	円 （実施計画額 円）																																															
具体的な事業 名、事業内容 及び事業費																																																
保険者名																																																
都道府県コード	市区町村コード	C・D																																														

改正後（新）	改正前（旧）																										
別紙様式第4様式3別添 別紙様式第4様式3別添 任意事業 <table border="1"> <tr> <td data-bbox="159 384 472 624" rowspan="7">介護給付等費用適正化事業</td><td data-bbox="472 384 1095 419">① 認定調査状況チェック</td></tr> <tr> <td data-bbox="472 419 1095 454">② ケアプランの点検</td></tr> <tr> <td data-bbox="472 454 1095 489">③ 住宅改修等の点検</td></tr> <tr> <td data-bbox="472 489 1095 525">④ 医療情報との突合・縦覧点検</td></tr> <tr> <td data-bbox="472 525 1095 560">⑤ 介護給付費通知</td></tr> <tr> <td data-bbox="472 560 1095 595">⑥ 給付実績を活用した分析・検証事業</td></tr> <tr> <td data-bbox="472 595 1095 630">⑦ 介護サービス事業者等への適正化支援事業</td></tr> <tr> <td data-bbox="159 630 472 834" rowspan="6">家族介護支援事業</td><td data-bbox="472 630 1095 665">⑧ 介護教室の開催</td></tr> <tr> <td data-bbox="472 665 1095 700">⑨ 認知症高齢者見守り事業</td></tr> <tr> <td data-bbox="472 700 1095 735">⑩ 健康相談・疾病予防等事業</td></tr> <tr> <td data-bbox="472 735 1095 770">⑪ 介護者交流会の開催</td></tr> <tr> <td data-bbox="472 770 1095 805">⑫ 介護自立支援事業</td></tr> <tr> <td data-bbox="472 805 1095 841">⑬ 介護用品の支給</td></tr> <tr> <td data-bbox="159 841 472 1147" rowspan="10">その他の事業</td><td data-bbox="472 841 1095 876">⑭ 成年後見制度利用支援事業</td></tr> <tr> <td data-bbox="472 876 1095 911">⑮ 福祉用具・住宅改修支援事業</td></tr> <tr> <td data-bbox="472 911 1095 946">⑯ 認知症対応型共同生活介護事業所の家賃等助成事業</td></tr> <tr> <td data-bbox="472 946 1095 981">⑰ 認知症サポーター等養成事業</td></tr> <tr> <td data-bbox="472 981 1095 1016">⑱ 重度のALS患者の入院におけるコミュニケーション支援事業</td></tr> <tr> <td data-bbox="472 1016 1095 1051">⑲ 高齢者の安心な住まいの確保に資する事業</td></tr> <tr> <td data-bbox="472 1051 1095 1086">⑳ 介護サービスの質の向上に資する事業</td></tr> <tr> <td data-bbox="472 1086 1095 1121">㉑ 地域資源を活用したネットワーク形成に資する事業</td></tr> <tr> <td data-bbox="472 1121 1095 1157">㉒ 家庭内の事故等への対応の体制整備に資する事業</td></tr> <tr> <td data-bbox="472 1157 1095 1192"></td></tr> </table>	介護給付等費用適正化事業	① 認定調査状況チェック	② ケアプランの点検	③ 住宅改修等の点検	④ 医療情報との突合・縦覧点検	⑤ 介護給付費通知	⑥ 給付実績を活用した分析・検証事業	⑦ 介護サービス事業者等への適正化支援事業	家族介護支援事業	⑧ 介護教室の開催	⑨ 認知症高齢者見守り事業	⑩ 健康相談・疾病予防等事業	⑪ 介護者交流会の開催	⑫ 介護自立支援事業	⑬ 介護用品の支給	その他の事業	⑭ 成年後見制度利用支援事業	⑮ 福祉用具・住宅改修支援事業	⑯ 認知症対応型共同生活介護事業所の家賃等助成事業	⑰ 認知症サポーター等養成事業	⑱ 重度のALS患者の入院におけるコミュニケーション支援事業	⑲ 高齢者の安心な住まいの確保に資する事業	⑳ 介護サービスの質の向上に資する事業	㉑ 地域資源を活用したネットワーク形成に資する事業	㉒ 家庭内の事故等への対応の体制整備に資する事業		新規様式
介護給付等費用適正化事業		① 認定調査状況チェック																									
		② ケアプランの点検																									
		③ 住宅改修等の点検																									
		④ 医療情報との突合・縦覧点検																									
		⑤ 介護給付費通知																									
		⑥ 給付実績を活用した分析・検証事業																									
	⑦ 介護サービス事業者等への適正化支援事業																										
家族介護支援事業	⑧ 介護教室の開催																										
	⑨ 認知症高齢者見守り事業																										
	⑩ 健康相談・疾病予防等事業																										
	⑪ 介護者交流会の開催																										
	⑫ 介護自立支援事業																										
	⑬ 介護用品の支給																										
その他の事業	⑭ 成年後見制度利用支援事業																										
	⑮ 福祉用具・住宅改修支援事業																										
	⑯ 認知症対応型共同生活介護事業所の家賃等助成事業																										
	⑰ 認知症サポーター等養成事業																										
	⑱ 重度のALS患者の入院におけるコミュニケーション支援事業																										
	⑲ 高齢者の安心な住まいの確保に資する事業																										
	⑳ 介護サービスの質の向上に資する事業																										
	㉑ 地域資源を活用したネットワーク形成に資する事業																										
	㉒ 家庭内の事故等への対応の体制整備に資する事業																										

改正後（新）	改正前（旧）																																																																																																																																										
別紙様式第4様式4 別紙様式第4様式4 平成 年度包括的支援事業（社会保障充実分）実施報告書 包括的支援事業（社会保障充実分）（交付要綱3の（1）、（2）、（3）のイの事業） <table><tr><td>実施主体</td><td colspan="10">〇〇市</td></tr><tr><td rowspan="2">実施時期</td><td colspan="5">①平成 年 月 日から実施</td><td colspan="5">②平成 年 月 日から実施</td></tr><tr><td colspan="5">③平成 年 月 日から実施</td><td colspan="5">④平成 年 月 日から実施</td></tr><tr><td>社会保障充実分 総事業費</td><td colspan="3">円</td><td colspan="2">標準額 (4事業の合計額)</td><td colspan="5">円</td></tr><tr><td rowspan="3">①在宅医療・介護連 携推進事業</td><td>事業費</td><td>(ア)</td><td>(イ)</td><td>(ウ)</td><td>(エ)</td><td>(オ)</td><td>(カ)</td><td>(キ)</td><td>(ク)</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">0円</td><td colspan="2">(イ)等の会議</td><td>(オ)の相談窓口</td><td>(オ)の相談員等</td><td>(カ)多職種研修</td><td colspan="4">(カ)その他の研修</td></tr><tr><td>0回</td><td>0箇所</td><td>0人</td><td>0回</td><td>0回</td><td colspan="4"></td></tr><tr><td rowspan="3">②生活支援体制整備 事業</td><td rowspan="2">事業費</td><td colspan="4">第1層</td><td colspan="4">第2層</td></tr><tr><td colspan="2">コーディネーター</td><td colspan="2">協議体</td><td colspan="2">コーディネーター</td><td colspan="2">協議体</td></tr><tr><td>0円</td><td>0人</td><td>0箇所</td><td>0人</td><td>0箇所</td><td colspan="4"></td></tr><tr><td rowspan="2">③認知症総合支援事 業</td><td>事業費</td><td colspan="4">認知症初期集中支援チーム設置</td><td colspan="4">認知症地域支援推進員設置</td></tr><tr><td>0円</td><td colspan="4">0箇所</td><td colspan="4">0箇所</td></tr><tr><td rowspan="2">④地域ケア会議推進 事業</td><td>事業費</td><td colspan="4">地域ケア個別会議</td><td colspan="4">地域ケア推進会議</td></tr><tr><td>0円</td><td colspan="4">0回</td><td colspan="4">0回</td></tr></table> (注) 1 「事業費」には、対象経費支出予定額を記入すること。「標準額（4事業の合計額）」には、交付要綱4に定める基準額を記載すること。 2 在宅医療・介護連携推進事業の（ア）から（ク）については、実施要綱の事業内容（ア）から（ク）とする。 右欄には実施の場合は○、未実施の場合は×を記入すること。	実施主体	〇〇市										実施時期	①平成 年 月 日から実施					②平成 年 月 日から実施					③平成 年 月 日から実施					④平成 年 月 日から実施					社会保障充実分 総事業費	円			標準額 (4事業の合計額)		円					①在宅医療・介護連 携推進事業	事業費	(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)	(カ)	(キ)	(ク)		0円	(イ)等の会議		(オ)の相談窓口	(オ)の相談員等	(カ)多職種研修	(カ)その他の研修				0回	0箇所	0人	0回	0回					②生活支援体制整備 事業	事業費	第1層				第2層				コーディネーター		協議体		コーディネーター		協議体		0円	0人	0箇所	0人	0箇所					③認知症総合支援事 業	事業費	認知症初期集中支援チーム設置				認知症地域支援推進員設置				0円	0箇所				0箇所				④地域ケア会議推進 事業	事業費	地域ケア個別会議				地域ケア推進会議				0円	0回				0回				新規様式
実施主体	〇〇市																																																																																																																																										
実施時期	①平成 年 月 日から実施					②平成 年 月 日から実施																																																																																																																																					
	③平成 年 月 日から実施					④平成 年 月 日から実施																																																																																																																																					
社会保障充実分 総事業費	円			標準額 (4事業の合計額)		円																																																																																																																																					
①在宅医療・介護連 携推進事業	事業費	(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)	(カ)	(キ)	(ク)																																																																																																																																		
	0円	(イ)等の会議		(オ)の相談窓口	(オ)の相談員等	(カ)多職種研修	(カ)その他の研修																																																																																																																																				
		0回	0箇所	0人	0回	0回																																																																																																																																					
②生活支援体制整備 事業	事業費	第1層				第2層																																																																																																																																					
		コーディネーター		協議体		コーディネーター		協議体																																																																																																																																			
	0円	0人	0箇所	0人	0箇所																																																																																																																																						
③認知症総合支援事 業	事業費	認知症初期集中支援チーム設置				認知症地域支援推進員設置																																																																																																																																					
	0円	0箇所				0箇所																																																																																																																																					
④地域ケア会議推進 事業	事業費	地域ケア個別会議				地域ケア推進会議																																																																																																																																					
	0円	0回				0回																																																																																																																																					

改正後（新）	改正前（旧）																																																					
別紙様式第4様式5 別紙様式第4様式5 平成 年度包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業の特例上限額適用に係る事業実施報告書 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営等）及び任意事業（交付要綱3の（1）、（2）、（3）のイ・ウの事業） <table><tr><td>実施主体</td><td colspan="2">〇〇市</td></tr><tr><td colspan="3">①介護予防・日常生活支援総合事業の実施</td></tr><tr><td>実施時期</td><td colspan="2">平成 年 月 日から実施</td></tr><tr><td colspan="3">②主要介護給付等費用適正化事業</td></tr><tr><td>事業名 （事業費）</td><td colspan="2">主要5事業に係る取り組みの効果検証等</td></tr><tr><td rowspan="3">認定調査状況 チェック （円）</td><td>①目標に照らした現状の評価</td><td></td></tr><tr><td>②分析の結果明らかになる課題の整理</td><td></td></tr><tr><td>③目標の達成に向けた改善策の検討</td><td></td></tr><tr><td rowspan="3">ケアプランの点検 （円）</td><td>①目標に照らした現状の評価</td><td></td></tr><tr><td>②分析の結果明らかになる課題の整理</td><td></td></tr><tr><td>③目標の達成に向けた改善策の検討</td><td></td></tr><tr><td rowspan="3">住宅改修等の点検 （円）</td><td>①目標に照らした現状の評価</td><td></td></tr><tr><td>②分析の結果明らかになる課題の整理</td><td></td></tr><tr><td>③目標の達成に向けた改善策の検討</td><td></td></tr><tr><td rowspan="3">医療情報との突合・縦覧点検 （円）</td><td>①目標に照らした現状の評価</td><td></td></tr><tr><td>②分析の結果明らかになる課題の整理</td><td></td></tr><tr><td>③目標の達成に向けた改善策の検討</td><td></td></tr><tr><td rowspan="3">介護給付費通知 （円）</td><td>①目標に照らした現状の評価</td><td></td></tr><tr><td>②分析の結果明らかになる課題の整理</td><td></td></tr><tr><td>③目標の達成に向けた改善策の検討</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">③小規模自治体に該当</td><td></td></tr></table> (注) 1 「事業費（実施計画額）」には、対象経費実支出額と実施計画時の対象経費支出予定額を記入すること。 2 「主要5事業に係る取り組みの効果検証等」には、事前の目標設定を踏まえ、①から③の項目ごとに記入すること。 3 ③は平成26年度の包括的支援事業・任意事業の上限額が12,500千円未満の市町村の場合、右欄に○を記入すること。 小規模自治体に該当する場合は、②を記入しなくても可。	実施主体	〇〇市		①介護予防・日常生活支援総合事業の実施			実施時期	平成 年 月 日から実施		②主要介護給付等費用適正化事業			事業名 （事業費）	主要5事業に係る取り組みの効果検証等		認定調査状況 チェック （円）	①目標に照らした現状の評価		②分析の結果明らかになる課題の整理		③目標の達成に向けた改善策の検討		ケアプランの点検 （円）	①目標に照らした現状の評価		②分析の結果明らかになる課題の整理		③目標の達成に向けた改善策の検討		住宅改修等の点検 （円）	①目標に照らした現状の評価		②分析の結果明らかになる課題の整理		③目標の達成に向けた改善策の検討		医療情報との突合・縦覧点検 （円）	①目標に照らした現状の評価		②分析の結果明らかになる課題の整理		③目標の達成に向けた改善策の検討		介護給付費通知 （円）	①目標に照らした現状の評価		②分析の結果明らかになる課題の整理		③目標の達成に向けた改善策の検討		③小規模自治体に該当			新規様式
実施主体	〇〇市																																																					
①介護予防・日常生活支援総合事業の実施																																																						
実施時期	平成 年 月 日から実施																																																					
②主要介護給付等費用適正化事業																																																						
事業名 （事業費）	主要5事業に係る取り組みの効果検証等																																																					
認定調査状況 チェック （円）	①目標に照らした現状の評価																																																					
	②分析の結果明らかになる課題の整理																																																					
	③目標の達成に向けた改善策の検討																																																					
ケアプランの点検 （円）	①目標に照らした現状の評価																																																					
	②分析の結果明らかになる課題の整理																																																					
	③目標の達成に向けた改善策の検討																																																					
住宅改修等の点検 （円）	①目標に照らした現状の評価																																																					
	②分析の結果明らかになる課題の整理																																																					
	③目標の達成に向けた改善策の検討																																																					
医療情報との突合・縦覧点検 （円）	①目標に照らした現状の評価																																																					
	②分析の結果明らかになる課題の整理																																																					
	③目標の達成に向けた改善策の検討																																																					
介護給付費通知 （円）	①目標に照らした現状の評価																																																					
	②分析の結果明らかになる課題の整理																																																					
	③目標の達成に向けた改善策の検討																																																					
③小規模自治体に該当																																																						

改正後（新）

別紙様式第4様式6

別紙様式第4様式6（旧介護予防・生活支援総合事業を実施する市町村）

平成 年度旧介護予防・日常生活支援総合事業の上限額引き上げに係る事業実施報告書

1 旧介護予防・日常生活支援総合事業の上限額引き上げに係る理由（該当項目にチェック）

- ☐ (ア) 地域支援事業に要する費用の額が、給付見込額の百分の三を超え、
旧介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の額が、給付見込額の百分の二を超える。
☐ (イ) 地域支援事業に要する費用の額が、給付見込額の百分の三を超え、
旧介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の額が、給付見込額の百分の二を超えない。
☐ (ウ) 地域支援事業に要する費用の額が、給付見込額の百分の三を超え、
旧介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の額が、給付見込額の百分の二を超える。

2 実績額等について

	(1)旧政令第37条の13第1項で定める上限額 (※2)	(2)事業実績額 (※3)	うち要支援者に かかる額(※4)	(3)差引額(2)-(1) (0以上の数値を記入。) (※6)
	円	円	円	円
地域支援事業				
旧介護予防・日常生活支援総合事業				
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営等)及び任意事業				

(4)給付見込額 (※1)	(5)給付見込額に1%を乗じて得た額(※5)	地域支援事業	円
		旧介護予防・日常生活支援総合事業	円

- (※1) 給付見込額は、旧政令第37条の13第2項で規定されたとおり、旧介護予防・日常生活支援総合事業を行わないものとする。旧介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の見込額に基づいて算定すること。
- (※2) (1) 旧政令第37条の13第1項で定める上限額の算定において、1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てること。（以下(※4)においても同じ。）
- (※3) (2) 事業実績額は、対象経費支出額を記入すること。
- (※4) うち要支援者にかかる額は、(2) 事業実績額中、要支援者の旧介護予防・日常生活支援総合事業にかかる実績額を記入すること。
- (※5) (5) 給付見込額に1%を乗じて得た額は、給付見込額に、旧政令第37条の13第1項で定める上限比率（地域支援事業＝百分の3、旧介護予防・日常生活支援総合事業＝百分の2）に百分の1を加えた比率を乗じて得た額から、(1) 旧政令第37条の13第1項で定める上限額を差し引いた額を記入すること。
- (※6) (3) 差引額は、(5) 給付見込額に1%を乗じて得た額を下回る額を記入すること。

保険者名	
都道府県コード	市区町村コード C-D

改正前（旧）

別紙様式4様式4

様式4（政令第37条の13第3項第2号の規定に該当する市町村）

平成 年度地域支援事業上限額引き上げに係る事業実施報告書

1 地域支援事業上限額引き上げにかかる理由（申請時の該当項目をチェック）

- ☐ (ア) 地域支援事業に要する費用の額が、給付見込額の百分の三を超え、
介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の額が、給付見込額の百分の二を超える。
☐ (イ) 地域支援事業に要する費用の額が、給付見込額の百分の三を超え、
介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の額が、給付見込額の百分の二を超えない。
☐ (ウ) 地域支援事業に要する費用の額が、給付見込額の百分の三を超え、
介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の額が、給付見込額の百分の二を超える。

2 実績額等について

	(1)旧政令第37条の13第1項で定める上限額 (※2)	(2)事業実績額 (※3)	うち要支援者に かかる額(※4)	(3)差引額(2)-(1) (0以上の数値を記入。) (※6)
	円	円	円	円
地域支援事業				
介護予防・日常生活支援総合事業				
包括的支援事業				
及び任意事業				

(4)給付見込額 (※1)	(5)給付見込額に1%を乗じて得た額(※5)	地域支援事業	円
		介護予防・日常生活支援総合事業	円

- (※1) 給付見込額は、政令第37条の13第2項で規定されたとおり、介護予防・日常生活支援総合事業を行わないものとする。旧介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の見込額に基づいて算定すること。
- (※2) (1) 旧政令第37条の13第1項で定める上限額の算定において、1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てること。（以下(※4)においても同じ。）
- (※3) (2) 事業実績額は、対象経費支出額を記入すること。
- (※4) うち要支援者にかかる額は、(2) 事業実績額中、要支援者の介護予防・日常生活支援総合事業にかかる実績額を記入すること。
- (※5) (5) 給付見込額に1%を乗じて得た額は、給付見込額に、政令第37条の13第1項で定める上限比率（地域支援事業＝百分の3、介護予防・日常生活支援総合事業＝百分の2）に百分の1を加えた比率を乗じて得た額から、(1) 旧政令第37条の13第1項で定める上限額を差し引いた額を記入すること。
- (※6) (3) 差引額は、(5) 給付見込額に1%を乗じて得た額を下回る額を記入すること。

保険者名	
都道府県コード	市区町村コード C-D

改正後（新）

別紙様式第5

別紙様式第5

番 号

平成 年度地域支援事業交付金交付決定通知書

(市町村名)

平成 年 月 日 第 号で申請のあった介護保険法(平成9年法律第123号)第122条の2に基づく平成 年度地域支援事業交付金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)(以下適正化法という。)

第6条第1項の規定により

第6条第3項の規定により、修正のうえ

平成 年 月 日厚生労働省発老第 号をもって、次のとおり交付することに決定されたので、適正化法第8条の規定により通知する。

平成 年 月 日

都道府県知事 氏 名

印

1 交付金の交付の対象となる事業(以下「事業」という。)は、平成〇〇年〇月〇〇日厚生労働省発老第〇〇〇〇〇〇〇号厚生労働事務次官通知の別紙「地域支援事業交付金交付要綱」(以下「交付要綱」という。)(の3)に定める事業であり、その内容は

平成 年 月 日第 号申請書記載のとおり

2のとおり

である。

2 事業に要する経費及び交付金の額は、次のとおりである。ただし、事業の内容が変更された場合において、事業に要する経費又は交付金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。

事業に要する経費	金	円
交付金の額	金	円

3 事業に要する経費の配分及びこれに対応する交付金の額の区分は、次のとおりである。

区 分	事業に要する経費	交付金の額
介護予防・日常生活支援総合事業	金	円
旧介護予防・日常生活支援総合事業	金	円
又は旧介護予防事業	金	円
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業	金	円
包括的支援事業(社会保障充実分)	金	円

4 交付金の額の確定は、交付要綱の4に定める交付額の算定方法により行うものである。

5 この交付金は交付要綱の6に掲げる事項を条件として交付するものである。

6 事業に係る事業実績報告は、交付要綱の11に定めるところにより行わなければならない。

7 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における適正化法第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、平成 年 月 日とする。

改正前（旧）

別紙様式第5

別紙様式第5(介護予防・日常生活支援総合事業を実施する市町村)

番 号

平成 年度地域支援事業交付金交付決定通知書

(市町村名)

平成 年 月 日 第 号で申請のあった介護保険法(平成9年法律第123号)第122条の2に基づく平成 年度地域支援事業交付金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)(以下適正化法という。)

第6条第1項の規定により

第6条第3項の規定により、修正のうえ

平成 年 月 日厚生労働省発老第 号をもって、次のとおり交付することに決定されたので、適正化法第8条の規定により通知する。

平成 年 月 日

都道府県知事 氏 名

印

1 交付金の交付の対象となる事業(以下「事業」という。)は、平成〇〇年〇月〇〇日厚生労働省発老第〇〇〇〇〇〇〇号厚生労働事務次官通知の別紙「地域支援事業交付金交付要綱」(以下「交付要綱」という。)(の3)に定める事業であり、その内容は

平成 年 月 日第 号申請書記載のとおり

2のとおり

である。

2 事業に要する経費及び交付金の額は、次のとおりである。ただし、事業の内容が変更された場合において、事業に要する経費又は交付金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。

事業に要する経費	金	円
交付金の額	金	円

3 事業に要する経費の配分及びこれに対応する交付金の額の区分は、次のとおりである。

区 分	事業に要する経費	交付金の額
介護予防・日常生活支援総合事業	金	円
包括的支援事業及び任意事業	金	円

4 交付金の額の確定は、交付要綱の4に定める交付額の算定方法により行うものである。

5 この交付金は交付要綱の6に掲げる事項を条件として交付するものである。

6 事業に係る事業実績報告は、交付要綱の11に定めるところにより行わなければならない。

7 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における適正化法第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、平成 年 月 日とする。

改正後（新）	改正前（旧）
別紙様式第 5 に統合	別紙様式第 1 1
	別紙様式第11(介護予防・日常生活支援総合事業を実施しない市町村)。
	番 号。
	平成 年度地域支援事業交付金交付決定通知書。
	(市町村名)。
	平成 年 月 日 第 号で申請のあった介護保険法(平成9年法律第123号)第122条の2 に基づく平成 年度地域支援事業交付金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に關す。 る法律(昭和30年法律第179号)(以下適正化法という。)
	第5条第1項の規定により、
	第5条第3項の規定により、修正のうえ、
	平成 年 月 日厚生労働省発老第 号をもって、次のとおり交付することに決定されたので、適 正化法第9条の規定により敢行する。
	平成 年 月 日。
	都道府県知事 氏 名 印。
	1 交付金の交付の対象となる事業(以下「事業」という。)は、平成〇〇年〇月〇〇日厚生労働省発老 第〇〇〇〇〇〇〇〇号厚生労働事務次官(敢行)の別紙「地域支援事業交付金交付要綱」(以下「交付 要綱」という。)の3に定める事業であり、その内容は、
	平成 年 月 日 第 号申請書記載のとおり、
	2のとおり、
	2 事業に要する経費及び交付金の額は、次のとおりである。ただし、事業の内容が変更された場合に おいて、事業に要する経費又は交付金の額が変更されるときは、別に敢行するところによるものとす る。
	事業に要する経費 金 円。 交付金の額 金 円。
	3 事業に要する経費の配分及びこれに対応する交付金の額の区分は、次のとおりである。
	区 分 事業に要する経費 交付金の額。
	介護予防事業 金 円 金 円。
	包括的支援事業及び任意事業 金 円 金 円。
	4 交付金の額の確定は、交付要綱の4に定める交付額の算定方法により行われるものである。
	5 この交付金は交付要綱の6に掲げる事項を条件として交付するものである。
	6 事業に係る事業実績報告は、交付要綱の11に定めるところにより行われなければならない。
	7 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における適正化法第9条第1項の規定による申 請の取下げをすることができる期間は、平成 年 月 日とする。

改正後（新）

別紙様式第6

別紙様式第6

番 号

平成 年度地域支援事業交付金追加交付決定（交付決定一部取消）通知書

（市町村名）

平成 年 月 日厚生労働省発老第 号で交付決定された平成 年度地域支援事業交付金については、平成 年 月 日 第 号申請に基づき、平成 年 月 日厚生労働省発老第 号をもって決定の内容の一部を次のとおり変更することに決定されたので通知する。

平成 年 月 日

都道府県知事 氏 名

印

1 交付金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）は、平成〇〇年〇月〇〇日厚生労働省発老第〇〇〇〇〇〇〇〇号厚生労働事務次官通知の別紙「地域支援事業交付金交付要綱」の3に定める事業であり、その内容は、

平成 年 月 日第 号申請書記載のとおり
2のとおり

2 事業に要する経費及び交付金の額は、次のとおりである。

事業に要する経費	金	円（内今回増加（減少）額	金	円）
交付金の額	金	円（内今回追加交付（一部取消）額	金	円）

3 事業に要する経費の配分及びこれに対応する交付金の額の区分は、次のとおりである。

区 分	事業に要する経費	交付金の額
介護予防・日常生活支援総合事業	金 円	金 円
内今回増加（減少）額	円	内今回追加交付（一部取消）額 金 円
旧介護予防・日常生活支援総合事業又は旧介護予防事業	金 円	金 円
内今回増加（減少）額	円	内今回追加交付（一部取消）額 金 円
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業	金 円	金 円
内今回増加（減少）額	円	内今回追加交付（一部取消）額 金 円
包括的支援事業（社会保障充実分）	金 円	金 円
内今回増加（減少）額	円	内今回追加交付（一部取消）額 金 円

4 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、平成 年 月 日とする。

改正前（旧）

別紙様式第6

別紙様式第6（介護予防・日常生活支援総合事業を実施する市町村）

番 号

平成 年度地域支援事業交付金追加交付決定（交付決定一部取消）通知書

（市町村名）

平成 年 月 日厚生労働省発老第 号で交付決定された平成 年度地域支援事業交付金については、平成 年 月 日 第 号申請に基づき、平成 年 月 日厚生労働省発老第 号をもって決定の内容の一部を次のとおり変更することに決定されたので通知する。

平成 年 月 日

都道府県知事 氏 名

印

1 交付金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）は、平成〇〇年〇月〇〇日厚生労働省発老第〇〇〇〇〇〇〇〇号厚生労働事務次官通知の別紙「地域支援事業交付金交付要綱」の3に定める事業であり、その内容は、

平成 年 月 日第 号申請書記載のとおり
2のとおり

2 事業に要する経費及び交付金の額は、次のとおりである。

事業に要する経費	金	円
内今回増加（減少）額	金	円
交付金の額	金	円
内今回追加交付（一部取消）額	金	円

3 事業に要する経費の配分及びこれに対応する交付金の額の区分は、次のとおりである。

区 分	事業に要する経費	交付金の額
介護予防・日常生活支援総合事業	金 円	金 円
内今回増加（減少）額	円	内今回追加交付（一部取消）額 金 円
包括的支援事業及び任意事業	金 円	金 円
内今回増加（減少）額	円	内今回追加交付（一部取消）額 金 円

4 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、平成 年 月 日とする。

改正後（新）

別紙様式第6に統合

改正前（旧）

別紙様式第12(介護予防・日常生活支援総合事業を実施しない市町村)。

番 号。

平成 年度地域支援事業交付金追加交付決定(交付決定一部取消)通知書。

(市町村名)。

平成 年 月 日厚生労働省発老第 号で交付決定された平成 年度地域支援事業交付金については、平成 年 月 日 第 号申請に基づき、平成 年 月 日厚生労働省発老第 号をもって決定の内容の一部を次のとおり変更することに決定されたので通知する。

平成 年 月 日。

都道府県知事 氏 名 印。

1 交付金の交付の対象となる事業(以下「事業」という。)は、平成〇〇年〇月〇〇日厚生労働省発老第〇〇〇〇〇〇〇〇号厚生労働事務次官通知の別紙「地域支援事業交付金交付要綱」の3に定める事業であり、その内容は、

平成 年 月 日第 号申請書記載のとおり。

2のとおり。

である。

2 事業に要する経費及び交付金の額は、次のとおりである。

事業に要する経費	金	円。
内今回増加(減少)額	金	円。
交付金の額	金	円。
内今回追加交付(一部取消)額	金	円。

3 事業に要する経費の配分及びこれに対応する交付金の額の区分は、次のとおりである。

区 分	事業に要する経費	交付金の額。
介護予防事業	金 円 金 円	円。
内今回増加(減少)額	金 円	円。
包括的支援事業及び任意事業	金 円 金 円	円。
内今回増加(減少)額	金 円	円。

4 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、平成 年 月 日とする。

改正後（新）	改正前（旧）																																														
別紙様式第7 別紙様式第7 番 号 平成 年度地域支援事業交付金交付額確定通知書 (市町村名) 平成 年 月 日厚生労働省発老第 号で交付決定された平成 年度地域支援事業交付金については、平成 年 月 日 第 号事業実績報告に基づき、平成 年 月 日厚生労働省発老第 号をもって交付額が別表のとおり確定されたので通知する。 なお、確定の結果不足となる金額については、別表のとおり追加交付することとし、また、超過交付となった金額については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第18条第2項の規定により、平成 年 月 日までに返還することを命ぜられたので併せて通知する。 平成 年 月 日 都道府県知事 氏 名 印 (別表) 平成 年度地域支援事業交付金交付額確定内訳書 市 町 村 名 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>確定額</th> <th>追加交付額</th> <th>返還を要する額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">地域支援事業交付金</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">内 訳</td> <td>介護予防・日常生活支援総合事業</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>旧介護予防・日常生活支援総合事業又は旧介護予防事業</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>包括的支援事業(社会保障充実分)</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> </tbody> </table>			確定額	追加交付額	返還を要する額	地域支援事業交付金		円	円	円	内 訳	介護予防・日常生活支援総合事業	円	円	円	旧介護予防・日常生活支援総合事業又は旧介護予防事業	円	円	円	包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業	円	円	円	包括的支援事業(社会保障充実分)	円	円	円	別紙様式第7(介護予防・日常生活支援総合事業を実施する市町村)。 別紙様式第7 番 号 平成 年度地域支援事業交付金交付額確定通知書 (市町村名) 平成 年 月 日厚生労働省発老第 号で交付決定された平成 年度地域支援事業交付金については、平成 年 月 日 第 号事業実績報告に基づき、平成 年 月 日厚生労働省発老第 号をもって交付額が別表のとおり確定されたので通知する。 なお、確定の結果不足となる金額については、別表のとおり追加交付することとし、また、超過交付となった金額については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第18条第2項の規定により平成 年 月 日までに返還することを命ぜられたので併せて通知する。 平成 年 月 日 都道府県知事 氏 名 印 (別表) 平成 年度地域支援事業交付金交付額確定内訳書 市 町 村 名 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>確定額</th> <th>追加交付額</th> <th>返還を要する額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">地域支援事業交付金</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">内 訳</td> <td>介護予防・日常生活支援総合事業</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>包括的支援事業及び任意事業</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			確定額	追加交付額	返還を要する額	地域支援事業交付金		円	円	円	内 訳	介護予防・日常生活支援総合事業				包括的支援事業及び任意事業			
		確定額	追加交付額	返還を要する額																																											
地域支援事業交付金		円	円	円																																											
内 訳	介護予防・日常生活支援総合事業	円	円	円																																											
	旧介護予防・日常生活支援総合事業又は旧介護予防事業	円	円	円																																											
	包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業	円	円	円																																											
	包括的支援事業(社会保障充実分)	円	円	円																																											
		確定額	追加交付額	返還を要する額																																											
地域支援事業交付金		円	円	円																																											
内 訳	介護予防・日常生活支援総合事業																																														
	包括的支援事業及び任意事業																																														

改正後（新）	改正前（旧）																							
別紙様式第7に統合	別紙様式第13(介護予防・日常生活支援総合事業を実施しない市町村)。 番 号。 平成 年度地域支援事業交付金交付額確定通知書。 (市町村名)。 平成 年 月 日厚生労働省発老第 号で交付決定された平成 年度地域支援事業交付金については、平成 年 月 日 第 号事業実績報告に基づき、平成 年 月 日厚生労働省発老第 号をもって交付額が別表のとおり確定されたので通知する。 なお、確定の結果不足となる金額については、別表のとおり追加交付することとし、また、超過交付となった金額については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第18条第2項の規定により平成 年 月 日までに返還することを命ぜられたので併せて通知する。 平成 年 月 日。 都道府県知事 氏 名 印。 (別表)。 平成 年度地域支援事業交付金交付額確定内訳書。 市 町 村 名。 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>確定額。</th> <th>追加交付額。</th> <th>返還を要する額。</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">地域支援事業交付金。</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">内 訳</td> <td>介護予防事業。</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>包括的支援事業。</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>及び任意事業。</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			確定額。	追加交付額。	返還を要する額。	地域支援事業交付金。		円	円	円	内 訳	介護予防事業。				包括的支援事業。				及び任意事業。			
		確定額。	追加交付額。	返還を要する額。																				
地域支援事業交付金。		円	円	円																				
内 訳	介護予防事業。																							
	包括的支援事業。																							
	及び任意事業。																							

改正後（新）

別紙様式第 8

(略)

別紙様式第8様式1

(様式第2号(別添))

平成 年度地域医療事業交付金算出額算定書(中期計画) (初稿表)

注：(活動費)は令和元年度支援費等補償費
①、②地域医療推進費のみを記入する。

課数	所管庁名	補助費番号	協同交付申請公文書		区分	助成事業	寄付者からの収入金額		費用総計	対象経費支出内支戻	基準率	交付基準額	交付金算出額	社会福祉施設等交付金算出額	備考									
			発着日	番号			A (円)	B (円)																
1						介護予防・日常生活支援総合事業																		
						認知機能低下・日常生活支援継続が必要な要支援者の生活支援事業																		
						認知症対策事業（地域住民支援センターの運営）上は任意事業																		
						居宅支援・小規模訪問支援事業																		
						生活支援加担型支援事業																		
						認知症対応型共同生活介護事業																		
						認知症対応支援「ケア向上事業」 地域ケア協議会支援事業																		
2						介護予防・日常生活支援総合事業																		
						認知機能低下・日常生活支援継続が必要な要支援者の生活支援事業																		
						認知症対策事業（地域住民支援センターの運営）上は任意事業																		
						居宅支援・小規模訪問支援事業																		
						生活支援加担型支援事業																		
						認知症対応型共同生活介護事業																		
						認知症対応支援「ケア向上事業」 地域ケア協議会支援事業																		
3						介護予防・日常生活支援総合事業																		
						認知機能低下・日常生活支援継続が必要な要支援者の生活支援事業																		
						認知症対策事業（地域住民支援センターの運営）上は任意事業																		
						居宅支援・小規模訪問支援事業																		
						生活支援加担型支援事業																		
						認知症対応型共同生活介護事業																		
						認知症対応支援「ケア向上事業」 地域ケア協議会支援事業																		
4						介護予防・日常生活支援総合事業																		
						認知機能低下・日常生活支援継続が必要な要支援者の生活支援事業																		
						認知症対策事業（地域住民支援センターの運営）上は任意事業																		
						居宅支援・小規模訪問支援事業																		
						生活支援加担型支援事業																		
						認知症対応型共同生活介護事業																		
						認知症対応支援「ケア向上事業」 地域ケア協議会支援事業																		
5						介護予防・日常生活支援総合事業																		
						認知機能低下・日常生活支援継続が必要な要支援者の生活支援事業																		
						認知症対策事業（地域住民支援センターの運営）上は任意事業																		
						居宅支援・小規模訪問支援事業																		
						生活支援加担型支援事業																		
						認知症対応型共同生活介護事業																		
						認知症対応支援「ケア向上事業」 地域ケア協議会支援事業																		
合計						介護予防・日常生活支援総合事業																		
						認知機能低下・日常生活支援継続が必要な要支援者の生活支援事業																		
						認知症対策事業（地域住民支援センターの運営）上は任意事業																		
						居宅支援・小規模訪問支援事業																		
						生活支援加担型支援事業																		
						認知症対応型共同生活介護事業																		
						認知症対応支援「ケア向上事業」 地域ケア協議会支援事業																		

[注] 1．区分欄に「おける」「実施事業名」欄には、区分番号助成率、介護予防・日常生活支援継続が必要な要支援者に対する割合、実施している事業名を記入すること。
2．報酬金は、交付書類の41に「関係事業者の他の収入額」を記入すること。
3．報酬金は、交付書類に定める品目価格を記入すること。
4．報酬金は、公費、国庫外収支を別として「専らそのための収入」として記入すること。
5．報酬金は、予算の欄に「交付書類4の第4欄」に定められた交付率を乗じて計算した（1）の金額が上限となることに注意し、これを超過せず記入すること。

改正前（旧）

別紙様式第 14

(略)

別紙様式第 1 4 様式 1

様式1

平成 年度地域支援事業交付金所要額調査市町村別内訳(総括表)

県 高松市日常生活支援等推進費
(負)地域支援事業交付金

(製造所番号)

項目	市町村名	区 分	給付事業	寄付金その他の収入額	差引額	対象経費支出予定額	基準額	交付基本額	交付金所要額	備 考
			A	B	C(A-B)	D	E	F	G	
			円	円	円	円	円	円	円	
1		実施事業名								
		包括的支援事業及び任意事業								
		認知症初期集中支援推進事業								
		認知症地域支援推進員等設置事業								
		認知症ケア向上推進事業								
		生活支援・介護予防サービスの基盤整備事業								
		計								
2		実施事業名								
		包括的支援事業及び任意事業								
		認知症初期集中支援推進事業								
		認知症地域支援推進員等設置事業								
		認知症ケア向上推進事業								
		生活支援・介護予防サービスの基盤整備事業								
		計								
3		実施事業名								
		包括的支援事業及び任意事業								
		認知症初期集中支援推進事業								
		認知症地域支援推進員等設置事業								
		認知症ケア向上推進事業								
		生活支援・介護予防サービスの基盤整備事業								
		計								
4		実施事業名								
		包括的支援事業及び任意事業								
		認知症初期集中支援推進事業								
		認知症地域支援推進員等設置事業								
		認知症ケア向上推進事業								
		生活支援・介護予防サービスの基盤整備事業								
		計								
5		実施事業名								
		包括的支援事業及び任意事業								
		認知症初期集中支援推進事業								
		認知症地域支援推進員等設置事業								
		認知症ケア向上推進事業								
		生活支援・介護予防サービスの基盤整備事業								
		計								
合計										
		実施事業名								
		包括的支援事業及び任意事業								
		認知症初期集中支援推進事業								
		認知症地域支援推進員等設置事業								
		認知症ケア向上推進事業								
		生活支援・介護予防サービスの基盤整備事業								
		計								

(注) 1 区分欄における「実施事業名」欄には、介護予防事業又は介護予防・日常生活支援総合事業のうち、実施している事業名を記入すること。
2 F欄は、交付事業の4にいう交付行為と関係する収入額を記入すること。
3 E欄は、交付事業4に定める基準額を記入すること。
4 F欄には、C欄、D欄及びE欄と比較して最も少ない額を記入すること。
5 G欄には、F欄の額に交付事業4の第4項に定める交付率を乗じて算出した「1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てること。」を記入すること。

改正後（新）

別紙様式第8様式2

別紙様式第8様式2

平成 年度地域支援事業交付金概算書市町村別内訳（総括表）

(項)高齢者日常生活支援等推進費
(目)地域支援事業交付金

項目	市町村名	区 分	総事業費	寄付金その他の収入額	差引額	対象経費 実支出額	基準額	交付基本額	交付金所要額	総合事業調整 交付金所要額	備 考
			A	B	C(A-B)	D	E	F	G	H	
1		介護予防・日常生活支援総合事業									
		居介護予防・日常生活支援総合事業又は居介護 予防事業									
		包括的支援事業（地域包括支援センターの運営） 及び託養事業									
		在宅医療・介護連携推進事業									
		生活支援体制整備事業									
		認知症初期集中支援推進事業									
		認知症地域支援・ケア向上事業									
		認知症ケア連携推進事業									
		計									
		2		介護予防・日常生活支援総合事業							
居介護予防・日常生活支援総合事業又は居介護 予防事業											
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営） 及び託養事業											
在宅医療・介護連携推進事業											
生活支援体制整備事業											
認知症初期集中支援推進事業											
認知症地域支援・ケア向上事業											
認知症ケア連携推進事業											
計											
3				介護予防・日常生活支援総合事業							
		居介護予防・日常生活支援総合事業又は居介護 予防事業									
		包括的支援事業（地域包括支援センターの運営） 及び託養事業									
		在宅医療・介護連携推進事業									
		生活支援体制整備事業									
		認知症初期集中支援推進事業									
		認知症地域支援・ケア向上事業									
		認知症ケア連携推進事業									
		計									
		4		介護予防・日常生活支援総合事業							
居介護予防・日常生活支援総合事業又は居介護 予防事業											
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営） 及び託養事業											
在宅医療・介護連携推進事業											
生活支援体制整備事業											
認知症初期集中支援推進事業											
認知症地域支援・ケア向上事業											
認知症ケア連携推進事業											
計											
5				介護予防・日常生活支援総合事業							
		居介護予防・日常生活支援総合事業又は居介護 予防事業									
		包括的支援事業（地域包括支援センターの運営） 及び託養事業									
		在宅医療・介護連携推進事業									
		生活支援体制整備事業									
		認知症初期集中支援推進事業									
		認知症地域支援・ケア向上事業									
		認知症ケア連携推進事業									
		計									
		合計		介護予防・日常生活支援総合事業							
居介護予防・日常生活支援総合事業又は居介護 予防事業											
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営） 及び託養事業											
在宅医療・介護連携推進事業											
生活支援体制整備事業											
認知症初期集中支援推進事業											
認知症地域支援・ケア向上事業											
認知症ケア連携推進事業											
計											

(注) 1 区分欄における「実施事業名」欄には、介護予防事業、介護予防・日常生活支援総合事業又は居介護予防・日常生活支援総合事業のうち、実施している事業名を記入すること。
2 B欄には、交付要綱の4にいう寄付金その他の収入額を記入すること。
3 E欄には、交付要綱4に定める基準額を記入すること。
4 F欄には、C欄、D欄及びB欄と比較して最も少ない額を記入すること。
5 G欄には、F欄の額に交付要綱4の第4項に定めると交付金所要額として得た額（1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てること。）を記入すること。

改正前（旧）

別紙様式第14様式2

様式2

平成 年度地域支援事業交付金概算書市町村別内訳（総括表）

(項)高齢者日常生活支援等推進費
(目)地域支援事業交付金

(転送用番号)

項目	市町村名	区 分	総事業費	寄付金その他の収入額	差引額	対象経費 支出予定額	基準額	交付基本額	交付金所要額	備 考
			A	B	C(A-B)	D	E	F	G	
1		実施事業名								
		包括的支援事業及び任意事業								
		認知症初期集中支援推進事業								
		認知症地域支援推進員等設置事業								
		認知症ケア向上推進事業								
		生活支援・介護予防サービスの基盤整備事業								
		計								
		実施事業名								
		包括的支援事業及び任意事業								
		認知症初期集中支援推進事業								
2		実施事業名								
		包括的支援事業及び任意事業								
		認知症初期集中支援推進事業								
		認知症地域支援推進員等設置事業								
		認知症ケア向上推進事業								
		生活支援・介護予防サービスの基盤整備事業								
		計								
		実施事業名								
		包括的支援事業及び任意事業								
		認知症初期集中支援推進事業								
3		実施事業名								
		包括的支援事業及び任意事業								
		認知症初期集中支援推進事業								
		認知症地域支援推進員等設置事業								
		認知症ケア向上推進事業								
		生活支援・介護予防サービスの基盤整備事業								
		計								
		実施事業名								
		包括的支援事業及び任意事業								
		認知症初期集中支援推進事業								
4		実施事業名								
		包括的支援事業及び任意事業								
		認知症初期集中支援推進事業								
		認知症地域支援推進員等設置事業								
		認知症ケア向上推進事業								
		生活支援・介護予防サービスの基盤整備事業								
		計								
		実施事業名								
		包括的支援事業及び任意事業								
		認知症初期集中支援推進事業								
5		実施事業名								
		包括的支援事業及び任意事業								
		認知症初期集中支援推進事業								
		認知症地域支援推進員等設置事業								
		認知症ケア向上推進事業								
		生活支援・介護予防サービスの基盤整備事業								
		計								
		実施事業名								
		包括的支援事業及び任意事業								
		認知症初期集中支援推進事業								
合計		実施事業名								
		包括的支援事業及び任意事業								
		認知症初期集中支援推進事業								
		認知症地域支援推進員等設置事業								
		認知症ケア向上推進事業								
		生活支援・介護予防サービスの基盤整備事業								
		計								
		実施事業名								
		包括的支援事業及び任意事業								
		認知症初期集中支援推進事業								

(注) 1 区分欄における「実施事業名」欄には、介護予防事業又は介護予防・日常生活支援総合事業のうち、実施している事業名を記入すること。
2 B欄には、交付要綱の4にいう寄付金その他の収入額を記入すること。
3 E欄には、交付要綱4に定める基準額を記入すること。
4 F欄には、C欄、D欄及びB欄と比較して最も少ない額を記入すること。
5 G欄には、F欄の額に交付要綱4の第4項に定めると交付金所要額として得た額（1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てること。）を記入すること。

改正後（新）	改正前（旧）																												
以下様式削除	別紙様式第2様式2の（2） 様式2の（2）（介護予防・日常生活支援総合事業を実施する市町村） 平成 年度 任意事業実施計画書 任意事業（交付要綱3の（1）のウの事業） <table border="1"> <tr> <td>介護保険法第115条 の45第3項に基づく 事業</td> <td> ア 認知症初期集中支援推進事業 イ 認知症地域支援推進員等設置事業 ウ 認知症ケア向上推進事業 エ 生活支援・介護予防サービスの基盤整備事業 </td> </tr> <tr> <td>実施主体</td> <td></td> </tr> <tr> <td>実施期間</td> <td>平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>事業費</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>具体的な事業 名、事業内容 及び事業費</td> <td></td> </tr> </table> （注） 「介護保険法第115条の45第3項に基づく事業」は、ア～エの該当する事業の記号に「○」を付けること。また、ア～ウの事業を複数実施している場合は、別様で作成し、要綱等関係書類を添付すること。 「事業費」には、対象経費支出予定額を記入すること。 「具体的な事業名、実施内容及び事業費」には、ア～エの各事業における具体的な取組毎に記入すること。 「具体的な事業名、実施内容及び事業費」に事業内容を記載する際、具体的かつ簡潔に記入すること。 <table border="1"> <tr> <td colspan="2">保険者名</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>都道府県コード</td> <td></td> <td>市区町村コード</td> <td></td> <td>C・D</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	介護保険法第115条 の45第3項に基づく 事業	ア 認知症初期集中支援推進事業 イ 認知症地域支援推進員等設置事業 ウ 認知症ケア向上推進事業 エ 生活支援・介護予防サービスの基盤整備事業	実施主体		実施期間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日	事業費	円	具体的な事業 名、事業内容 及び事業費		保険者名						都道府県コード		市区町村コード		C・D							
介護保険法第115条 の45第3項に基づく 事業	ア 認知症初期集中支援推進事業 イ 認知症地域支援推進員等設置事業 ウ 認知症ケア向上推進事業 エ 生活支援・介護予防サービスの基盤整備事業																												
実施主体																													
実施期間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日																												
事業費	円																												
具体的な事業 名、事業内容 及び事業費																													
保険者名																													
都道府県コード		市区町村コード		C・D																									

摘要: 本文探讨了在社会主义市场经济条件下, 如何正确处理国家、集体、个人三者利益关系的问题。文章指出, 必须坚持国家利益至上, 同时兼顾集体利益和个人利益, 实现三者利益的统一。

「時を以て神に奉るは我々の三つが第一である」

下所サ一ヒ入事需民イ生活交益サ一ヒ入事需

アマゾンギフト券

したがって、これは極めて重要な問題である。この問題を解決するためには、まず、この問題を解決するための具体的な方法を検討する必要がある。この問題を解決するための具体的な方法を検討する必要がある。この問題を解決するための具体的な方法を検討する必要がある。

資料 1 東京都立 総合教育センターより京都市へ寄附するもの。

- | | | | | |
|--------|--|---------|--|-----|
| 都道府県 | | | | |
| 市町村コード | | 市区町村コード | | C-D |
| | | | | |

改正後（新）	改正前（旧）																																						
	別紙様式第4様式2の（3） 様式2の（3）（介護予防・日常生活支援総合事業を実施する市町村） 平成 年 度 事 業 実 施 報 告 書 任意事業（交付要綱3の（1）のウの事業） <table><tr><td rowspan="4">介護保険法第115条の4第3項に基づく事業</td><td colspan="3">ア 認知症加 期算中支援給付事業 イ 認知症加 期算中支援給付等設置事業 ウ 認知症加 期算中支援給付事業 エ 生活支援・介護予防サービスの提供受給事業</td></tr><tr><td>実 施 主 体</td><td colspan="3"></td></tr><tr><td>実 施 期 間</td><td colspan="3">平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日</td></tr><tr><td>事 業 費</td><td colspan="3">円 （ 実施計画額 円 ）</td></tr><tr><td>具 体 的 な 事 業 名、事業内容及び事業費</td><td colspan="3"></td></tr></table> （注） 1 「介護保険法第115条の4第3項に基づく事業」は、ア～エの該当する事業の記号に「Q」を付けること。また、ア～ウの事業を繰越実施している場合は、別様で作成し、当該期間係数増を添付すること。 2 「事業費、特に、対象経費支出額」を記入し、「実施計画額」には、実施計画時の額（対象経費支出予定額）を記入すること。 3 「具 体 的 な 事 業 名、実施内容及び事業費」には、ア～エの各事業における具 体 的 な 事 業 名に記入すること。 4 「具 体 的 な 事 業 名、事業内容及び事業費」に事業名を記載する際、事業を実施している場合は、（ ）書きで、実施費を記入すること。 5 「具 体 的 な 事 業 名、事業内容及び事業費」に事業内容を記載する際、具 体 的 な 事 業 名に記入すること。 6 「具 体 的 な 事 業 名、実施内容及び事業費」に事業費を記載する際、実施額の減額に（ ）書きで、実施計画時の額（対象経費支出予定額）を記入すること。 <table><tr><td colspan="2">採 取 者 名</td><td colspan="4"></td></tr><tr><td>都道府県コ・ド</td><td>市町村付コ・ド</td><td>セ</td><td>ド</td><td>セ</td><td>ド</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	介護保険法第115条の4第3項に基づく事業	ア 認知症加 期算中支援給付事業 イ 認知症加 期算中支援給付等設置事業 ウ 認知症加 期算中支援給付事業 エ 生活支援・介護予防サービスの提供受給事業			実 施 主 体				実 施 期 間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日			事 業 費	円 （ 実施計画額 円 ）			具 体 的 な 事 業 名、事業内容及び事業費				採 取 者 名						都道府県コ・ド	市町村付コ・ド	セ	ド	セ	ド						
介護保険法第115条の4第3項に基づく事業	ア 認知症加 期算中支援給付事業 イ 認知症加 期算中支援給付等設置事業 ウ 認知症加 期算中支援給付事業 エ 生活支援・介護予防サービスの提供受給事業																																						
	実 施 主 体																																						
	実 施 期 間		平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日																																				
	事 業 費	円 （ 実施計画額 円 ）																																					
具 体 的 な 事 業 名、事業内容及び事業費																																							
採 取 者 名																																							
都道府県コ・ド	市町村付コ・ド	セ	ド	セ	ド																																		

改正後（新）

改正前（旧）

別紙様式4 様式3

様式3（介護予防・日常生活支援総合事業を実施する市町村）

平成 年度介護予防・日常生活支援総合事業実施報告書

介護保険法第115条の4第2項に基づく事業

予防サービス事業及び生活支援サービス事業

対象者	(ア) 要支援者向け事業	(イ) 二次予防事業対象者向け事業
事業費計	円	円
同事業を介護給付等で実施したと 認定した場合に認定される費用の額	円	
事業対象者	人	人
事業詳細 (具体的な事業名、 事業内容及び事業費等を記入)		

ケアマネジメント事業

対象者	(ア) 要支援者向け事業	(イ) 二次予防事業対象者向け事業
事業費計	円	円
同事業を介護給付等で実施したと 認定した場合に認定される費用の額	円	
事業詳細 (具体的な事業名、 事業内容及び事業費等を記入)		

※第 4 項 介護保険事業計画における（ア）要支援者向け事業に関する対象者数の推移について

	平成 年度	平成 年度	平成 年度
要支援見込者数	人	人	人
本事業対象者数	人	人	人
割合	%	%	%

(注) 1 事業費は、対象結果費支出額を記入すること。

2 「同事業を介護給付等で実施したと認定した場合に認定される費用の額」の欄については、介護予防・日常生活支援総合事業で見込んでいる要支援者にかかる経費について、当該事業で行わないものとするは、介護給付等に要することとなる費用の認定額を記入すること。

3 「事業対象者」は要支援者、二次予防事業対象者、それぞれ事業を利用した要人数を記載すること。

4 事業詳細には、町道毎に具体的な事業名、実施内容及び事業費等を順次に記入すること。

5 要支援者に関する見込み者数の推移は、平成24年度、25年度に介護予防・日常生活支援総合事業を実施した場合は、各事業年度の事業を利用した要人数を記載して下さい。実施していない場合は記載は不要です。また、平成26年度の本事業対象者数と、3の事業対象者の要支援者の人数は同じ部手を記載して下さい。

保険者名

郵便番号コード

市区町村コード

CD

改正後（新）	改正前（旧）																												
	別紙様式第8様式2の（2） 様式2の（2）（介護予防・日常生活支援総合事業を実施しない市町村） 平成 年度 任意事業実施計画書 任意事業（交付要綱3の（2）のウの事業） <table border="1"> <tr> <td> 介護保険法第115条 の45第3項に基づく 事業 </td> <td> ア 認知症初期集中支援推進事業 イ 認知症地域支援推進員等設置事業 ウ 認知症ケア向上推進事業 エ 生活支援・介護予防サービスの基盤整備事業 </td> </tr> <tr> <td>実施主体</td> <td></td> </tr> <tr> <td>実施期間</td> <td>平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>事業費</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td> 具体的な事業 名、事業内容 及び事業費 </td> <td></td> </tr> </table> （注） 「介護保険法第115条の45第3項に基づく事業」は、ア～エの該当する事業の記号に「○」を付けること。また、ア～ウの事業を複数実施している場合は、別様で作成し、要綱等関係書類を添付すること。 「事業費」には、対象経費支出予定額を記入すること。 「具体的な事業名、実施内容及び事業費」には、ア～エの各事業における具体的な取組毎に記入すること。 「具体的な事業名、実施内容及び事業費」に事業内容を記載する際、具体的かつ簡潔に記入すること。 <table border="1"> <tr> <td colspan="2">保険者名</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>都道府県コード</td> <td>市区町村コード</td> <td colspan="4">C・D</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	介護保険法第115条 の45第3項に基づく 事業	ア 認知症初期集中支援推進事業 イ 認知症地域支援推進員等設置事業 ウ 認知症ケア向上推進事業 エ 生活支援・介護予防サービスの基盤整備事業	実施主体		実施期間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日	事業費	円	具体的な事業 名、事業内容 及び事業費		保険者名						都道府県コード	市区町村コード	C・D									
介護保険法第115条 の45第3項に基づく 事業	ア 認知症初期集中支援推進事業 イ 認知症地域支援推進員等設置事業 ウ 認知症ケア向上推進事業 エ 生活支援・介護予防サービスの基盤整備事業																												
実施主体																													
実施期間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日																												
事業費	円																												
具体的な事業 名、事業内容 及び事業費																													
保険者名																													
都道府県コード	市区町村コード	C・D																											

改正後（新）

改正前（旧）

別紙様式第10様式2の(3)

様式2の(3)（介護予防・日常生活支援総合事業を実施しない市町村）

平成 年度事業実施報告書

任意事業（交付要綱3の(2)のウの事業）

介護保険法第115条 の45第3項に基づく 事業	ア 認知症初期集中支援推進事業 イ 認知症地域支援推進員等設置事業 ウ 認知症ケア向上推進事業 エ 生活支援・介護予防サービスの基盤整備事業		
	実施主体		
	実施期間 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日		
	事業費 円 （実施計画額 円）		
具体的な事業 名、事業内容 及び事業費			

(注)

- 「介護保険法第115条の45第3項に基づく事業」は、ア～エの該当する事業の記号に「○」を付けること。また、ア～ウの事業を複数実施している場合は、別様で作成し、要綱等関係書類を添付すること。
- 「事業費」には、対象経費実支出額を記入し、「実施計画額」には、実施計画時の額（対象経費支出予定額）を記入すること。
- 「具体的な事業名、実施内容及び事業費」には、ア～エの各事業における具体的な取組毎に記入すること。
- 「具体的な事業名、事業内容及び事業費」に事業名を記載する際、事業を委託している場合は、（ ）書きで、委託先を記入すること。
- 「具体的な事業名、事業内容及び事業費」に事業内容を記載する際、具体的かつ簡潔に記入すること。
- 「具体的な事業名、実施内容及び事業費」に事業費を記載する際、実績額の後ろに（ ）書きで、実施計画時の額（対象経費支出予定額）を記入すること。

保険者名				
都道府県コード	市区町村コード	C	D	

【改正後全文】

厚生労働省発老第0523003号
平成20年5月23日
最終改正：厚生労働省発老0301第4号
平成28年3月1日

各都道府県知事殿

厚生労働事務次官

地域支援事業交付金の交付について

介護保険法（平成9年法律第123号）第122条の2に基づく交付金の交付については、別紙「地域支援事業交付金交付要綱」により行うこととされ、平成20年4月1日から適用することとされたので通知する。

なお、貴管内市町村等に対する周知について、ご配慮願いたい。

別 紙

地域支援事業交付金交付要綱

(通則)

- 1 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 122 条の 2 に基づく交付金については、予算の範囲内において交付するものとし、法、介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号。以下「政令」という。）、介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）、介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令（平成 10 年政令第 413 号）、介護保険法第 122 条の 2 第 2 項に規定する交付金の額の算定に関する省令（平成 27 年厚生労働省令第 58 号。以下「算定省令」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化令」という。）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成 12 年厚生省・労働省令第 6 号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的及び趣旨)

- 2 この交付金は、市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合等を含む。以下同じ。）が、地域支援事業を行うことにより、被保険者が要介護状態又は要支援状態となることを予防し、社会に参加しつつ、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とし、地域における包括的な相談及び支援体制、多様な主体の参画による日常生活の支援体制、在宅医療と介護の連携体制及び認知症高齢者への支援体制の構築等を一体的に推進する。

(交付の対象)

- 3 この交付金は次の(1)、(2)及び(3)に掲げる市町村の区分に応じ、それぞれアからウまでに掲げる事業を交付の対象とする。
 - (1) 介護予防・日常生活支援総合事業を実施する市町村
 - ア 法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号及び同項第 2 号に基づき、平成 18 年 6 月 9 日老発第 0609001 号厚生労働省老健局長通知の別紙「地域支援事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）別記 1 の第 2 の 1 により市町村が行う事業（以下「介護予防・日常生活支援総合事業」という。）
 - イ 法第 115 条の 45 第 2 項各号及び法第 115 条の 48 に基づき、実施要綱別記 4 及び 5 により市町村が行う事業（以下「包括的支援事業」といい、このうち法第 115 条の 45 第 2 項第 1 号から第 3 号までを「包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）」とし、同項第 4 号から第 6 号及び法第 115 条の 48 に掲げる事業を「包括的支援事業（社会保障充実分）」という。）

ウ 法第 115 条の 45 第 3 項に基づき、実施要綱別記 6 により市町村が行う事業（以下「任意事業」という。）

(2) 旧介護予防・日常生活支援総合事業を実施する市町村

ア 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）附則第 14 条により、なおその効力を有するものとされた同法第 5 条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第 115 条の 45 第 1 項第 1 号及び同項第 2 号並びに第 2 項各号に基づき、実施要綱別記 2 により市町村が行う事業（以下「旧介護予防・日常生活支援総合事業」という。）

イ 包括的支援事業

ウ 任意事業

(3) 旧介護予防事業を実施する市町村

ア 旧法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号に基づき、実施要綱別記 3 により市町村が行う事業（以下「旧介護予防事業」という。）

イ 包括的支援事業

ウ 任意事業

(交付額の算定方法)

4 この交付金の交付額は、次により算出するものとする。

(1) 3 の(1)に掲げる市町村の場合は、次により算出するものとする。

ア 次の表の第 1 欄に定める区分ごとに、第 2 欄に定める基準額と第 3 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に、第 4 欄に定める交付率を乗じて得た合計額に、算定省令により市町村ごとに算定された額（以下「総合事業調整交付金」という。）を加えた額を交付額とする。ただし、交付率を乗じた額に 1 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(2) 3 の(2)に掲げる市町村の場合は、次により算出するものとする。

ア 次の表の第 1 欄に定める区分ごとに、第 2 欄に定める基準額と第 3 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。ただし、旧介護予防・日常生活支援総合事業と包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業の基準額の合計は、給付見込額（旧介護予防・日常生活支援総合事業を行わないこととした場合に、介護給付等に要することとなる費用の予想額。）に 0.03 を乗じて得た額とするが、介護保険法施行令及び地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令（平成 27

年政令第 269 号) 第 2 条の規定による旧政令第 37 条の 13 第 3 項各号に該当する市町村にあっては、次に定める額とすることができる。

(ア) 給付見込額に 0.015 を乗じて得た額が 300 万円に満たない市町村(以下「小規模市町村」という。)が、包括的支援事業及び任意事業の基準額を 300 万円とした場合にあっては、給付見込額に 0.015 を乗じて得た額に 300 万円を加えた額とする。

(イ) 地域支援事業に要する費用の予想額が、給付見込額に 0.03 を乗じて得た額を超える場合(厚生労働大臣が特に必要と認める場合に限るものとし、(ア)の適用を受けるものを除く。)にあっては、給付見込額に 0.04 を乗じて得た額を超えない範囲で、厚生労働大臣が相当と認める額とする。

イ アにより選定された額に、第 4 欄に定める交付率を乗じて得た合計額を交付額とする。ただし、交付率を乗じた額に 1 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(3) 3 の(3)に定める市町村の場合は、次により算出するものとする。

ア 次の表の第 1 欄に定める区分ごとに、第 2 欄に定める基準額と第 3 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。ただし、旧介護予防事業と包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業の基準額の合計は、給付見込額(介護保険法施行令及び地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令第 2 条の規定による旧政令第 37 条の 13 第 1 項及び同条第 2 項に規定する給付見込額をいう。)に 0.03 を乗じて得た額(給付見込額に 0.015 を乗じて得た額が 300 万円に満たない市町村が包括的支援事業及び任意事業の基準額を 300 万円とした場合にあっては、給付見込額に 0.015 を乗じて得た額に 300 万円を加えた額)とする。

イ アにより選定された額に、第 4 欄に定める交付率を乗じて得た合計額を交付額とする。ただし、交付率を乗じた額に 1 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(4) 年度途中から 3 の(1)に掲げる市町村となる場合は、次により算出するものとする。

ア 次の表の第 1 欄に定める区分ごとに、第 2 欄に定める基準額と第 3 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

ただし、年度途中から介護予防・日常生活支援総合事業を実施する場合は、介護予防・日常生活支援総合事業と併せて旧介護予防・日常生活支援総合事業又は旧介護予防事業を実施することになるため、この場合の第 2 欄に定める基準額は、第 1 欄に定める区分が介護予防・日常生活支援総合事業の基準額を使用し、第 3

欄に定める対象経費は、介護予防・日常生活支援総合事業、旧介護予防・日常生活支援総合事業又は旧介護予防事業の対象経費の実支出額の合計額（以下「介護予防・日常生活支援総合事業等合計額」という。）とする。

イ アにより選定された介護予防・日常生活支援総合事業等合計額が、第2欄に定める介護予防・日常生活支援総合事業の基準額を超えない場合は、第1欄に定める区分ごとに第4欄に定める交付率を乗じて得た合計額に、総合事業調整交付金を加えた額を交付額とする。ただし、交付率を乗じた額に1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

ウ アにより選定された介護予防・日常生活支援総合事業等合計額が、第2欄に定める介護予防・日常生活支援総合事業の基準額を超える場合は、旧介護予防・日常生活支援総合事業又は旧介護予防事業の対象経費の実支出額から優先して調整することにより、介護予防・日常生活支援総合事業の基準額を超えない額とした上で、第1欄に定める区分ごとに第4欄に定める交付率を乗じて得た合計額に、総合事業調整交付金を加えた額を交付額とする。ただし、交付率を乗じた額に1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 交付率
介護予防・日常生活支援総合事業	以下の①又は②に掲げる額のうちいずれか高い額 ① アに掲げる額からイに掲げる額を控除して得た額 ア 介護予防・日常生活支援総合事業（年度途中の実施も含む。）の事業開始の前年度の予防給付費額（介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防支援に係るものに限る。）並びに旧介護予防・日常生活支援総合事業費額及び旧介護予防事業費額の合計額に当該市町村の75歳以上高齢者の伸び（注）を乗じて得た額 イ 当該年度の予防給付費額（介護予防訪問介護、介護	介護予防・日常生活支援総合事業に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料（介護予防のための器具等をレンタル又はリースする場合は、購入する場合の単価が10万円以下のものに限る。）、備品購入費（介護予防のための器具等を購入する場合は、単価10万円以下のものに限る。）、負担金、補助金 なお、給料、職員手当等及び共済費については、介護予防・生活支援サービスC及び通所型サービスC	20/100

	予防通所介護、介護予防支援に係るものに限る。) ② アに掲げる額からイに掲げる額を控除して得た額 ア 介護予防・日常生活支援総合事業（年度途中の実施も含む。）の事業開始の前年度の予防給付費額並びに旧介護予防・日常生活支援総合事業費額及び旧介護予防事業費額の合計額に当該市町村の75歳以上高齢者の伸び（注）を乗じて得た額 イ 当該年度の予防給付費額 （注）10月1日時点の住民基本台帳における75歳以上高齢者数の当該年度を除く直近3か年の平均伸び率 ただし、平成27年度から平成29年度までは、以下の③又は④に掲げる額のうちいずれか高い額を基準額とすることができる。 ③ アに掲げる額からイに掲げる額を控除して得た額 ア 介護予防・日常生活支援総合事業（年度途中の実施も含む。）の事業開始の前年度の予防給付費額（介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防支援に係るものに限る。）並びに旧介護予防	に従事する保健師に係る経費を除く。	
--	---	--------------------------	--

	・日常生活支援総合事業費額及び旧介護予防事業費額の合計額に1.1を乗じた額 イ 当該年度の予防給付費額（介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防支援に係るものに限る。） ④ アに掲げる額からイに掲げる額を控除して得た額 ア 介護予防・日常生活支援総合事業（年度途中の実施も含む。）の事業開始の前年度の予防給付費額並びに旧介護予防・日常生活支援総合事業費額及び旧介護予防事業費額の合計額に1.1を乗じて得た額 イ 当該年度の予防給付費額 なお、市町村における総合事業の円滑な実施に配慮し、対象経費の支出予定額が基準額を超える場合は、個別協議を実施し、厚生労働大臣が特に必要と認める場合に限り、その額に置き換えることができる。		
旧介護予防・日常生活支援総合事業	給付見込額に0.02を乗じて得た額とする。 ただし、旧政令第37条の13第3項各号に該当する市町村にあっては、次に定める額とすることができる。	旧介護予防・日常生活支援総合事業又は旧介護予防事業に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及	25 / 100

	① 小規模市町村が、包括的支援事業及び任意事業の基準額を 300 万円とした場合は、給付見込額に 0.015 を乗じて得た額とする。 ② 旧介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の予想額が給付見込額に 0.02 を乗じて得た額を超える場合（厚生労働大臣が特に必要と認める場合に限るものとし、①の適用を受けるものを除く。）にあつては、次に定める額とする。 ㊦ 地域支援事業に要する費用の予想額が、給付見込額に 0.03 を乗じて得た額を超えない場合は、当該額から包括的支援事業及び任意事業に要する費用の額を控除して得た額とする。 ㊧ 地域支援事業に要する費用の予想額が、給付見込額に 0.03 を乗じて得た額を超える場合は、給付見込額に 0.03 を乗じて得た額を超えない範囲で、厚生労働大臣が相当と認める額とする。	び賃借料（介護予防のための器具等をレンタル又はリースする場合は、購入する場合の単価が 10 万円以下のものに限る。）、備品購入費（介護予防のための器具等を購入する場合は、単価 10 万円以下のものに限る。）、負担金、補助金 なお、給料、職員手当等及び共済費については、二次予防事業のうち、通所型介護予防事業及び訪問型介護予防事業（旧介護予防・日常生活支援総合事業を行う場合にあつては、二次予防事業対象者に対する予防サービス事業のうち、通所型予防サービス及び訪問相談・指導）に従事する保健師に係る経費を除く。	
--	---	---	--

旧介護予防事業	給付見込額に0.02を乗じて得た額とする。 ただし、小規模市町村が、包括的支援事業及び任意事業の基準額を300万円とした場合は、給付見込額に0.015を乗じて得た額とする。		
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業	平成26年度の包括的支援事業及び任意事業の上限額に当該市町村の65歳以上高齢者数の伸び（注）を乗じて得た額とする。平成28年度以降は前年度に算定した基準額に当該市町村の65歳以上高齢者数の伸び（注）を乗じて得た額とする（以下「原則の上限額」という。）。 なお、以下の（ア）と（イ）の両方の取組を推進する市町村については、上記の計算式に代えて次の計算式により基準額（下記の①と②の合計額。以下「特例の上限額」という。）を算出することを可能とする。一部事務組合及び広域連合においては、構成市町村ごとに計算した額の合計額を基準額とする（平成27年度から29年度までに原則の上限額又は特例の上限額を選択可。）。 （ア）少なくとも介護給付適正化の主要5事業（介護保険法施行令附則第8条第1項の規定に基づき、厚生	包括的支援事業及び任意事業に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助金、扶助費	39 / 100

	労働大臣が定める主要介護給付等費用適正化事業（平成 20 年厚生労働省告示第 31 号）に掲げる事業をいう。）を全て実施していること。 （イ）介護予防・日常生活支援総合事業を実施していること。 ※ 平成 26 年度の包括的支援事業・任意事業の上限額が 12,500 千円未満の市町村は（ア）の要件を満たさなくても可。 ① 地域包括支援センターの運営 25,000 千円 に 当該市町村の 65 歳以上高齢者数を 4,500 で除した値を乗じた額 ※ ただし、この計算の結果が 12,500 千円以下の場合 は 12,500 千円とする。 ② 任意事業の実施 930 円に当該市町村の 65 歳以上高齢者数を乗じて得た額 なお、特例の上限額の範囲内であれば、地域包括支援センターの運営に係る費用は ①により算出される額を超えても差し支えない。一方、任意事業の実施に係る費用は、以下の（a）又は（b）のいずれか高い金額を超えてはならない。 （a）②により算出される		
--	--	--	--

	額 (b) ①及び②の合計額を 基準額として選択した 年度(＝移行年度)の前 年度の任意事業実績額 ×当該市町村の 65 歳以 上高齢者数の伸び率 (注) 10 月 1 日時点の住民基 本台帳における 65 歳以上 高齢者数の当該年度を除 く直近 3 か年の平均伸び 率		
包括的支援事 業(社会保障充 実分)	以下の①から④の算定式 の合計額を「標準額」とし、 これを基本として、各市町村 の実情に応じて算定した額 で厚生労働大臣が認める額 とする。 なお、現に実施されていな い事業については標準額に 含めることはできない。 ① 実施要綱の別記 5 の 1 に 掲げる在宅医療・介護連携 推進事業 ・(a)及び(b)の合計額 (a) 1,058 千円 (b) 3,761 千円×地域包括 支援センター数(注) ② 実施要綱の別記 5 の 2 に 掲げる生活支援体制整備 事業 ・第 1 層(市町村圏域) 8,000 千円 ※ ただし、指定都市の場合 は、当該額に行政区の数、 一部事務組合及び広域連		

	合の場合は、当該額に構成市町村の数を乗じることとする。 ・第2層（日常生活圏域） 4,000 千円× 日常生活圏域数（法第 117 条第 2 項第 1 号の区域をいう。以下同じ）の数 ※ 日常生活圏域が 1 つである場合は、第 2 層は算定できない。 ③ 実施要綱の別記 5 の 3 に掲げる認知症総合支援事業 ・認知症初期集中支援事業 10,266 千円 ※ ただし、指定都市の場合は、行政区の数、一部事務組合及び広域連合の場合は、当該額に構成市町村の数を乗じることとする。 ・認知症地域支援・ケア向上事業 6,802 千円 ※ ただし、一部事務組合及び広域連合の場合は、当該額に構成市町村の数を乗じることとする。 ④ 実施要綱の別記 5 の 4 に掲げる地域ケア会議推進事業 ・1,272 千円× 地域包括支援センター数(注) (注) 法第 115 条の 46 第 1 項に規定する地域包括支援センターをいう。	
--	--	--

(交付の条件)

6 この交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業に要する経費の配分の変更はしてはならない。
- (2) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適正化令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けずに、この交付金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (6) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 交付金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第 1 による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を交付金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(申請手続)

7 この交付金の交付の申請は、次により行うものとする。

- (1) 適正化法第 26 条第 2 項の規定に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合
 - ア 市町村の長は、別紙様式第 2 を、関係書類とともに、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。
 - イ 都道府県知事は、アの申請書を受理したときは、これを審査し、取りまとめのうえ、別紙様式第 8 により関係書類を添えて、別に定める日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(2) (1)以外の場合

市町村の長は、別紙様式第2を、関係書類とともに、別に定める日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(変更申請手続)

8 この交付金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、次により行うものとする。

(1) 適正化法第26条第2項の規定に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

ア 市町村の長は、別紙様式第3を、関係書類とともに、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。

イ 都道府県知事は、アの申請書を受理したときは、これを審査し、取りまとめのうえ、別紙様式第8により関係書類を添えて、毎年度1月末日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(2) (1)以外の場合

市町村の長は、別紙様式第3を、関係書類とともに、毎年度1月末日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(交付決定までの標準的期間)

9 この交付金の交付の決定までの標準的な期間は、次のとおりとする。

(1) 適正化法第26条第2項の規定に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合において、都道府県知事は、7の(1)のア若しくは8の(1)のアによる申請書が到達した日から起算して原則として1月以内に厚生労働大臣に提出するものとし、厚生労働大臣は、申請書が到達した日から起算して原則として2月以内に交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。

(2) (1)以外の場合、厚生労働大臣は、7の(2)若しくは8の(2)による申請書が到達した日から起算して原則として2月以内に交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。

(交付決定の通知)

10 適正化法第26条第2項の規定に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合、都道府県知事は、この交付金について厚生労働大臣の交付決定（決定の変更を含む。）があったときには、市町村の長に対し、別紙様式第5又は別紙様式第6により、速やかに交付決定内容及びこれに付された条件の通知を行うものとする。

(実績報告)

11 この交付金の事業実績報告は、次により行うものとする。

(1) 適正化法第 26 条第 2 項の規定に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

ア 市町村の長は、別紙様式第 4 を、関係書類とともに、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。

イ 都道府県知事は、アの書類を受理したときは、これを審査し、取りまとめのうえ、別紙様式第 8 により関係書類を添えて、翌年度 6 月末日（6 の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して 1 月を経過した日）までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(2) (1)以外の場合

市町村の長は、別紙様式第 4 を、関係書類とともに、翌年度 6 月末日（6 の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して 1 月を経過した日）までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(交付金の額の確定の通知)

12 適正化法第 26 条第 2 項の規定に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合、都道府県知事は、この交付金について厚生労働大臣の交付額の確定があったときには、市町村の長に対し、別紙様式第 7 により、速やかに確定の通知を行うものとする。

(交付金の返還)

13 厚生労働大臣は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

14 特別の事情により 4、7、8 及び 11 に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

別紙様式第1

平成 年度地域支援事業交付金調書

平成 年度厚生労働省所管

(地方公共団体名)

国			地 方 公 共 団 体								備 考
歳 出 予 算 科 目	交 付 決 定 の 額	交 付 率	歳 入			歳 出					
			科 目	予 算 現 額	収 入 済 額	科 目	予 算 現 額	うち交付金 相 当 額	支 出 済 額	うち交付金 相 当 額	
	円			円	円		円	円	円	円	

- 1 「地方公共団体」の「科目」は、歳入にあつては款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記入すること。
- 2 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減等の区分を明らかにして記入すること。
- 3 「備考」欄は、参考となるべき事項を適宜記入すること。

第 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

市 町 村 長
広域連合代表
組 合 長

印

平成 年度地域支援事業交付金の交付申請について

標記について、次により交付金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

1 交付金申請額

		金	円
〔内訳〕	介護予防・日常生活支援総合事業	金	円
	旧介護予防・日常生活支援総合事業		
	又は旧介護予防事業	金	円
	包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)		
	及び任意事業	金	円
	包括的支援事業(社会保障充実分)	金	円

2 添付書類(以下該当する様式のみを添付すること)

全事業共通

- (1) 平成 年度地域支援事業交付金所要額調(様式1)
- (2) 平成 年度任意事業実施計画書(様式2)
- (3) 平成 年度包括的支援事業(社会保障充実分)計画書(様式3)
- (4) 平成 年度歳入歳出予算書(見込書)抄本

介護予防・日常生活支援総合事業実施市町村で該当がある場合のみ

- (5) 平成 年度介護予防・日常生活支援総合事業の上限額引き上げに係る事業実施計画書(様式1の(1)別添1)
- (6) 平成 年度包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業の特例上限額適用に係る事業実施計画書(様式4)

旧介護予防・日常生活支援総合事業実施市町村で該当がある場合のみ

- (7) 平成 年度旧介護予防・日常生活支援総合事業の上限額引き上げに係る事業実施計画書(様式5)

平成 年度地域支援事業交付金所要額調

区 分		総事業費	寄付金その他の収入額	差引額	対象経費支出予定額	基準額	交付基本額	交付金所要額	備 考
		A 円	B 円	C(A-B) 円	D 円	E 円	F 円	G 円	
1	介護予防・日常生活支援総合事業								
	(1)訪問型サービス(第1号訪問事業)								
	ア 訪問介護相当サービス								
	イ 訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス)								
	ウ 訪問型サービスB(住民主体による支援)								
	エ 訪問型サービスC(短期集中予防サービス)								
	オ 訪問型サービスD(移動支援)								
	カ その他								
	(2)通所型サービス(第1号通所事業)								
	ア 通所介護相当サービス								
	イ 通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)								
	ウ 通所型サービスB(住民主体による支援)								
	エ 通所型サービスC(短期集中予防サービス)								
	オ その他								
	(3)その他生活支援サービス(第1号生活支援事業)								
	ア 栄養改善を目的とした配食								
	イ 定期的な安否確認及び緊急時の対応								
	ウ 訪問型サービス・通所型サービスの一体的提供等								
	エ その他								
	(4)介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)								
	(5)審査支払手数料								
	(6)高額介護予防サービス費相当事業等								
	(7)一般介護予防事業								
	ア 介護予防把握事業								
	イ 介護予防普及啓発事業								
	ウ 地域介護予防活動支援事業								
	エ 一般介護予防事業評価事業								
	オ 地域リハビリテーション活動支援事業								
2	包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業								
	(1)包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)								
	(2)任意事業								
	ア 介護給付等費用適正化事業								
	イ 家族介護支援事業								
	ウ その他の事業								
	(ア)成年後見制度利用支援事業								
	(イ)福祉用具・住宅改修支援事業								
	(ウ)認知症対応型共同生活介護事業所の家賃等助成事業								
	(エ)認知症サポーター等養成事業								
	(オ)重度のALS患者の入院におけるコミュニケーション支援事業								
	(カ)地域自立生活支援事業								
3	小 計(1+2)								
4	包括的支援事業(社会保障充実分)								
	(1)在宅医療・介護連携推進事業								
	(2)生活支援体制整備事業								
	(3)認知症初期集中支援推進事業								
	(4)認知症地域支援・ケア向上事業								
	(5)地域ケア会議推進事業								
5	合 計(3+4)								

(注) 1 B欄には、交付要綱4にいう寄付金その他の収入額を記入すること。
2 E欄には、交付要綱4に定める基準額を記入すること。
3 F欄には、C欄、D欄及びE欄を比較して最も少ない額を記入すること。
4 G欄には、F欄の額に交付要綱4の第4欄に定める交付率を乗じて得た額(1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てること。)を記入すること。

保 険 者 名	
都道府県コード	
市区町村コード	
C・D	

個別協議の有無		総合事業調整交付金	
① 総合事業		③ 調整基準標準事業費額	円
② 包括的支援事業(社会保障充実分)		④ 総合事業調整交付金所要額	円

別紙様式第2様式1の(1)別添1

平成 年度介護予防・日常生活支援総合事業の上限額引き上げに係る事業実施計画書

介護予防・日常生活支援総合事業(交付要綱3の(1)のアの事業)

実施主体	〇〇市		
実施時期	年 月 日から実施		
対象経費支出予定額	円		
上限額			
(1) 原則の上限額			円
(2) 選択可能な上限額(給付全体)			円
(3) (1)の10%特例選択			円
(4) (2)の10%特例選択			円
上限超過の理由(以下の理由に該当する箇所に○を付け、具体的な内容を記載すること)			
	介護予防に効果的なプログラムを新たに導入等		
	介護予防や生活支援サービスの供給体制が近隣市町村と比較して著しく不足等		
	小規模市町村で通いの場の新たな整備等		
	その他		
内容 (具体的に 記載)			

※上限額引き上げは、当該年度一時的に費用が伸びるが、住民主体の取組が促進され、費用の伸びが低減する見込みがあることが前提。

※上限超過の理由として、該当箇所に○を付けた場合には以下の点に留意の上、具体的に内容を記載すること。個別協議については、理由によっては認められない場合もあるので留意すること。

・介護予防に効果的なプログラムを新たに導入・・・具体的に新たに導入したプログラム内容を具体的に記載すること。なお、原則として導入した年度のみ個別協議が認められるものとするが、やむを得ない理由がある場合はこの限りではない。

・介護予防や生活支援サービスの供給体制が近隣市町村と比較して著しく不足・・・県内の市町村との比較か隣接市町村との比較かなど具体的な比較方法を数値も含めて記載する。

・小規模市町村で通いの場の新たな整備・・・整備に要した額を具体的に記載する。

・その他・・・内容が詳細に分かるように具体的に記載する。

平成 年度地域支援事業交付金所要額調

区 分	総事業費 A 円	寄付金その他の 収入額 B 円	差引額 C(A-B) 円	対象経費 支出予定額 D 円	基準額 E 円	交付基本額 F 円	交付金所要額 G 円	備 考
1 旧介護予防・日常生活支援総合事業								
(1) 要支援者向け事業								
ア 予防サービス事業及び生活支援サービス事業								
イ ケアマネジメント事業								
ウ 評価事業								
(2) 二次予防事業対象者向け事業								
ア 二次予防事業対象者の把握事業								
イ 予防サービス事業及び生活支援サービス事業								
ウ ケアマネジメント事業								
エ 評価事業								
(3) 一次予防事業対象者向け事業								
ア 介護予防普及啓発事業								
イ 地域介護予防活動支援事業								
ウ 一次予防事業評価事業								
エ 地域リハビリテーション活動支援事業								
(4) 審査支払手数料								
(5) 総合事業費精算金								
2 包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業								
(1) 包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)								
(2) 任意事業								
ア 介護給付等費用適正化事業								
イ 家族介護支援事業								
ウ その他の事業								
(ア) 成年後見制度利用支援事業								
(イ) 福祉用具・住宅改修支援事業								
(ウ) 認知症対応型共同生活介護事業所の家賃等助成事業								
(エ) 認知症サポーター等養成事業								
(オ) 重度のALS患者の入院におけるコミュニケーション支援事業								
(カ) 地域自立生活支援事業								
3 小 計(1+2)								
4 包括的支援事業(社会保障充実分)								
(1) 在宅医療・介護連携推進事業								
(2) 生活支援体制整備事業								
(3) 認知症初期集中支援推進事業								
(4) 認知症地域支援・ケア向上事業								
(5) 地域ケア会議推進事業								
5 合 計(3+4)								

(注) 1 B欄には、交付要綱4にいう寄付金その他の収入額を記入すること。
2 E欄には、交付要綱4に定める基準額を記入すること。
3 F欄には、C欄、D欄及びE欄を比較して最も少ない額を記入すること。
4 G欄には、F欄の額に交付要綱4の第4欄に定める交付率を乗じて得た額(1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てること。)を記入すること。

給付見込額
円
包括的支援事業(社会保障充実分)の個別協議の有無

保 険 者 名	
都道府県コード	
市区町村コード	
C・D	

平成 年度地域支援事業交付金所要額調

区 分	総事業費	寄付金その他の収入額	差引額	対象経費支出予定額	基準額	交付基本額	交付金所要額	備考
	A 円	B 円	C(A-B) 円	D 円	E 円	F 円	G 円	
1 旧介護予防事業								
(1)二次予防事業								
ア 二次予防事業の対象者把握事業								
イ 通所型介護予防事業								
ウ 訪問型介護予防事業								
エ 二次予防事業評価事業								
(2)一次予防事業								
ア 介護予防普及啓発事業								
イ 地域介護予防活動支援事業								
ウ 一次予防事業評価事業								
エ 地域リハビリテーション活動支援事業								
(3)総合事業費精算金								
2 包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業								
(1)包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)								
(2)任意事業								
ア 介護給付等費用適正化事業								
イ 家族介護支援事業								
ウ その他の事業								
(ア)成年後見制度利用支援事業								
(イ)福祉用具・住宅改修支援事業								
(ウ)認知症対応型共同生活介護事業所の家賃等助成事業								
(エ)認知症サポーター等養成事業								
(オ)重度のALS患者の入院におけるコミュニケーション支援事業								
(カ)地域自立生活支援事業								
3 小 計(1+2)								
4 包括的支援事業(社会保障充実分)								
(1)在宅医療・介護連携推進事業								
(2)生活支援体制整備事業								
(3)認知症初期集中支援推進事業								
(4)認知症地域支援・ケア向上事業								
(5)地域ケア会議推進事業								
5 合 計(3+4)								

(注) 1 B欄には、交付要綱4にいう寄付金その他の収入額を記入すること。
2 E欄には、交付要綱4に定める基準額を記入すること。
3 F欄には、C欄、D欄及びE欄を比較して最も少ない額を記入すること。
4 G欄には、F欄の額に交付要綱4の第4欄に定める交付率を乗じて得た額(1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てること。)を記入すること。

給付見込額
円
包括的支援事業(社会保障充実分)の個別協議の有無

保 険 者 名	
都道府県コード	
市区町村コード	
C・D	

平成 年度任意事業実施計画書

任意事業（交付要綱3の（１）、（２）、（３）のウの事業）

介護保険法第115条の45第3項に基づく事業	ア 介護給付等費用適正化事業	
	イ 家族介護支援事業	
	ウ その他の事業	
	実施主体	〇〇市
実施期間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日	
事業費	円	
事業名 (事業費)	事業内容	実施目標
(円)		
(円)		
(円)		
(円)		
(円)		

(注)

- 「介護保険法第115条の45第3項に基づく事業」は、ア～ウの該当する事業の記号に「○」を付けること。また、ア～ウの事業を複数実施している場合は、別葉で作成し、要綱等関係書類を添付すること。
- 「事業費」には、対象経費支出予定額を記入すること。
- 「事業名（事業費）」には、様式2別添より選択し、番号のみ記入すること。
- 「事業内容」には、ア～ウの各事業の事業内容を具体的かつ簡潔に記入すること。
- 「実施目標」には、ア～ウの各事業が1年間で達成すべき目標について、定量的・定性的な観点から記入すること。

任意事業

介護給付等費用適正化事業	① 認定調査状況チェック
	② ケアプランの点検
	③ 住宅改修等の点検
	④ 医療情報との突合・縦覧点検
	⑤ 介護給付費通知
	⑥ 給付実績を活用した分析・検証事業
	⑦ 介護サービス事業者等への適正化支援事業
家族介護支援事業	⑧ 介護教室の開催
	⑨ 認知症高齢者見守り事業
	⑩ 健康相談・疾病予防等事業
	⑪ 介護者交流会の開催
	⑫ 介護自立支援事業
	⑬ 介護用品の支給
その他の事業	⑭ 成年後見制度利用支援事業
	⑮ 福祉用具・住宅改修支援事業
	⑯ 認知症対応型共同生活介護事業所の家賃等助成事業
	⑰ 認知症サポーター等養成事業
	⑱ 重度のALS患者の入院におけるコミュニケーション支援事業
	⑲ 高齢者の安心な住まいの確保に資する事業
	⑳ 介護サービスの質の向上に資する事業
	㉑ 地域資源を活用したネットワーク形成に資する事業
	㉒ 家庭内の事故等への対応の体制整備に資する事業

平成 年度包括的支援事業（社会保障充実分）実施計画書

包括的支援事業（社会保障充実分）（交付要綱3の（１）、（２）、（３）のイの事業）

実施主体	〇〇市									
実施時期	①平成 年 月 日から実施					②平成 年 月 日から実施				
	③平成 年 月 日から実施					④平成 年 月 日から実施				
社会保障充実分 総事業費	円			標準額 (4事業の合計額)		円				
①在宅医療・介護連 携推進事業	事業費	(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)	(カ)	(キ)	(ク)	
	0円	(イ)等の会議		(オ)の相談窓口	(オ)の相談員等	(カ)多職種研修	(カ)その他の研修			
		0回		0箇所	0人	0回	0回			
②生活支援体制整備 事業	事業費	第1層				第2層				
		コーディネーター		協議体		コーディネーター		協議体		
	0円	0人		0箇所		0人		0箇所		
③認知症総合支援事 業	事業費	認知症初期集中支援チーム設置				認知症地域支援推進員設置				
	0円	0箇所				0箇所				
④地域ケア会議推進 事業	事業費	地域ケア個別会議				地域ケア推進会議				
	0円	0回				0回				
総事業費が標準額を 超過する主な理由										

- (注)
- 1 「事業費」には、対象経費支出予定額を記入すること。「標準額（4事業の合計額）」には、交付要綱4に定める基準額を記載すること。
- 2 在宅医療・介護連携推進事業の（ア）から（ク）については、実施要綱の事業内容（ア）から（ク）とする。右欄には実施の場合は○、未実施の場合は×を記入すること。
- 3 「社会保障充実分総事業費」が「標準額（4事業の合計額）」を超過する場合は、「総事業費が標準額を超過する主な理由」に記入すること。

別紙様式第2様式4

平成 年度包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業の
特例上限額適用に係る事業実施計画書

包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業(交付要綱3の(1)、(2)、(3)のイ・ロ)

実施主体	〇〇市		
①介護予防・日常生活支援総合事業の実施			
実施時期	平成 年 月 日から実施		
②主要介護給付等費用適正化事業			
事業名 (事業費)	事業内容	実施目標	
認定調査状況 チェック (円)			
ケアプランの点検 (円)			
住宅改修等の点検 (円)			
医療情報との突合 ・縦覧点検 (円)			
介護給付費通知 (円)			
③小規模自治体に該当			

(注)

- 1 「(事業費)」には、対象経費支出予定額を記入すること。
- 2 「事業内容」には、各事業ごとの事業内容を具体的かつ簡潔に記入すること。
- 3 「実施目標」には、「第3期介護給付適正化計画」に関する指針(平成26年8月29日老介発0829第1号厚生労働省老健局介護保険計画課長通知)に基づき都道府県が策定した第3期適正化計画を踏まえ、市町村が作成した実施目標と整合性が図られていること。
また各事業ごとに1年間で達成すべき目標について、上記指針を踏まえ、定量的・定性的な観点から記入すること。
- 4 ③は平成26年度の包括的支援事業・任意事業の上限額が12,500千円未満の市町村の場合、右欄に○を記入すること。小規模自治体に該当する場合は、②を記入しなくても可。

別紙様式第2様式5（旧介護予防・日常生活支援総合事業を実施する市町村）

平成 年度旧介護予防・日常生活支援総合事業の上限額引き上げに係る事業実施計画書

1 旧介護予防・日常生活支援総合事業の上限額引き上げに係る理由（該当項目にチェック）

- ☐（ア）地域支援事業に要する費用の額が、給付見込額の百分の三を超えず、
旧介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の額が、給付見込額の百分の二を超える。
- ☐（イ）地域支援事業に要する費用の額が、給付見込額の百分の三を超え、
旧介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の額が、給付見込額の百分の二を超えない。
- ☐（ウ）地域支援事業に要する費用の額が、給付見込額の百分の三を超え、
旧介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の額が、給付見込額の百分の二を超える。

2 事業実施計画額等について

	(1) 旧政令第37条の13第1項(※1)で定める上限額(※2)	(2) 事業実施計画額(※3)	うち要支援者にかかる額(※4)	(3) 引上額((2)-(1))(0以上の数値を記入。)(※6)
地域支援事業	円	円	円	円
旧介護予防・日常生活支援総合事業	円	円	円	円
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営等)及び任意事業	円	円		

(4) 給付見込額(※1)	円	(5) 給付見込額に1%を乗じて得た額(※5)	地域支援事業	円
			旧介護予防・日常生活支援総合事業	円

(※1) 給付見込額は、旧政令第37条の13第2項で規定されるとおり、旧介護予防・日常生活支援総合支援事業を行わないものとする介護給付等に要することとなる費用の見込額に基づいて算定すること。

(※2) (1) 旧政令第37条の13第1項で定める上限額の算定時において、1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てること。(以下(※4)においても同じ。)

(※3) (2) 事業実施計画額は、対象経費支出予定額を記入すること。

(※4) うち要支援者にかかる額は、(2) 事業実施計画額中、要支援者の旧介護予防・日常生活支援総合事業にかかる実施計画額を記入すること。

(※5) (5) 給付見込額に1%を乗じて得た額は、給付見込額に、旧政令第37条の13第1項で定める上限比率(地域支援事業=百分の3、旧介護予防・日常生活支援総合事業=百分の2)に百分の1を加えた比率を乗じて得た額から、(1) 旧政令第37条の13第1項で定める上限額を差し引いた額を記入すること。

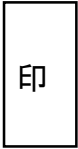
(※6) (3) 引上額は、(5) 給付見込額に1%を乗じて得た額を下回る額を記入すること。

保 険 者 名					
都道府県コード		市区町村コード		C・D	

第 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

市 町 村 長
広域連合代表
組 合 長



平成 年度地域支援事業交付金の変更交付申請について

平成 年 月 日厚生労働省発老第 号で交付決定を受けた標記交付金については、次により変更交付されるよう関係書類を添えて申請する。

1	今回追加交付（一部取消）申請額	金	円
	内訳 交付金既交付決定額	金	円
	変更後交付金所要額	金	円

		交付金既交付 決定額(A)	変更後交付金 所要額(B)	今回追加交付（一部 取消）申請額 (B)－(A)
地域支援事業交付金		円	円	円
内 訳	介護予防・日常生活支援 総合事業			
	旧介護予防・日常生活 支援総合事業			
	旧介護予防事業			
	包括的支援事業(地域包 括支援センターの運営) 及び任意事業			
	包括的支援事業 (社会保障充実分)			

2 変更を必要とする理由

3 変更に必要な諸様式については、申請手続の様式に準ずる。

保 険 者 名					
都道府県コード*		市区町村コード*			C・D

第
平成 年 月 日 号

厚生労働大臣 殿

市 町 村 長
広域連合代表
組 合 長

印

平成 年度地域支援事業交付金の事業実績報告について

平成 年 月 日厚生労働省発老第 号で交付決定を受けた標記交付金に係る事業実績について、次の関係書類を添えて報告する。

(添付書類)

全事業共通

- 1 平成 年度地域支援事業交付金精算書(様式1)
- 2 平成 年度包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)実施報告書(様式2)
- 3 平成 年度任意事業実施報告書(様式3)
- 4 平成 年度包括的支援事業(社会保障充実分)計画書(様式4)
- 5 平成 年度歳入歳出決算(見込)書抄本

(内訳として、支給実績内訳書(円単位、任意様式)等を添付すること。)

介護予防・日常生活支援総合事業実施市町村で該当がある場合のみ

- 6 平成 年度介護予防・日常生活支援総合事業の上限額引き上げに係る事業実施報告書(様式1の(1)別添)
- 7 平成 年度包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業の特例上限額適用に係る事業実施報告書(様式5)

旧介護予防・日常生活支援総合事業実施市町村で該当がある場合のみ

- 8 平成 年度旧介護予防・日常生活支援事業の上限額引き上げに係る事業実施報告書(様式6)

保 険 者 名					
都道府県コード		市区町村コード			C・D

平成 年度地域支援事業交付金精算書

区 分	総事業費 A 円	寄付金その他 の収入額 B 円	差引額 C(A－B) 円	対象経費 実支出額 D 円	基準額 E 円	交付基本額 F 円	交付金所要額 G 円	交付金 交付決定額 H 円	交付金 受入済額 I 円	差引過不足額 I－G		備 考
										超過額 J 円	不足額 K 円	
1 介護予防・日常生活支援総合事業												
（1）訪問型サービス（第1号訪問事業）												
ア 訪問介護相当サービス												
イ 訪問型サービスA（緩和した基準によるサービス）												
ウ 訪問型サービスB（住民主体による支援）												
エ 訪問型サービスC（短期集中予防サービス）												
オ 訪問型サービスD（移動支援）												
カ その他												
（2）通所型サービス（第1号通所事業）												
ア 通所介護相当サービス												
イ 通所型サービスA（緩和した基準によるサービス）												
ウ 通所型サービスB（住民主体による支援）												
エ 通所型サービスC（短期集中予防サービス）												
オ その他												
（3）その他生活支援サービス（第1号生活支援事業）												
ア 栄養改善を目的とした配食												
イ 定期的な安否確認及び緊急時の対応												
ウ 訪問型サービス・通所型サービスの一体的提供等												
エ その他												
（4）介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）												
（5）審査支払手数料												
（6）高額介護予防サービス費相当事業等												
（7）一般介護予防事業												
ア 介護予防把握事業												
イ 介護予防普及啓発事業												
ウ 地域介護予防活動支援事業												
エ 一般介護予防事業評価事業												
オ 地域リハビリテーション活動支援事業												
2 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業												
（1）包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）												
（2）任意事業												
ア 介護給付等費用適正化事業												
イ 家族介護支援事業												
ウ その他の事業												
（ア）成年後見制度利用支援事業												
（イ）福祉用具・住宅改修支援事業												
（ウ）認知症対応型共同生活介護事業所の家賃等助成事業												
（エ）認知症サポーター等養成事業												
（オ）重度のALS患者の入院におけるコミュニケーション支援事業												
（カ）地域自立生活支援事業												
3 小 計（1＋2）												
4 包括的支援事業（社会保険充実分）												
（1）在宅医療・介護連携推進事業												
（2）生活支援体制整備事業												
（3）認知症初期集中支援推進事業												
（4）認知症地域支援・ケア向上事業												
（5）地域ケア会議推進事業												
5 合 計（3＋4）												

(注) 1 B欄には、交付要綱4にいう寄付金その他の収入額を記入すること。
2 E欄には、交付要綱4に定める基準額を記入すること。
3 F欄には、C欄、D欄及びE欄を比較して最も少ない額を記入すること。
4 G欄には、F欄の額に交付要綱4の第4欄に定める交付率を乗じて得た額(1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てること。)を記入すること。

①総合事業の個別協議の有無
②包括的支援事業(社会保険充実分)の個別協議の有無

保 険 者 名	
都道府県コード	
市区町村コード	
C・D	

別紙様式第4様式1の(1)別添

平成 年度介護予防・日常生活支援総合事業の上限額引き上げに係る事業実施報告書

介護予防・日常生活支援総合事業(交付要綱3の(1)のアの事業)

実施主体	〇〇市		
実施時期	平成 年 月 日から実施		
実績額	0円 (計画額: 0円)		
上限額			
(1) 原則の上限額	0円		
(2) 選択可能な上限額(給付全体)	0円		
(3) (1)の10%特例選択	0円		
(4) (2)の10%特例選択	0円		
上限超過の理由(下記の理由に該当する箇所に○を付け、具体的な内容を記載すること)			
	介護予防に効果的なプログラムを新たに導入等		
	介護予防や生活支援サービスの供給体制が近隣市町村と比較して著しく不足等		
	小規模市町村で通いの場の新たな整備等		
	その他		
内容 (具体的に 記載)			

※上限引き上げは、当該年度一時的に費用が伸びるが、住民主体の取組が促進され、費用の伸びが低減する見込みがあることが前提。

※上限超過の理由として、該当箇所に○を付けた場合には以下の点に留意の上、具体的に内容を記載すること。個別協議については、理由によっては認められない場合もあるので留意すること。

・介護予防に効果的なプログラムを新たに導入・・・具体的に新たに導入したプログラム内容を具体的に記載すること。なお、原則として導入した年度のみ個別協議が認められるものとするが、やむを得ない理由がある場合はこの限りではない。

・介護予防や生活支援サービスの供給体制が近隣市町村と比較して著しく不足・・・県内の市町村との比較か隣接市町村との比較かなど具体的な比較方法を数値も含めて記載する。

・小規模市町村で通いの場の新たな整備・・・整備に要した額を具体的に記載する。

・その他・・・内容が詳細に分かるように具体的に記載する。

平成 年度地域支援事業交付金精算書

区 分	総事業費 A	寄付金その他の 収入額 B	差引額 C(A-B)	対象経費 実支出額 D	基準額 E	交付基本額 F	交付金所要額 G	交付金 交付決定額 H	交付金 受入済額 I	差引過不足額 I-G		備 考
										超過額 J	不足額 K	
1 旧介護予防・日常生活支援総合事業	円				円	円	円	円	円	円	円	
(1) 要支援者向け事業												
ア 予防サービス事業及び生活支援サービス事業												
イ ケアマネジメント事業												
ウ 評価事業												
(2) 二次予防事業対象者向け事業												
ア 二次予防事業対象者の把握事業												
イ 予防サービス事業及び生活支援サービス事業												
ウ ケアマネジメント事業												
エ 評価事業												
(3) 一次予防事業対象者向け事業												
ア 介護予防普及啓発事業												
イ 地域介護予防活動支援事業												
ウ 一次予防事業評価事業												
エ 地域リハビリテーション活動支援事業												
(4) 審査支払手数料												
(5) 総合事業費精算金												
2 包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業												
(1) 包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)												
(2) 任意事業												
ア 介護給付等費用適正化事業												
イ 家族介護支援事業												
ウ その他の事業												
(ア) 成年後見制度利用支援事業												
(イ) 福祉用具・住宅改修支援事業												
(ウ) 認知症対応型共同生活介護事業所の家賃等助成事業												
(エ) 認知症サポーター等養成事業												
(オ) 重度のALS患者の入院におけるコミュニケーション支援事業												
(カ) 地域自立生活支援事業												
3 小 計(1+2)												
4 包括的支援事業(社会保障充実分)												
(1) 在宅医療・介護連携推進事業												
(2) 生活支援体制整備事業												
(3) 認知症初期集中支援推進事業												
(4) 認知症地域支援・ケア向上事業												
(5) 地域ケア会議推進事業												
5 合 計(3+4)												

(注) 1 B欄には、交付要綱4にいう寄付金その他の収入額を記入すること。
2 E欄には、交付要綱4に定める基準額を記入すること。
3 F欄には、C欄、D欄及びE欄を比較して最も少ない額を記入すること。
4 G欄には、F欄の額に交付要綱4の第4欄に定める交付率を乗じて得た額(1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てること。)を記入すること。

給付見込額
円
包括的支援事業(社会保障充実分)の個別協議の有無

保険者名	
都道府県コード	
市区町村コード	
C・D	

平成 年度地域支援事業交付金精算書

区 分	総事業費 A 円	寄付金その他の 収入額 B 円	差引額 C(A-B) 円	対象経費 実支出額 D 円	基準額 E 円	交付基本額 F 円	交付金所要額 G 円	交付金 交付決定額 H 円	交付金 受入済額 I 円	差引過不足額 I-G		備考	備考
										超過額 J 円	不足額 K 円		
1 旧介護予防事業													
(1)二次予防事業													
ア 二次予防事業の対象者把握事業													
イ 通所型介護予防事業													
ウ 訪問型介護予防事業													
エ 二次予防事業評価事業													
(2)一次予防事業													
ア 介護予防普及啓発事業													
イ 地域介護予防活動支援事業													
ウ 一次予防事業評価事業													
エ 地域リハビリテーション活動支援事業													
(3)総合事業費精算金													
2 包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業													
(1)包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)													
(2)任意事業													
ア 介護給付等費用適正化事業													
イ 家族介護支援事業													
ウ その他の事業													
(ア)成年後見制度利用支援事業													
(イ)福祉用具・住宅改修支援事業													
(ウ)認知症対応型共同生活介護事業所の家賃等助成事業													
(エ)認知症サポーター等養成事業													
(オ)重度のALS患者の入院におけるコミュニケーション支援事業													
(カ)地域自立生活支援事業													
3 小 計(1+2)													
4 包括的支援事業(社会保障充実分事業計)													
(1)在宅医療・介護連携推進事業													
(2)生活支援体制整備事業													
(3)認知症初期集中支援推進事業													
(4)認知症地域支援・ケア向上事業													
(5)地域ケア会議推進事業													
5 合 計(3+4)													

(注) 1 B欄には、交付要綱4にいう寄付金その他の収入額を記入すること。
2 E欄には、交付要綱4に定める基準額を記入すること。
3 F欄には、C欄、D欄及びE欄を比較して最も少ない額を記入すること。
4 G欄には、F欄の額に交付要綱4の第4欄に定める交付率を乗じて得た額(1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てること。)を記入すること。

給付見込額
円
包括的支援事業(社会保障充実分)の個別協議の有無

保 険 者 名	
都道府県コード	
市区町村コード	
C・D	

別紙様式第4様式2

平成 年度包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）実施報告書

1 地域包括支援センターの設置状況

(1) 設置状況

	合計	
	直営	委託
地域包括支援センターの設置数		

(2) 委託先の状況

	合計						
	社会福祉法人 (社協以外)	社会福祉協議会	医療法人	社団・財団法人	NPO法人	その他	
委託先件数							

(3) 職員の状況

	合計				
	保健師	社会福祉士	主任ケアマネジャー	その他	
配置数					

※「保健師」には経験ある看護師も含む。

保険者名					
都道府県 コード		市区町村コード			C・D

平成 年度任意事業実施報告書

任意事業（交付要綱3の（1）、（2）、（3）のウの事業）

介護保険法第115条の45第3項に基づく事業	ア 介護給付等費用適正化事業	
	イ 家族介護支援事業	
	ウ その他の事業	
	実施主体	〇〇市
実施期間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日	
事業費	円 （計画額： 円）	
事業名 （事業費）	実施内容	効果
（ 円）		
（ 円）		
（ 円）		
（ 円）		
（ 円）		

（注）

- 1 「介護保険法第115条の45第3項に基づく事業」は、ア～ウの該当する事業の記号に「○」を付けること。また、ア～ウの事業を複数実施している場合は別葉で作成し、要綱等関係書類を添付すること。
- 2 「事業名（事業費）」について、事業名は様式3別添より番号を記入し、事業費には対象経費実支出額を記入し、計画額には実施計画時の対象経費支出予定額を記入すること。
- 3 「実施内容」は、具体的かつ簡潔に記入すること。
- 4 「効果」には、事業計画書の目標に対して達成した効果について、定量的・定性的な観点から記入すること。

任意事業

介護給付等費用適正化事業	① 認定調査状況チェック
	② ケアプランの点検
	③ 住宅改修等の点検
	④ 医療情報との突合・縦覧点検
	⑤ 介護給付費通知
	⑥ 給付実績を活用した分析・検証事業
	⑦ 介護サービス事業者等への適正化支援事業
家族介護支援事業	⑧ 介護教室の開催
	⑨ 認知症高齢者見守り事業
	⑩ 健康相談・疾病予防等事業
	⑪ 介護者交流会の開催
	⑫ 介護自立支援事業
	⑬ 介護用品の支給
その他の事業	⑭ 成年後見制度利用支援事業
	⑮ 福祉用具・住宅改修支援事業
	⑯ 認知症対応型共同生活介護事業所の家賃等助成事業
	⑰ 認知症サポーター等養成事業
	⑱ 重度のALS患者の入院におけるコミュニケーション支援事業
	⑲ 高齢者の安心な住まいの確保に資する事業
	⑳ 介護サービスの質の向上に資する事業
	㉑ 地域資源を活用したネットワーク形成に資する事業
	㉒ 家庭内の事故等への対応の体制整備に資する事業

平成 年度包括的支援事業（社会保障充実分）実施報告書

包括的支援事業（社会保障充実分）（交付要綱 3 の（１）、（２）、（３）のイの事業）

実施主体	〇〇市									
実施時期	①平成 年 月 日から実施					②平成 年 月 日から実施				
	③平成 年 月 日から実施					④平成 年 月 日から実施				
社会保障充実分 総事業費	円			標準額 (4事業の合計額)		円				
①在宅医療・介護連携推進事業	事業費	(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)	(カ)	(キ)	(ク)	
	0円	(イ)等の会議		(オ)の相談窓口	(オ)の相談員等	(カ)多職種研修	(カ)その他の研修			
		0回	0箇所	0人	0回	0回				
②生活支援体制整備事業	事業費	第1層				第2層				
		コーディネーター		協議体		コーディネーター		協議体		
	0円	0人		0箇所		0人		0箇所		
③認知症総合支援事業	事業費	認知症初期集中支援チーム設置				認知症地域支援推進員設置				
	0円	0箇所				0箇所				
④地域ケア会議推進事業	事業費	地域ケア個別会議				地域ケア推進会議				
	0円	0回				0回				

(注)

1 「事業費」には、対象経費支出予定額を記入すること。「標準額（4事業の合計額）」には、交付要綱 4 に定める基準額を記載すること。

2 在宅医療・介護連携推進事業の（ア）から（ク）については、実施要綱の事業内容（ア）から（ク）とする。
右欄には実施の場合は○、未実施の場合は×を記入すること。

平成 年度包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業の特例上限額適用に係る事業実施報告書

包括的支援事業（地域包括支援センターの運営等）及び任意事業（交付要綱3の（1）、（2）、（3）のイ・ウの事業）

実施主体	〇〇市		
①介護予防・日常生活支援総合事業の実施			
実施時期	平成 年 月 日から実施		
②主要介護給付等費用適正化事業			
事業名 (事業費)	主要5事業に係る取り組みの効果検証等		
認定調査状況 チェック (円)	①目標に照らした現状の評価		
	②分析の結果明らかになる課題の整理		
	③目標の達成に向けた改善策の検討		
ケアプランの点検 (円)	①目標に照らした現状の評価		
	②分析の結果明らかになる課題の整理		
	③目標の達成に向けた改善策の検討		
住宅改修等の点検 (円)	①目標に照らした現状の評価		
	②分析の結果明らかになる課題の整理		
	③目標の達成に向けた改善策の検討		
医療情報との突合・縦覧点検 (円)	①目標に照らした現状の評価		
	②分析の結果明らかになる課題の整理		
	③目標の達成に向けた改善策の検討		
介護給付費通知 (円)	①目標に照らした現状の評価		
	②分析の結果明らかになる課題の整理		
	③目標の達成に向けた改善策の検討		
③小規模自治体に該当			

(注)

- 1 「事業費（実施計画額）」には、対象経費実支出額と実施計画時の対象経費支出予定額を記入すること。
- 2 「主要5事業に係る取り組みの効果検証等」には、事前の目標設定を踏まえ、①から③の項目ごとに記入すること。
- 3 ③は平成26年度の包括的支援事業・任意事業の上限額が12,500千円未満の市町村の場合、右欄に○を記入すること。
小規模自治体に該当する場合は、②を記入しなくても可。

平成 年度旧介護予防・日常生活支援総合事業の上限額引き上げに係る事業実施報告書

1 旧介護予防・日常生活支援総合事業の上限額引き上げに係る理由（該当項目にチェック）

- ☐（ア）地域支援事業に要する費用の額が、給付見込額の百分の三を超えず、
旧介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の額が、給付見込額の百分の二を超える。
- ☐（イ）地域支援事業に要する費用の額が、給付見込額の百分の三を超え、
旧介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の額が、給付見込額の百分の二を超えない。
- ☐（ウ）地域支援事業に要する費用の額が、給付見込額の百分の三を超え、
旧介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の額が、給付見込額の百分の二を超える。

2 実績額等について

	(1) 旧政令第37条の13第1項で定める上限額 (※2)	(2) 事業実績額 (※3)	うち要支援者にかかる額(※4)	(3) 差引額((2)-(1)) (0以上の数値を記入。) (※6)
地域支援事業	円	円	円	円
旧介護予防・日常生活支援総合事業	円	円	円	円
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営等)及び任意事業	円	円		

(4) 給付見込額 (※1)	円	(5) 給付見込額に1%を乗じて得た額(※5)	地域支援事業	円
			旧介護予防・日常生活支援総合事業	円

- (※1) 給付見込額は、旧政令第37条の13第2項で規定されるとおり、旧介護予防・日常生活支援総合支援事業を行わないものとするれば介護給付等に要することとなる費用の見込額に基づいて算定すること。
- (※2) (1) 旧政令第37条の13第1項で定める上限額の算定時において、1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てること。（以下(※4)においても同じ。）
- (※3) (2) 事業実績額は、対象経費実支出額を記入すること。
- (※4) うち要支援者にかかる額は、(2) 事業実績額中、要支援者の旧介護予防・日常生活支援総合事業にかかる実績額を記入すること。
- (※5) (5) 給付見込額に1%を乗じて得た額は、給付見込額に、旧政令第37条の13第1項で定める上限比率（地域支援事業＝百分の3、旧介護予防・日常生活支援総合事業＝百分の2）に百分の1を加えた比率を乗じて得た額から、(1) 旧政令第37条の13第1項で定める上限額を差し引いた額を記入すること。
- (※6) (3) 差引額は、(5) 給付見込額に1%を乗じて得た額を下回る額を記入すること。

保 険 者 名					
都道府県コード*		市区町村コード*		C・D	

平成 年度地域支援事業交付金交付決定通知書

(市町村名)

平成 年 月 日 第 号で申請のあった介護保険法(平成9年法律第123号)第122条の2に基づく平成 年度地域支援事業交付金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)(以下「適正化法」という。) $\left\{ \begin{array}{l} \text{第6条第1項の規定により} \\ \text{第6条第3項の規定により、修正のうえ} \end{array} \right\}$

平成 年 月 日厚生労働省発老第 号をもって、次のとおり交付することに決定されたので、適正化法第8条の規定により通知する。

平成 年 月 日

都道府県知事 氏 名



1 交付金の交付の対象となる事業(以下「事業」という。)は、平成〇〇年〇月〇〇日厚生労働省発老第〇〇〇〇〇〇〇号厚生労働事務次官通知の別紙「地域支援事業交付金交付要綱」(以下「交付要綱」という。)の3に定める事業であり、その内容は $\left\{ \begin{array}{l} \text{平成 年 月 日第 号申請書記載のとおり} \\ \text{2のとおり} \end{array} \right\}$ である。

2 事業に要する経費及び交付金の額は、次のとおりである。ただし、事業の内容が変更された場合において、事業に要する経費又は交付金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。

事業に要する経費	金	円
交付金の額	金	円

3 事業に要する経費の配分及びこれに対応する交付金の額の区分は、次のとおりである。

区 分	事業に要する経費		交付金の額	
介護予防・日常生活支援総合事業	金	円	金	円
旧介護予防・日常生活支援総合事業 又は旧介護予防事業	金	円	金	円
包括的支援事業(地域包括支援 センターの運営)及び任意事業	金	円	金	円
包括的支援事業(社会保障充実分)	金	円	金	円

- 4 交付金の額の確定は、交付要綱の4に定める交付額の算定方法により行うものである。
- 5 この交付金は交付要綱の6に掲げる事項を条件として交付するものである。
- 6 事業に係る事業実績報告は、交付要綱の11に定めるところにより行わなければならない。
- 7 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における適正化法第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、平成 年 月 日とする。

平成 年度地域支援事業交付金追加交付決定(交付決定一部取消)通知書

(市町村名)

平成 年 月 日厚生労働省発老第 号で交付決定された平成 年度地域支援事業交付金については、平成 年 月 日 第 号申請に基づき、平成 年 月 日厚生労働省発老第 号をもって決定の内容の一部を次のとおり変更することに決定されたので通知する。

平成 年 月 日

都道府県知事 氏 名



1 交付金の交付の対象となる事業(以下「事業」という。)は、平成〇〇年〇月〇〇日厚生労働省発老第〇〇〇〇〇〇〇〇号厚生労働事務次官通知の別紙「地域支援事業交付金交付要綱」の3に定める事業であり、その内容は { 平成 年 月 日第 号申請書記載のとおり } である。
2のとお

2 事業に要する経費及び交付金の額は、次のとおりである。

事業に要する経費	金	円	(内今回増加(減少)額	金	円)	
交付金の額	金	円	(内今回追加交付(一部取消)額	金	円)	
3 事業に要する経費の配分及びこれに対応する交付金の額の区分は、次のとおりである。						
区 分	事業に要する経費		交付金の額			
介護予防・日常生活支援総合事業						
	金	円		金	円	
	内今回増加(減少)額	金	円	内今回追加交付(一部取消)額	金	円
旧介護予防・日常生活支援総合事業又は旧介護予防事業						
	金	円		金	円	
	内今回増加(減少)額	金	円	内今回追加交付(一部取消)額	金	円
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業						
	金	円		金	円	
	内今回増加(減少)額	金	円	内今回追加交付(一部取消)額	金	円
包括的支援事業(社会保障充実分)						
	金	円		金	円	
	内今回増加(減少)額	金	円	内今回追加交付(一部取消)額	金	円

4 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、平成 年 月 日とする。

平成 年度地域支援事業交付金交付額確定通知書

(市町村名)

平成 年 月 日厚生労働省発老第 号で交付決定された平成 年度地域支援事業交付金については、平成 年 月 日 第 号事業実績報告に基づき、平成 年 月 日厚生労働省発老第 号をもって交付額が別表のとおり確定されたので通知する。

なお、確定の結果不足となる金額については、別表のとおり追加交付することとし、また、超過交付となった金額については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第18条第2項の規定により、平成 年 月 日までに返還することを命ぜられたので併せて通知する。

平成 年 月 日

都道府県知事 氏 名

印

(別表)

平成 年度地域支援事業交付金交付額確定内訳書

		市 町 村 名		
		確定額	追加交付額	返還を要する額
地域支援事業交付金		円	円	円
内 訳	介護予防・日常生活支援総合事業	円	円	円
	旧介護予防・日常生活支援総合事業又は旧介護予防事業	円	円	円
	包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業	円	円	円
	包括的支援事業(社会保障充実分)	円	円	円

第 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事

印

(標 題)

管内市町村から提出された標記申請(報告)書について、関係書類と照合等その内容を審査し、適正であることを確認したので、別添のとおり提出します。

記入上の注意

標題は、次のとおり記入する。

- (1) 当初申請のときは、「平成 年度地域支援事業交付金交付申請書の提出について」と記入し、所要額調書市町村別内訳(様式1)を添付すること。
- (2) 変更交付申請のときは、「平成 年度地域支援事業交付金変更交付申請書の提出について」と記入し、所要額調書市町村別内訳(様式1)を添付すること。
- (3) 事業実績報告のときは、「平成 年度地域支援事業交付金事業実績報告書の提出について」と記入し、精算書市町村別内訳(様式2)を添付すること。

(項)高齢者日常生活支援等推進費
(目)地域支援事業交付金

(都道府県名:)

項番	市町村名	保険者番号	当初交付申請公文書		区 分	総事業費	寄付金その他の収入額	差引額	対象経費支出予定額	基準額	交付基本額	交付金所要額	総合事業調整交付金所要額	備考
			年月日	番号		A	B	C(A-B)	D	E	F	G	H	
						円	円	円	円	円	円	円	円	
1					介護予防・日常生活支援総合事業									
					旧介護予防・日常生活支援総合事業又は旧介護予防事業									
					包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業									
					在宅医療・介護連携推進事業									
					生活支援体制整備事業									
					認知症初期集中支援推進事業									
					認知症地域支援・ケア向上事業									
					地域ケア会議推進事業									
					計									
2					介護予防・日常生活支援総合事業									
					旧介護予防・日常生活支援総合事業又は旧介護予防事業									
					包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業									
					在宅医療・介護連携推進事業									
					生活支援体制整備事業									
					認知症初期集中支援推進事業									
					認知症地域支援・ケア向上事業									
					地域ケア会議推進事業									
					計									
3					介護予防・日常生活支援総合事業									
					旧介護予防・日常生活支援総合事業又は旧介護予防事業									
					包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業									
					在宅医療・介護連携推進事業									
					生活支援体制整備事業									
					認知症初期集中支援推進事業									
					認知症地域支援・ケア向上事業									
					地域ケア会議推進事業									
					計									
4					介護予防・日常生活支援総合事業									
					旧介護予防・日常生活支援総合事業又は旧介護予防事業									
					包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業									
					在宅医療・介護連携推進事業									
					生活支援体制整備事業									
					認知症初期集中支援推進事業									
					認知症地域支援・ケア向上事業									
					地域ケア会議推進事業									
					計									
5					介護予防・日常生活支援総合事業									
					旧介護予防・日常生活支援総合事業又は旧介護予防事業									
					包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業									
					在宅医療・介護連携推進事業									
					生活支援体制整備事業									
					認知症初期集中支援推進事業									
					認知症地域支援・ケア向上事業									
					地域ケア会議推進事業									
					計									
合計					介護予防・日常生活支援総合事業									
					旧介護予防・日常生活支援総合事業又は旧介護予防事業									
					包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業									
					在宅医療・介護連携推進事業									
					生活支援体制整備事業									
					認知症初期集中支援推進事業									
					認知症地域支援・ケア向上事業									
					地域ケア会議推進事業									
					計									

(注) 1 区分欄における「実施事業名」欄には、旧介護予防事業、介護予防・日常生活支援総合事業又は旧介護予防・日常生活支援総合事業のうち、実施している事業名を記入すること。

2 B欄には、交付要綱の4(1)寄付金その他の収入額を記入すること。

3 E欄には、交付要綱4に定める基準額を記入すること。

4 F欄には、C欄、D欄及びE欄を比較して最も少ない額を記入すること。

5 G欄には、F欄の額に交付要綱4の第4欄に定める交付率を乗じて得た額(1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てること。)を記入すること。

（項）高齢者日常生活支援等推進費

（目）地域支援事業交付金

（都道府県名： ）

項番	市町村名	区 分	総事業費	寄付金その他の収入額	差引額	対象経費 実支出額	基準額	交付基本額	交付金所要額	総合事業調整 交付金所要額	備考
			A	B	C(A－B)	D	E	F	G	H	
			円	円	円	円	円	円	円	円	
1		介護予防・日常生活支援総合事業									
		旧介護予防・日常生活支援総合事業又は旧介護予防事業									
		包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業									
		在宅医療・介護連携推進事業									
		生活支援体制整備事業									
		認知症初期集中支援推進事業									
		認知症地域支援・ケア向上事業									
		地域ケア会議推進事業									
		計									
2		介護予防・日常生活支援総合事業									
		旧介護予防・日常生活支援総合事業又は旧介護予防事業									
		包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業									
		在宅医療・介護連携推進事業									
		生活支援体制整備事業									
		認知症初期集中支援推進事業									
		認知症地域支援・ケア向上事業									
		地域ケア会議推進事業									
		計									
3		介護予防・日常生活支援総合事業									
		旧介護予防・日常生活支援総合事業又は旧介護予防事業									
		包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業									
		在宅医療・介護連携推進事業									
		生活支援体制整備事業									
		認知症初期集中支援推進事業									
		認知症地域支援・ケア向上事業									
		地域ケア会議推進事業									
		計									
4		介護予防・日常生活支援総合事業									
		旧介護予防・日常生活支援総合事業又は旧介護予防事業									
		包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業									
		在宅医療・介護連携推進事業									
		生活支援体制整備事業									
		認知症初期集中支援推進事業									
		認知症地域支援・ケア向上事業									
		地域ケア会議推進事業									
		計									
5		介護予防・日常生活支援総合事業									
		旧介護予防・日常生活支援総合事業又は旧介護予防事業									
		包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業									
		在宅医療・介護連携推進事業									
		生活支援体制整備事業									
		認知症初期集中支援推進事業									
		認知症地域支援・ケア向上事業									
		地域ケア会議推進事業									
		計									
	合計	介護予防・日常生活支援総合事業									
		旧介護予防・日常生活支援総合事業又は旧介護予防事業									
		包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業									
		在宅医療・介護連携推進事業									
		生活支援体制整備事業									
		認知症初期集中支援推進事業									
		認知症地域支援・ケア向上事業									
		地域ケア会議推進事業									
		計									

（注）1 区分欄における「実施事業名」欄には、旧介護予防事業、介護予防・日常生活支援総合事業又は旧介護予防・日常生活支援総合事業のうち、実施している事業名を記入すること。

2 B欄には、交付要綱の41にいう寄付金その他の収入額を記入すること。

3 E欄には、交付要綱41に定める基準額を記入すること。

4 F欄には、C欄、D欄及びE欄を比較して最も少ない額を記入すること。

5 G欄には、F欄の額に交付要綱4の第4欄に定める交付率を乗じて得た額（1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てること。）を記入すること。